

# 平成 2 2 年度一般会計予算特別委員会会議録

平成 2 2 年 3 月 1 6 日 ( 火 )

( 開 会 ) 9 : 5 9

( 閉 会 ) 1 9 : 1 4

委員長

ただ今から、平成 2 2 年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についておはかりさせていただきます。本日から予算審査を行うわけですが、審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はそのつど、おはかりしていきます。

次に各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は 7 つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで質疑をお願いします。次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債、給与費明細書についての質疑を行います。次に、答弁を保留した質疑、および各款・各条にまたがる質疑を総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、はっきりと的確な答弁をお願いします。また、委員の皆さんにおかれましては、質疑は簡潔をお願いします。また、審査の過程で、対象となる款に関係のない方は各職場での通常業務を優先してください。以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、「議案第 3 2 号 平成 2 2 年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。お手元に配付いたしておりますとおり、事前に資料要求の通告がっております。川上委員から要求がおります資料は提出できますか。

財政課長

資料の要求につきましては各課にまたがりますので、財政課のほうでお答えさせていただきます。川上委員から要求のありました資料で、資料要求一覧表のうち 3 ページになりますが、3 ページの二段目でございます。部落解放同盟飯塚市協議会平成 1 8 年度支出のうち市長選挙 2 5 , 0 0 0 円、市議選挙 7 3 , 0 0 0 円の領収書の写しにつきましては、資料がございませんので提出ができません。その下、3 段目になりますが、部落解放同盟役員の活動状況がわかるもの、かっこ書きで人件費と出勤状況、業務内容になりますが、このうち人件費と業務内容につきましては、別資料の交付団体の状況資料に添付されております。出勤状況については資料がありませんので、提出ができません。その下、4 段目になりますが、齊藤市長と部落解放同盟の政策協定につきましては、資料がありませんので提出ができません。これ以外の資料につきましては提出をさせていただきます。

委員長

おはかりいたします。川上委員から要求がありました資料のうち、執行部が提出できる資料について、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

( 資料配付 )

それでは、執行部から全般にわたり補足説明を求めます。

## 財政課長

議案第32号「平成22年度飯塚市一般会計予算」について、補足説明させていただきます。

本年度の一般会計当初予算につきましては、4月に市長選挙が執行される関係から、政策的な新規事業や6月補正予算計上で執行可能な投資的経費を除いた年間予算を計上させていただいております。法的に規定された名称ではありませんが、通称骨格予算といわれるもので、本予算として1年分の予算を計上いたしております。数ヶ月程度の一定期間の義務的経費を中心に計上し、本予算成立後は効力を失う暫定予算とは異なるものでございます。

それでは、配布いたしております「平成22年度予算資料」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。予算額につきましては、一般会計は、540億9500万円、前年度と比較いたしますと、9000万円、0.2%の増となっており、骨格予算ながら前年度とほぼ変わらない額となっておりますのは、子ども手当制度の創設による約16億円の増額などによるものでございます。

2ページをお願いいたします。予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。その中の主なものについてご説明いたします。

先ず、歳入でございますが、市税は、21年度の決算見込を基に経済状況および税制改正等を考慮し、総額で128億5721万1千円を計上いたしております。前年度より1億8607万2千円、1.4%の減となっております。地方譲与税および地方消費税等の各交付金につきましては、地方財政計画の伸び率を基に算定し計上いたしております。

地方交付税は、普通交付税で前年度より3億円増の139億円を計上しておりますが、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額は169億100万円となり、平成21年度決定額より約8億円、4.9%の増を見込んでおります。また、特別交付税につきましては、前年度と同額の15億円を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。使用料及び手数料のごみ処理手数料につきましては、昨年6月に単価の改定を行いまして、前年比で約4200万円増額の5億4200万円を計上しております。国庫支出金および県支出金につきましては、22年度実施事業に係る国・県の負担金、補助金および交付金を計上しておりますが、うち子ども手当負担金は、新たな国の制度によるもので、15億7662万円を計上しております。繰入金の財政調整基金で財源の調整を行っていますが、4億2856万9千円を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。市債につきましては、臨時財政対策債約30億円を含み、電算管理事業債、小中学校施設整備事業債等、総額で38億9070万円を計上いたしておりますが、このうち8億2940万円は、合併特例債を活用するものであります。

次に、歳出でございますが、職員人件費の一般会計及び特別会計の総額は、退職不補充等により前年度より約2億5600万円少ない88億3436万2千円を計上いたしております。職員数は、任期付任用職員、再任用職員、嘱託職員を含めまして37人の減となっております。

5ページをお願いいたします。企画費のコミュニティバス運行事業は、国庫補助の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して、実証運行2年目に係る経費として市負担金5958万5千円と地域交通協議会運営資金貸付金3400万円の計9358万5千円を計上いたしております。電算管理費では、情報ネットワークシステム開発委託料、電算システム新体系構築委託料等、平成23年度からのシステム再構築に係る経費を計上するものであります。

6ページをお願いいたします。選挙費では、平成22年7月11日執行予定の参議院議員選挙、平成22年4月18日執行の市長選挙及び市議会議員補欠選挙等の執行経費を計上しております。統計調査費では、本年が5年ごとに実施される国勢調査の年にあたりますので、その調査費を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。民生費、高齢者福祉費の後期高齢者医療療養給付費負担金は、

医療給付費の12分の1を県の広域連合へ負担するもので、前年比で約6500万円増の13億2256万6千円となっています。

8ページをお願いいたします。障がい者福祉費の介護給付費は、利用者が増加したこと等により、前年度比で1億8千万円ほど増額となっています。児童福祉総務費の私立保育所整備事業費補助金は、県補助2分の1を受けまして、私立保育所の施設の改修等に係る経費を補助するもので、工期の関係から当初で計上させていただいております。

私立保育所運営費では、飯塚東保育所の民営化等により約1億1700万円の増となっております。

9ページをお願いします。平成22年度から支給される子ども手当につきましては、中学生までを対象として、本年度は現行制度の児童手当を含んで1人当たり月額13,000円を支給するもので、国の10分の10の負担金を受け、15億7662万円を計上するものでございます。保育所費の公立保育所運営費では、飯塚東保育所の民営化等により約6300万円の減額となっております。青少年対策費の穎田児童センター新築事業は、穎田小中学校及び公民館と合わせて夏休み時期に地盤調査等を実施するため、当初から計上させていただいております。生活保護扶助費につきましては、保護率の増加傾向が続いており、母子加算復活による増額も合わせて、本年度は99億8773万2千円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。環境対策費の浄化槽設置費補助金は、国の経済対策によるモデル事業実施のため、平成23年度までの2年間については補助単価を約10%上げ、普及促進を図ろうとするものでございます。病院費の病院事業会計補助金は、病床および救急医療に係る交付税措置の算定が変更されたことなどにより、前年度比で5300万円ほど増額となっております。

11ページをお願いいたします。清掃総務費のふくおか県央環境施設組合負担金は、平成21年度の実施した旧ごみ焼却施設解体事業の減により、約1億2000万円の減額となっています。労働費の旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業では、平成19年度から22年度までの事業で、三軒屋～工業団地線道路新設工事を実施することとしております。当初では上期分のみ計上として、下期分は6月補正に計上の予定であります。労働諸費で、県の臨時特例基金事業を活用した各種緊急雇用対策の10事業につきましては、早期に雇用を創出するため当初から計上いたしております。同様に、ふるさと雇用再生事業費につきましても、県の基金事業として継続した雇用を図るため、2事業を実施するものでございます。

12ページをお願いいたします。農業委員会費の農地制度実施円滑化事業費は、農地法改正による農地の利用状況調査等の追加事務に係る経費を計上するものでございます。

林業振興費の荒廃森林再生事業委託料は、森林環境税を活用して、荒廃した民有林約2,000haを10ヵ年計画で再生しようとするもので調査及び間伐、除伐事業等を実施するものであります。

13ページをお願いいたします。商工費の商工業振興費では、平成20年度から設置しております名古屋事務所の経費を計上いたしております。企業立地促進補助金は、企業が取得した対象物件に係る固定資産税相当額や、新規常用従業員数に応じて補助するもので、本年度は3283万円を計上いたしております。観光費で、旧伊藤伝右衛門邸運営費を613万7千円計上いたしておりますが、集客を図るため女流王位戦等の各種イベントを計画しております。

14ページをお願いいたします。飯塚観光協会補助金は、以下に記載しております各種イベント等への助成を行うものでございます。都市計画総務費の都市計画基本方針等策定委託料は、平成18年度から債務負担行為を設定し実施しておりますが、22年度が最終年度となり、都市計画区域変更、都市計画決定、緑の基本計画策定を実施いたします。住宅建設費の川島公営住宅建替事業につきましては、鯉田中線道路改良事業の関連事業として実施するものですが、

事業進捗の関係等により当初から計上させていただいております。

15ページをお願いいたします。少人数学級教員配置事業費につきましては、学級数の増が見込まれるため、任期付雇用職員3人分の人件費等を増額計上するものであります。

16ページをお願いいたします。小学校整備費では、23年度以降の工事のため、穎田小中学校建設事業及び庄内小学校大規模改造事業の地盤調査や設計委託料等を計上するものですが、いずれも夏休み時期を利用して実施するため、当初から計上いたしております。中学校整備費では、小学校費と同様に穎田小中学校建設事業及び庄内中学校大規模改造事業の地盤調査や設計委託料等を計上し、穂波西中学校大規模改造事業の第2期工事分を計上いたしております。小中学校共に、合併特例債等を活用して整備するものであります。

17ページをお願いいたします。公民館費では、穎田公民館新築事業費を計上し、穎田小中学校建設事業と合わせて実施するものでございます。

18ページをお願いいたします。保健体育施設管理費の中には、新規に指定管理を実施いたします体育施設の管理委託料6795万円を含んで計上いたしております。公債費の総額は77億7523万円で、前年度に比べて3億5770万3千円の減となっております。これは主に一般廃棄物処理施設整備事業債償還費の減などによるものであります。債務負担行為でございますが、固定資産税納税通知書作製費等9件につきまして、債務が後年度にまたがりまので設定するものでございます。

28ページ以降に一般会計の前年度との比較資料等を添付しておりますが、冒頭でご説明しましたように投資的経費等を除いた予算編成となっておりますので、義務的経費等を中心に増減の概要についてご説明させていただきます。

29ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳入を款別に21年度と比較したものでございます。増減の主なもので、市税につきましては、個人市民税現年分で約2億5700万円の減額及び固定資産税現年分約9500万円の増額等を見込んでおり、前年度より1億8607万2千円、1.4%の減となっております。地方交付税の増の内訳は、先ほどご説明しましたように普通交付税の増額によるものでございます。国庫支出金の増は、子ども手当負担金15億7700万円、生活保護費負担金5億7900万円の増が主な要因となっております。県支出金の増は、保育所等整備事業費補助金や緊急雇用創出事業補助金の増などによるものです。

31ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳出を款別に前年度と比較したものでございます。増減の主なもので、総務費の増は、電算システム新体系の構築等に係る経費の増などによるものでございます。民生費の増は、主に子ども手当の新設や生活保護扶助費の増によるものであります。消防費は、主に防災行政無線設備設置工事の完了により減額となっております。教育費では、小中学校整備事業について、国の経済対策を活用して平成22年度実施予定事業を21年度に前倒して実施したことなどにより減額となっております。

33ページをお願いいたします。この表は、歳出を性質別に前年度と比較したものでございます。人件費につきましては、先ほど概要説明の中で申し上げましたように、職員人件費は退職不補充等による大幅な減額となりましたが、22年度は各種選挙の従事者の時間外勤務手当や国勢調査の調査員報酬等の人件費が増額となったことにより、約2800万円の減に止まっております。扶助費が増額となっている要因としては、先ほど民生費でご説明しました子ども手当や生活保護扶助費のほかに、障がい者自立支援に係る介護給付費、私立保育所運営費、児童扶養手当、乳幼児医療費などの増加によるものであります。補助費等の減の主なものは、合併特例債を活用して送水管布設替等に対し事業費の50%を出資しております水道事業会計補助金の約1億3500万円の減、平成21年度に実施しました旧ごみ焼却施設解体事業の減により、ふくおか県央環境施設組合負担金が約1億2000万円減額となったことなどによるものでございます。投資的経費につきましては、39ページにも内訳表を添付しておりますが、

内容の説明等は省略させていただきます。

41ページをご覧ください。この表は基金ごとに平成19、20年度末残高及び21、22年度末見込額を記載いたしましたものです。上から1行目に記載の財政調整基金につきましては、21年度末決算見込みの年度末残高が30億6518万円となっており、22年度当初予算編成後の年度末残高では26億5965万3千円となり、減債基金を加えますと残高は34億8150万5千円となりますが、6月補正の財源として取崩さなければなりませんので、この額より減少する見込みであります。なお、21年度の決算で剰余金が発生した場合には、その2分の1を積み立てることとなりますので、若干増加することとなります。以上で、補足説明を終わります。

委員長

補足説明が終わりましたので、ただ今から各款の質疑に入りますが、委員の皆様をお願いいたします。通告以外の質疑は極力ご遠慮いただきますよう、ご協力をよろしく願いいたします。また、質疑をされる際には、予算書または資料のページ数等費目を示して質疑されますようお願いいたします。まずは第1款議会費及び第2款総務費、44ページから74ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております、48ページ総務費、一般管理費、「人事評価研修について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。まず、48ページ総務費、一般管理費、人事評価研修委託料に関してお尋ねをいたします。これについては追加資料がありますので追加資料の27ページ、人事評価研修委託実績と2010年度計画、この資料にも基づきながらお尋ねをしたいと思います。この資料の下のほうに、平成22年度、2010年度の委託内容が書いてあります。1から4まであるんですが、これを簡潔に説明していただけますか。

人事課長

資料に記載をしております4項目でございますけれども、この中で1、3、4につきましては、平成18年度合併以降です。ね人事評価制度の見直し、それから制度の内容の周知徹底を職員にはかるといことから取り組んできておる内容でございます。ご覧のとおりでございます。1につきましてはマニュアルの見直しを毎年かけておりますので、その変更修正についてアドバイスを受けている点でございますし、先ほど申し上げましたように、職員への研修ということで管理監督職、それから22年度につきましては、係員研修ということで2つによく分けまして、それぞれに研修を実施するということにしております。管理監督職につきましてはいわゆる面談スキルの向上と申しまししょうか、部下職員を指導いたしますので、その技術につきましてはの指導を行ったり、あるいは目標設定のとり方について、正しい理解をしていただくような内容で研修を予定しております。また係員研修につきましては現在、この制度を試行中でございますので、その制度の趣旨が十分徹底されるように、その内容につきまして研修を行う予定にしております。そして残り、2の組織風土調査の実施ということで記載をしておりますが、この人事評価制度そのものの基本となりますのが、飯塚市人材育成基本計画というものがございます。これにつきましては、旧飯塚市の時代に策定したものをベースに、合併後につきまして平成18年度に新たに基本計画を制定し、その中で、人事評価制度についても、人材育成の視点から導入を図るということを決めておるような経過がございますけれども、旧飯塚市の時代、平成14年になりますけれども、人材育成基本計画を策定する際に職場風土調査ということで、職員がどのような意識を持っているかという調査を実施した経過がございます。具体的内容をちょっと長くなりますが御説明をさせていただきますと、職員がやる気を起こすと、いわゆるモチベーションというふうに申しておりますけれども、その要因としては10項目ほどの要因があるのではないかとということでございまして、この10項目につい

て職員の意識調査を行ったことございます。具体的に言いますと給与、作業条件、人間関係、管理監督技術、会社方針、昇任、責任、成長、達成、仕事自体というような要因でございますが、これをどういうふうに職員が意識してるのかということ进行调查しております。具体的に申し上げますと、例えば74項目のアンケート調査を実施しておりますけれども、あなたの給料はあなたの仕事の質量に比べて妥当だと思いますか。あるいは、あなたの職場は課題解決や目標達成のためのチームワークがよくとれていると思いますか。あなたの上司は部下に業務上不足する知識経験を与え、部下育成に取り組んでいると思いますか。市役所の基本構想、実施計画等は十分に伝えられていると思いますか。飯塚市役所の人事制度は適切に運用されていると思いますか等々の質問を全職員に調査をいたしまして、その結果を集約し、人材育成基本計画を策定するに当たって、どういうところに視点を置いて策定すべきかというような調査を行っております。その調査を、合併後4年を経過いたしておりますので来年5年目ということで、職場環境も非常に変わってきております。それを来年度実施をいたしまして、新たに見直し、そして人事評価制度についても適正に、今現在運用が行われているのかどうかというような評価を行い、人事評価制度あるいは人材育成計画についてですね、今後について適正に運用ができるようにというような見直し作業を行うようにしております。その分を職場風土調査ということで掲載をさせていただいております。

川上委員

資料には組織風土と書いてありますけど、これは職場風土ですか。どちらですか。

人事課長

申し訳ございません。訂正をさせていただきます。資料のとおりでございます。

川上委員

平成14年から、合併を挟んで一定期間を経過しているんですね。その間には職員の方の入れ替わりというか、相当数あると思うんですが、そういう意識調査そのものは、結果については市民に公表するんですか。

人事課長

市民への公表ということは、現在のところ考えておりません。

川上委員

ことし166万円かけてやる事業の一つなんですけど、市民に公表できない理由が何かありますか。

人事課長

公表できない理由というものよりも、これはもうあくまでも人材育成あるいは人事評価制度が、どのように今後行っていけばいいといいのかというようなことの資料ですね、人事資料でございますので、これは職員研修等で職員に対しては周知を行う予定にしておりますけれども、量も非常に膨大なものになりますし、市民の方について公開できる部分については、情報公開の請求があれば、拒むものではございませんけれども、広く、例えば製本して出すというような内容のものではないというふうに理解をしておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

川上委員

求めがあれば出すということですね。それでウエストウッド・コンサルティングに看板がかわってからですね、2年連続で随契でこの会社に頼んでおるわけですがけれども、来年度はどこに委託する予定ですか。

人事課長

平成22年度につきましても、随意契約でウエストウッドのほうへ契約をする予定にしております。

川上委員

随意契約ということなんですけれども、実績を踏まえて毎年度こういう理由で随契をすることだと思っんですが、あなた方が来年度随契を図ろうとする理由はなんですか。

人事課長

先ほども申しましたように、この人事評価制度につきましては、継続してその制度の見直しを行っております。それによりまして公平公正な制度となるように、現在その向上に向けて取り組んでおりますので、その継続性ということから同じコンサルタントを使うということが1点ございます。それから先ほども申し上げましたように平成14年、この際にも今はウエストウッドということで会社の方を継承されておりますが、その前は有限会社カジという会社と契約をいたしまして、職場風土調査を実施をした経緯がございます。この職場風土調査につきましても、このウエストウッド・コンサルティングの代表取締役が実質的に担当しておりますので、そのノウハウを今回についても使用したいというような2点の理由から、来年度もウエストウッドで委託をお願いしたいというふうに考えております。

川上委員

今の理由では説得力がないなという感じなんですね。今のはですね、必ずしもウエストウッドに随契で相談しなければならんということではないと思うんですよ。私はあなた方自身が、人事課自身の手でできることではないかと思うんです。その人が足りないとかいうことを別にすればですよ。そこはよく研究してね、委託にしないで、随契でウエストウッド・コンサルティングに継続性があるからということではなくて、あなた方自身がよく考えて、やるならやるということの方がいいんじゃないかなというふうに思います。それで、随契について考え直すことはないですか。

人事課長

先ほども申し上げたとおりでございます。あの御意見でございますけれども、私どもといたしましては、このコンサルティング業務につきましても、継続性というものを重要視しておりますので、方針についてかえる考えは持っておりません。

川上委員

ずっとウエストウッドの西木さんの指導を、飯塚市の職員は受け続けると。好んで、ということと言われるんですね。この継続性が切れるのはいつですか。もう未来永劫このウエストウッド・コンサルティング西木さんに、飯塚市職員の研修は頼むと。今のあなたの答弁ではそういうことになるんだけど、どう思われますか。

人事課長

これは仮定の話でございます、現在試行中ということもございまして、少なくともいわゆる人事評価制度というものが本格稼働するまでの間についてはですね見直しが必要でございますし、また、人事課職員で行うべきではないかというような御意見もございまして、これは人事課職員が全く手を離すということではございません。主体的には人事課の職員が行ってまいりますけれども、それについてのコンサルティングからのアドバイスが必要であるというふうに考えております。その方が効果的実効のある評価制度の構築が行われるというような考え方であります。でございますので結論の部分につきましては、少なくとも本格稼働ができる時期まではというふうな考えであります。

川上委員

その本格始動できるまでは、西木さんにずっと毎年頼んでいくと。ここの資料に見えるだけで1000万円近くこの会社につき込んでいるんですよ。その本格指導まではと言われたんだけど、それはいつになるんですか。

人事課長

本格稼働の時期につきましては、先ほどから申し上げておりますが、研修等を実施する、あるいは制度を見直しするということで、職員間に浸透し、職員のほうも本格稼働について認める時期というふうに考えてます。具体的な時期ということにつきましては、今申し上げる段階にはないと考えております。

川上委員

目途がないわけですね。もう債務負担行為とかね、いろんなことがあるけども、いつまでもこの西木さんをお願いするということになりますね。それでじゃあその会社、どういう現状にあるのかと、会社の経営状況はどうですか。

人事課長

経営の状況がどうかということでございますが、経営について不安材料を覚えるような情報については入手をしておりません。現在のいわゆる何といいましょうか、登記簿あたりで確認をいたします株式につきましても年々上がってきておりますし、また受託先につきましても増えている状況がありますので、経営状況が危ないというような認識は持っておりません。

川上委員

何人で会社を運営してるんですか。

人事課長

登記簿によりますと4名ということになっております。

川上委員

実際に委託業務をやるのは何人でやるんですか。

人事課長

その部分については、私どものほうで確認をしておりません。飯塚市がこの中でお世話になっておりますのは、代表取締役の方でございます。

川上委員

私は飯塚市の職員研修については、日本国憲法が定める全体の奉仕者だとか、それから地方自治法で規定するところがありますね。職員が宣誓して職員になっていくんだけれども、そういったこう太いところをきちんとまず据えていくということのを抜きにですね、電話をワンコールで取るとかね、飯塚市役所と言ってすぐ名前を名乗るとかね、いろんなテクニク的なこともあるでしょう。部課の掌握の仕方とか、上司へのいろんな周知の仕方とか。しかし一番大事なのはハートでしょ。全体の奉仕者としてのハート。これと切り離された形でね、一般の営利追求を第1目的とする会社と同じような発想の研修を行うというのは、なじまないんじゃないかというふうに思いますので、その2点については指摘をしておきたいと思います。

委員長

次に、「人事評価研修委託料について」安藤委員に質疑を許します。

安藤委員

人事評価の件で今、川上委員のほうからも質問ございましたけども、ちょっと私のほうは視点を変えまして、質問させていただきたいというふうに思っております。まずこの人事評価ですけれども、まずどのようにですね、きちんと運用されてるのかなと、これ自身が機能してるのかなというのがちょっと心配な1点なんですけれども、この運用の仕方については、どのようにされてるのかというのをお示ししていただけますか。

人事課長

合併後の経緯についてご説明をさせていただきますと、平成18年度に人事評価マニュアルというものを、これは旧飯塚の分をベースにいたしておりますけれども、改めて作成をしております。それに基づきまして、部長級から係長級職員を対象に、まず18年度は評価の試行を行っております。そして19年度を経て平成20年度からは、一般職の試行を開始しております。

況でございます。また平成21年度、今年度でございますが、課長補佐級以上の職員に対する評価結果の処遇の反映というものを取り入れております。具体的に申し上げますと、現在勤勉手当について評価結果というものを反映しております、これにつきましても、処遇反映について問題点がないかどうかというような検証を行うために実施をしておるという状況でございます。

安藤委員

という、上司の方が部下の方を評価するというような仕組みになっているということですか。

人事課長

人事評価制度でございますので、評価者は当然上司のほうになってまいります。そして評価につきまして、もう少し詳しくご説明をさせていただきますと、いわゆる目標設定ということで、各個人ごとに目標の設定を3つ以上ということをしていただいておりますし、またそれと別にですね、これが業績評価ということになるんですが、能力評価という2点で評価を行っております。能力評価につきましては、その1年間自分がどういうふうな能力を伸ばしたいかというような目標設定をしてもらって、それに向かって努力する。そしていわゆる能力がどのレベルに達したかというものを評価するものでございまして、第1段階として自己評価をまずはしてもらいます。そしてその自己評価結果を直属の上司のほうへ提出いたしまして、この直属の上司が第1評価者ということになりますが、自己評価、それからその評価者がその職員を1年間見てきての評価結果ということに基づきまして評価をいたします。それを今度は第2次評価者としまして、その上司のまた上の上司のほうへ提出いたしまして、2次評価者が評価をし、2次評価者の評価が最終的な評価というふうになってまいります。ご指摘のとおり上位者のほうが評価をする仕組みになっております。

安藤委員

その評価の中で、先ほどやる気を起こす10項目っていうものがございましたけれども、例えばその中に給与とか昇任とかいうところがございましたけれども、そういう給与の査定とか、次の昇任とかいうことにやっぱり影響してくるということになるわけでしょうか。

人事課長

先ほども川上委員のご質問の際お話ししましたように、本格実施を行う際には、そのようなことは考えております。現在は試行という段階でございますので、まだ給与そのもの、勤勉手当には一部反映をしておりますけれども、これにつきましても処遇反映ということについていろいろ問題があるのではないかと、その問題点を探るといようなことから実施しておりますので、まだ本格的なものというふうな認識はしておりませんが、将来的には本格導入という時期に至りましては、給与についても反映をいたしますし、それから昇任等につきましても、当然その結果ということが反映されるようになります。

安藤委員

まだ本格的な導入になっていないところなのかもしれませんけれども、最終的にはそういうところも含めてやっていかないと、何のためにやってるのかということにもなりますし、評価する仕組みというのはすごく難しいということを私自身考えておりました、評価する側がやっぱりきちんとした評価をしていかないと、この制度がやっぱり不満の材料になったりする部分だと思うんですね。逆に今、下が上を評価するという仕方、やり方というものもございますし、そういう部分も含めて、もっとですね、この仕組み自体、私はぜひ続けていただきたいなというふうには思ってるんですけども、よりきちんとしてですね、運用できるようにこれから先も検証していただきたいというふうに思います。終わります。

委員長

次に、「文書保存書架購入費について」安藤委員に質疑を許します。

安藤委員

同じく総務費の文書保存書架購入費っていうのが上がっておりますけれども、これが上がってきた、いきさつとかございましたらお示してください。

総務課長

予算書で申し上げますと、関連する事業としまして112ページの労働諸費の緊急雇用創出事業委託料のうちの文書整理事業というのを3191万2000円計上しておりますが、これとの関連がございます。この文書保存書架はこの事業に関連いたしまして、いわゆる総合文書庫を整備するために計上したものでございます。経緯といたしましては平成23年の秋に福岡県公文書館がオープンする運びとなっております。また本市の文書管理システムの稼働年度が、やはり同じく平成23年度に予定しております。もう1点の経緯といたしましては、合併以降文書整理がすべて終わっておりませんで、まだ未整備の分が残っているという状況がございます。おおむねこの3点の理由で本年度の1月から平成23年の9月まで足かけ3年、期間としては1年9カ月間にわたりまして、市役所内の行政文書をすべて整理しようという事業でございます。そのために22年度早い時期に、まずは総合文書庫整備のための書架を購入するというところで計上いたしております。

安藤委員

書架で1000万円というところなんですけれども、その書架というのは本棚みたいなものということで考えていいんでしょうか。

総務課長

これは総合文書庫の書架でございますので、スチール棚のようなものというふうにご理解いただきたいと思います。現在あらあらで全庁文書が6,700ファイルメーターこれは要するに、文書を横に並べたときに6,700mあるというふうにご理解いただきたいと思います。そのうちのおよそ1,730ファイルメーター、大体4分の1ぐらいの総合文書庫を考えております。ここには保存期限でいいますと10年以上、今の保存区分でいいますと、保存期間10年以上とすると永年ということになっておりますが、本年度の公文書法の施行によりまして、この永年保存というのが30年保存というふうになります。したがって一応10年、30年保存の文書をこの総合文書庫1,730ファイルメーターに収めようというような考えで、その分の書架を計上をしております。もう少し具体的に言いますと、基本的に段ボール箱に入れた物を置く棚でございますので、事務室にあるようなキャビネットとか書架とはちょっと違っていて、スチール棚でございます。

安藤委員

かなり、イメージですけれども、置く場所というのが、じゃあどこに置きますかっていう世界なんですけれども、それはどちらに作られる予定なんですか。

総務課長

現在のところ筑穂支所を想定いたしております。

安藤委員

その文書っていうのがですね、先ほど言われましたように、10年以上とか、永年の30年というように、文書にはそのライフサイクルと言いますか、どれくらい取っておかなければいけないというのが、多分文書によってあると思うんですけれども、そういう部分で、例えば筑穂支所に資料がバンとあるというところではいいますと、本庁のほうでこういった資料がほしいと市民の方から言われたときに、さっと取り出せないっていうことにもなるということでしょうか。

総務課長

文書管理システムが導入されますと、イメージといたしましては、本庁のほうで例えば情報公開請求がございまして文書が分かれば、保存している書架の書棚のナンバーまで分かるようになりますので、取りに行く手間というのは出てまいりますけども、基本的には検索は容易になるものというふうに考えております。また情報公開で10年以上の保存文書の公開件数というのは非常に少のうございまして、現状のままでいけば、年に数件あるかないかのような状況でございます。したがって、検索が容易になれば保存場所は特に選ばないというふうに考えております。また筑穂支所に、もし総合文書庫を置くということになれば、受払いの担当者を支所に置くようになると考えられますので、その点はさほど支障はないというふうに考えております。

安藤委員

それとですね、いま文書は紙ベースでの管理の仕方というところなんでしょうけれども、紙ベースという、先ほど何ファイルメーターって何かすごい数字が出てましたけれども、そうじゃなくて、それをフロッピーとか、例えばディスクに落とし込んでの管理の仕方というのは考えられないんですか。

総務課長

現在はデジタル化というのも考えられますけども、今回の文書整理事業の中では、そこまでは考えておりません。文書整理事業は大きく分けまして、大きな作業として2つあるんですけども、1つはこの文書管理システムへのセットアップ、入力作業が約半分ですね。あとの半分が、いわゆるものとしての文書をですね、整理しまして、棚にラベルを貼りまして、文書も未整理の分につきましては、新しい文書分類コードを全部附番いたしまして、それを棚におさめるとい、いわゆる目で見える作業をですね、大きく分けて2つございまして、以前マイクロフィルム化というようなイメージで、デジタルでハードディスクに置くというような方法もあるかと思っておりますけども、現在のところはまだそこまでは考えておりません。

安藤委員

国のほうで2009年に文書管理法の制定というのがございましたけれども、これが各地方自治体の方にも条例化するような動きというのが、例えば北海道ニセコ町なんかに文書管理条例というのでできてるように、それはそのようなことがありますけれども、そのような条例化するような検討というのは本市ではされていませんか。

総務課長

現在本市にございます文書管理規程、これについては今回この文書整備事業とあわせて見直す予定にしております。ただ、条例化までは現在のところは検討しておりませんが、今後の推移を見守りながら検討することになる可能性は、なくはございません。

安藤委員

公文書の中にはですね、いろんな文書ありますけれども、歴史的な文書といいますか、ほんとにちゃんと取っとかなきゃいけないという部分もしっかりあるわけですから、そういう部分の見きわめもしっかりやられることと、それと先ほども、10年、30年という取り決めがありましたけれども、やはりそこら辺の、これはここで管理する、これはここで管理する、管理の仕方というのが当然求められていくということですから、せつかくそういうシステムをつくり上げられるというところでございますので、そこら辺の見極めもきちっとやっていただいて、とにかく、きちっと、求められた資料がすぐに出せる、こういう仕組みをしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

委員長

次に「都市計画事業代替地維持管理費負担金について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

53ページの総務費、財産管理費、予算書の中ほどにあります都市計画事業代替地維持管理負担金95万1000円ということになっております。これは何の負担金なのかですね、説明を求めます。

都市計画課長

都市計画事業代替地維持管理負担金につきましては、平成7年3月9日にそれぞれの地元商店街と覚書を締結し、アーケードに接します間口や面積割合によってアーケード維持管理費負担金を支払っているということでございまして、その内訳につきましては、市営東町駐車場として飯塚市東町商店街振興組合へ月額28,205円の12カ月分で338,460円と、永楽広場について永楽町商業団へ月額51,000円の12カ月分で612,000円の合計950,460円を年額として支払っております。

川上委員

この負担金を、支払いに至る経過をお尋ねします。土地の取得があったと思うんですけども、どういう理由で取得したのか、どういう形で取得していったのか、金額は幾らだったのかですね、併せてお願いします。

都市計画課長

まず東町駐車場分につきましては、平成3年12月に、都市計画課の依頼により、飯塚市土地開発公社が都市計画街路事業代替地として先行取得を行い、平成5年6月に公社から買い戻しを行っております。その内訳につきましては、718.8㎡で土地購入費、家屋補償費、利息、事務費の計で3億4288万2000円でございます。その後平成7年5月1日に市営東町駐車場として供用開始を行っております。また永楽広場分につきましては、平成5年11月に都市計画課の依頼により、飯塚市土地開発公社が都市計画街路事業代替地として先行取得を行い、平成7年3月に公社からの買い戻しを行っております。その内訳は557.97㎡で土地購入費、利息、事務費の計で2億3968万4000円でございます。

川上委員

この土地はもともとなぜ市が取得する必要があったんですか。

都市計画課長

都市計画街路事業の市街地での用地買収交渉は困難なような状況で当時はございまして、その内容は公設市場移設交渉の中で、地権者が同一地区もしくは近隣地域の生活を希望された方が多くなると予想されたため、事業用地の代替地として東町駐車場を平成5年3月に購入し、永楽広場を平成7年3月にそれぞれ取得したものでございます。

川上委員

東町駐車場になっている718.8㎡なんですが、平成3年の12月に土地開発公社は先行取得と、そのときの土地開発公社が取得した金額は幾らですか。

都市計画課長

2億7179万6000円でございます。

川上委員

で、その同じ土地がですね、1年半後に飯塚市が買い戻すときには3億4300万円払ったということなんですね。それで1年半の間に土地がね、この7000万円も値段が膨れ上がるというのは、どういう事情だったんでしょう。

都市計画課長

今、土地購入費は申しましたけども、家屋補償費が3692万8000円、利息につきましては1783万円、事務費につきましては1632万7000円という内訳になっております。

川上委員

土地開発公社がなぜ先行取得をしないといけなかったんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:08

再開 11:18

委員会を再開いたします。執行部の皆さんにお願いいたしますが、答弁は質疑をされた内容のみの答弁をお願いいたします。

都市計画課長

当時は市街地での公共事業も多く、土地開発公社での先行取得はシステム的でございます、公有地を専門的に先行取得していくというようなやり方で行ってございました。

川上委員

東町駐車場なんですけど、平成3年12月に取得ということなんですけれども、それ以降にさかのぼってですね、覚書は負担金の要求をしておると思うんですが、今月までで支払いの総額は、負担金の支払い総額は幾らになりますか。

都市計画課長

東町駐車場分、東町商店街振興組合につきましては、平成4年2月から21年度まで18年2カ月で614万8690円、永楽広場につきましては永楽商業団、平成5年12月から21年度まで16年3カ月で999万6000円、合計1614万4690円となっております。

川上委員

そこで、この覚書に基づいてやっているということであれば、今後ずっと払わないといけないうことになりますね。それで覚書の中身なんですけれども、なぜ飯塚市がその間口だとかによって、この額を負担しないといけないうのか。それは覚書ではどうなってるんですか。

都市計画課長

覚書についてはそこまでは書いてございません。

川上委員

アーケードの維持管理規約によるというのが考え方なんです。それでこのアーケードの維持管理規約を、あなた方は読んで予算計上しておるかどうかが問われるんですけども、この東町の場合はアーケードは関係ないですね。ところが市として営業している、そうすると負担金が発生するのか。永楽広場のほうはアーケードに面してるんですけども、営業してるわけではない。それでも負担金が発生するのか。こういうお金が、覚書がどういう有効性を持つのかと疑問があるわけですよ。そして、それは公金でね、税金で対応してるんですけど、それは適正支出なのかと思うんですね。しかも、今年で終わりではないわけです。ずうっとなんです。これは6億円の土地をあそこに飯塚市が眠らせているために、ずうっと払い続けなければならないと、お金の多い少ないもありますけど、適法かと、適正支出かということもあると思うんですね。公金として。それについて皆さんのほうで、どう今お考えなのか伺いたいと思います。

都市計画課長

今、質問者がおっしゃいましたことにつきましては、土地の買収及び負担金を払いはじめたのは、16年前、18年前のことでございますので、現在の地形や時代背景も、今の感覚とは随分違っていると思います。そこで、再度の内部調整や協議を行いまして、今後の両商業団との協議もあわせて行いまして、対処していきたいと考えております。

川上委員

私はそれほどの公金の支出が長年におよべば、多額になるわけなんですけれども、支出した相手が適正管理をしておると思うんですね。それを確認しておかないといけないうことですよ。それを確認しないで、毎年毎年出して行くというわけにはいかないし、そもそもはアーケードの維持管理については、別の形です。商業団等に対しては補助金を出してるわけじゃない

ですか。そこのところはどういう協議をしたのかとかというようなテーマもあると思いますので、よく検討していただきたいというふうに思います。

委員長

次に、「指定管理者選定委員会等について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

同じく53ページです。総務費、企画費の指定管理者選定委員会等についてと、等というのは予算書のすぐ下にある評価委員会についてもお尋ねしたいと思ったからであります。それで、これについては追加資料の32ページと33ページに資料が掲載されております。私が問題にしたいのは端的に言うのですねえ、あなた方が名前を明らかにしない、市長が委嘱しているんだけど、市民にも議会にも決して明らかにしない人に報酬を出すのかということなんです。それで資料要求しておりますけれども、32ページ、33ページはですね。委員名を求めているけれども、これについては委員名も出していませんね。それで皆さんは、名前も明らかにできない、しない、委員にお金を出すということについて、どういうふうに思われているのか、お尋ねします。

総合政策課長

現時点で、選定委員会の委員名簿については、非公開というふうにさせていただいておりますが、先の市民文教委員会でも答弁がありましたように、この選定委員の氏名の公表につきましては、今後十分に検討していくというふうにさせていただいておりますので、それで御理解をお願いしたいと思います。

川上委員

予算の審議をしているので、今言ったように聞いたわけです。名前を明らかにしない人に報酬出すということについてどう考えておられるのかと、これが質問です。

企画調整部長

指定管理者の選定に当たりましては、この選定を行うにあたって適切な選定を損なう可能性があるということで、委員の氏名はいわゆる公表いたしておりません。質問者がおっしゃる、委員報酬とこの委員の公表、これについては全く無関係ということで私の方は認識をいたしております。

川上委員

名前は出さない人にも報酬を出すことができると。無関係と言われました。どうして無関係と考えるんですか。

企画調整部長

実際にこの指定管理者の選定を委員が行っていただいていると、それに対する対価ということでの報酬を支払っております。

川上委員

市民にはその指定管理選定委員というのが、本当に存在するかどうか分からない状況にあるんじゃないですか。多くの市民は本当に存在するのかわからないでしょう。存在がわからない人に、自分たちの税金を報酬という形で渡すことが、釈然としないということになりませんか。法律上どうなってるんですか。

企画調整部長

先ほども答弁しましたように、適正な選定を損なうおそれがあるということで、この委員の氏名については公表しないということにいたしております。しかしながら、委員はその選定に当たっての、仕事、業務を行ってまいりますから、これに対する報酬を支払っているということでございまして、非公表と報酬の支払いは全く別物であるというふうに私のほうは考えております。

川上委員

同じ答弁をやっていると時間がなくなりますからね。それで、法律上名前を明らかにしない人に報酬を出していいということになってるのかと。だから、その法律的根拠を示してください。

企画調整部長

法律の根拠というよりも、委員に対しましては、市長のほうから委嘱状を交付しております。そして、報酬の支払いについては、その委員の労働の対価、いわゆる仕事の対価として支払うべきものであるというふうに条例中でも定めております。

川上委員

市長のその方たちへの委嘱状も、あなた方隠して見せないじゃないですか。公金支出としては、適正かどうか市民は当然関心があります。それで、公表しない理由についていろいろ言われるんだけど、まずね、そういった方々の名前を出さないということは、どこで決めたかについて、別の委員会であなた方は答弁したことがある。どこでも決めてないんですよ。どこでも決めてないでしょう。部長、答弁求めます。

企画調整部長

氏名の非公表につきましては、選定委員会の中で十分に議論した中で、適正な選定を損なう可能性があるということで、非公表ということで、選定委員会の中でお話をさせていただいております。

川上委員

答弁が変わりましたね。それは、いつの選定委員会でそのことを決めましたか。

企画調整部長

従前でございます。

川上委員

何回目の選定委員会で、こういった形で確認したのが答弁求めます。

総合政策課長

今の選定委員会の委員名について公表しないというのは、どの選定委員会でということですが、明確な議事録は残っておりません。

川上委員

選定委員会が、自分で決めるわけにはいかないでしょ。私たちの名前を出さないということ、選定委員のメンバーが自分たちで決めるわけにはいかないでしょ。これでもう終わり、それから市が何らかの理由で決裁して、決断して非公開とするということがあるかもしれないけど、それはしていない。だから、今、選定委員会のメンバーの名前は基本的に公表する状態にあるんですよ。公表する状態にあるのに、あなた方が今、市民に対してはもちろん、議会に対しても公表していないというのは、あなた方のサポータージュなんです。不法行為を今しておるんですよ。どこでも決めてないんだから。このことを考えないといけないんですよ。あなた方が、そういう不法行為をしておきながら、税金は出させてくださいという予算を計上しているわけです。市長からは、この方たちについては非公開で行くべきだという答弁を聞いたことがない。副市長からも聞いたことがない。役職で一番最高の責任者としては、企画調整部長が今言ったように、公開しないというだけなんです。だから、企画調整部長の思いつきで、どこでも決めていないことを非公開だ、なんだということを行っているに過ぎない。企画調整部長が不法行為の根源になっているわけです。そう思いませんか。

企画調整部長

不法行為とかいうことじゃございません。選定委員会の中で、適正な選定を損なう可能性があるから、委員の氏名については非公表にしようということを決めたわけでございます。したがって、委員の名前は公表していないというのが現状でございます。

川上委員

いま部長が決定したと言われましたので、どこで、いつ決定したのかを、当然市の内部でということでしょう。選定委員会では決定してないんだから。市の内部ではいつ決定したんですか。それ、答弁求めます。

企画調整部長

今回の文化会館及び体育施設、これの指定管理者の選定に当たりましての選定委員会の中で、そのように非公表ということにいたしましたわけでございます。

川上委員

それ以前から非公開と言っているじゃないですか。だから、あなた今明確に決定したと言ったでしょ。どこの機関で、誰が責任者の機関で、いつ決めたんですか。それは、非公開期間はいつからいつまでと。全員について非公開としたんですか。非公開には、こういう要件を非公開にするということがあるはずですよ。そこのところを聞かせください。

企画調整部長

同じような答弁になりますけど、今回の選定委員会において、いわゆる適正な選定を損なうおそれが生じる可能性があるということで、選定委員会の中で委員の氏名については非公開としようとして、しかし、委員長は、当然に市長に対して答申書を提出しますので、委員長については公表ということにいたしております。

川上委員

これは、もう副市長にまず聞くしかないですね。副市長、選定委員の公表については、委員長は答申書を出すから公表と、それ以外については非公表ということ決めたと言われた、企画調整部長は、いつ決めたのか、答弁がないわけです。副市長は記憶がありますか。

企画調整部長

同じような答弁になって、申し訳ないんですけどね、選定委員会の中で、先ほど申し上げましたように、この指定管理者の選定にあたっては公平公正かつ厳正に選定しないといけないということで、名前を公表することによって、この適性さが損なわれるおそれがあるということで、委員については非公表にしましょうという申し合わせの中で、このような形になっております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:38

再開 11:42

委員会を再開いたします。

川上委員

名前を公表しない人に報酬を出す、公金を資することが適法かどうか、その根拠はよくわかりません。それから、非公表については決めたと思うけど、いつ決めたかわからないと。どこで決めたかわからないというふうに言われてます。私は、そういうことは許されないだろうと。特に、あなた方が適正な選定を損なうおそれがあるということについては、もっと許されないと。つまり、適正な選定は市民だとか、みんなの前に透明にして、初めてできるんじゃないかと思うわけです。あなた方だけが知っている。議会は知らない。市長とあなた方だけが知っている選定委員が9人いて、人数はちょっと後で確認しますが、メンバーがいて、その方々が何億円という事業に係る指定管理者を選定していくわけですよ。市民は知らない。チェック責任のある議会にも言われない。これ逆なんですよ。オープンに、透明にしていって初めて適正な選定を損なう恐れを排除することができる。なぜかと、適正な選定を損なう恐れが一番強いものは、行政の流れですよ。あなた方自身の流れの中から、適正な選定を損なうおそれが生じ

ている。生じてくる。これが岩崎浄水場事件でも明らかになったことじゃないですか。市民の目から見れば、鯛は頭から腐っていくわけでしょう。権力から腐っていくわけじゃないですか。だからあなた方は、そんなことがないんだということを自ら明らかにするために、それから適正な選定を図ろうとするために、ここは当然にオープンするべきだ。そして、そのことによって一人一人の選定委員は職務を果たせるように守られるわけですよ。だから、私は、名前を公表しない人に報酬を出すということについての法的な根拠、行政が考えているはずですから、それと非公表を決定した機関と日時がわかる資料をですね、執行部に出してもらいたいと思います。取り計らいをお願いします

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。暫時休憩します。

休憩 11:45

再開 11:51

委員会を再開いたします。

総合政策課長

ただ今の要求のありました資料、前段の部分でございますが、名前がない委員に報酬を支払うことができるのかという根拠法令は提出できます。それともう1つの選定委員の中で非公表というのを決めたと、これにつきましては会議録等の中では載っておりませんので、出せる資料といたしましては3回選定委員会を開催しております。そのレジュメ等は提出ができます。

委員長

お諮りいたします。ただ今川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議ありとの声あり )

暫時休憩いたします。

休憩 11:52

再開 11:54

委員会を再開いたします。おはかりいたします。ただ今、川上委員から要求のありました資料について、要求することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 挙手 賛成少数 )

賛成少数。よって、資料の要求は否決されました。暫時休憩いたします。

休憩 11:54

再開 13:00

委員会を再開いたします。

川上委員

先ほどからの答弁によると、名前を公表しない人に報酬を出すことはできると。いうことですよね。それで、その名前を出さないということをどこで決めたのかと、行政としては決めていないと。行政として決めていなくて、縄田企画調整部長が参加した選定委員会で決めたということなんです。で、その記録はないと。すごいことなんです。こうなってくるとですね、市長が委嘱したいろんな審議会、附属機関ありますね、そうしたところが行政の決定でなくて、そうしたメンバーだけで、私たちの名前は出さないんだということを決められるということになるわけです。こんなことができるはずがない。ですから、常識外れのことをしてるわけですよ。そうすると、あなた方は行政として、どこかで決めないといけないのだけど、そうするとお名前を出さない人にも報酬を出すことができるようになるわけです。どこかで行政で決めるようにしようという考えがありますか。

総務部長

情報の開示、非公開、この関係につきましては情報公開条例の中で規定をいたしております。非公開については適用除外項目が8条の中で規定されていまして、それに該当すると判断したものを非公開としていまして、報酬関係につきましても個人名こういったものについて支障がある場合は、非公開という中で報酬を支払うこともございます。

川上委員

総務部長答弁のとおりと思うんですよ。ですから、情報公開条例で非該当ということを経営が決めないといけません。選定委員会が自分で該当すると決めるわけじゃないでしょう。だから聞いてるんです。あなた方は、今からですね、非公開というのを行政として決めるということになるのかと、行政の行為として決めるのかということ聞いたんです。

総務部長

案件としてはございますが、審査会の委員等につきましても、非公開適当と判断されたものについては、非公開という取り扱いをいたしております。

川上委員

そのようにされてるんだけど、決定してないってということが先ほどから答弁されてるじゃないですか。行政としては。選定委員会内部で申し合わせたと、選定委員会として決めたと、行政としてはどこでも決めてないというふうに言ってるじゃないですか。だから、あなた方が情報公開条例の非該当適用でいくんだったら、決定しないと決まらないうちで決まると言ってるわけですか。決定する用意があるのかと。

総務部長

私も企画調整部長の答弁を聞いておりましたけれども、行政運営上支障があるという回答を、企画調整部長は答弁いたしております。これにつきましては、8条の3号に該当というふうには判断をされるということでございます。以上です。

川上委員

行政として非該当と改めて決定することはないという答弁ですか。

企画調整部長

先ほど私答弁しましたように、選定委員会の中で決定しまして、これを受けて企画調整部長が非該当ということで決定をさせていただいております。

川上委員

カナロコというサイトがあるんですね。ことしの1月30日の記事が載ってるんですよ。川崎市にある公共的な施設の指定管理者選定委員だった市の元幹部9人が、2007年度から09年度にかけて選定先の団体に再就職していたことが29日わかった。市職員OBの再就職に関する要綱には抵触しないものの、市議や専門家は疑念を抱かせる仕組み、見直すべきだなどと指摘していると。まあ1つの例ですよ。それで、私はですね先ほど言ったように、公開のもとでこそ適正な選定ができると思うんです。このことを言ってるのは共産党だけじゃないんですよ。例えば、一昨年の7月28日に日野市の第1回指定管理者候補者選定委員会議事要点録というのがネットで見ることができます。世界中で見ることができるんですよ。きちんと会議録で作ってますよ。この中で選定委員名簿、名前のみ公表というのが、1番に確認されています。なぜ名前のみ公表と書いてるかということ、写真、録音のこともあるからなんです。一番に確認することなんです。このほかには大分県がこれはもう既に平成17年ですね、総務部が各関係部局長に選定委員会に係る情報の公開の取り扱いについてという通知を出しています。選定委員のところを見ると公開なんですよ。それから高槻市、これも平成17年、旧飯塚市が導入したところですよ。議事録の公表を確認したあとに、委員名簿の公表について了解すると最初に確認してるんですよ。ところが、飯塚市は非公開を確認しました。いつ確認したかもわからな

い。会議録も無い。こんなずさんな運営が行われてる。こういったところに公金を出すことが適正かどうか、もう一度よく考えてもらいたいということを述べてこの質問を終わります。

委員長

次に、「嘉飯都市圏活性化推進会議負担金について」安藤委員の質疑を許します。

安藤委員

55ページ総務費の企画費の中にございます。嘉飯都市圏活性化推進会議負担金について質問いたします。これは平成21年度から続いているというところでございますけれども、まずその流れから教えていただいてもよろしいですか。

総合政策課長

この推進会議につきましては、昨年1月に設置をされまして飯塚市、嘉麻市、桂川町、福岡県が連携いたしまして嘉飯地域の一体的な活性化を図るための構想と、その実施計画を策定いたしまして、嘉飯地域の活性化振興を図っていこうとするものであります。

安藤委員

それが平成22年度に予算資料のほうに書いてございますけれども、そういうものにつながっていくというふうなことでしょうけれども、22年度の予算資料の中に書いてあります事業につきまして、その内容についてお示してください

総合政策課長

平成22年度の事業といたしましては、2つのプロジェクトを進めてまいりたいというふうに考えております。1つがおいしいもの発掘の事業といたしまして、お菓子の新商品、特産加工品の開発の支援、故郷の食を提供する故郷食堂の展開、来年の雛のまつりに合わせたお菓子のイベントの開催を主な内容とするものでございます。それともう1つのプロジェクトでございますが、遠賀川活用の事業といたしまして、遠賀川沿いに花の植栽を進めていき、川の景観、魅力を高めることでもっと親しみのもてる遠賀川を創出をしていこうとするものでございます。

安藤委員

今聞くとところによりますと、各課にまたがってやっていくというところでございましょうが、実際これ、いろんなところに絡んでると思うんですけど、どこと絡みながらやっていこうとされてるんですか。

総合政策課長

今、うちのほうとして考えますが、都市計画課それと商工観光課それと農林課ですね、4課体制ぐらいでやっていくことが必要じゃないかと考えております。

安藤委員

取り組みとしてはなかなかいいことなのかなというふうに思っておりますけれども、これのもとになるのが、私、資料でいただきました、この嘉飯にぎわい交流都市圏構想というものがベースにあるというふうにお聞きしておりますけれども、この中でいえば自然産業、歴史、文化、大学、人的資源というふうなものが5つですかね、というのがございまして、これらがやっぱり絡み合っていくながら、この構想があるというふうに思っておりますし、事業を進めていく上でも、このものがすべて絡みながらやっていかなきゃいけないなというふうに思っておりますんで、先ほど教育委員会の名前が挙がっておりませんでしたけれども、当然教育委員会もこれには入っていくんだろうなというふうに思ったりしております。私がよく思うのは、これは県からの補助が出てるっていう事業でございますけれども、例えばこれはいつまで続けていくのかなと、これは去年から始まったんですけども、今後の予定みたいな部分はございいますか。

総合政策課長

現在の県の方と話を進めておる中ではですね、平成22年度、23年度、24年度3カ年を

一応目標というふうにしております。

安藤委員

予算がつく間はですね、こういった事業も続いていくんでしょうけれども、その予算がなくなってきたときにどうなっていくのか。そこが予算がつく間の中で、どうやってこの事業が成り立たせていくのかというのが重要になってくるというふうに思います。それで、よくあることですけれども、その時になくなってしまおうというのがありますんで、単発ですね、終わらせるのは本当にもったいないなというふうに思ってますんで、先ほどのプロジェクトが2つでございましたけれども、どちらも、このまちをしっかりと発信していく、ここから発信していくために重要なポイントとなるところじゃないのかなと思っておりますんで、ぜひとも実りあるものといえますか、せっかくお金を使うわけですから、それを次につなげていくためのステップの1つとして、この事業を是非成功させるために関係各課でしっかり連絡取りながらやっていただきたいというふうに思います。以上です。

委員長

次に、「飯塚市地域公共交通協議会について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

54ページと55ページに総務費、企画費ですが飯塚市地域公共交通協議会関連予算があります。最初に資料を見ますと、34ページと35ページですが、この35ページの協議会の2010年度予算を見ると、負担金の割合だとか位置がよくわかるんですね。そこでお尋ねをしたいのは、想定利用者が10万人設定されております。この10万人というのはどういうお考えで想定したのかお尋ねをします。

総合政策課長

現在運行していますコミュニティバスですが、平成21年度ですね、想定予想利用者15万6000人と見込んでおりましたが、現時点では77,592人と約半数で推移をしております。これを基にいたしまして、22年度につきましては一部の路線の延長等、利用者の皆様が使いやすいダイヤ等を組んでおりますので、10万人は目標ということで予定をしております。

川上委員

15万6000人というのは、何を根拠に目標にしておったんですか。

総合政策課長

15万6000人につきましては、旧4町で運行しておりました旧ふれあいバスの平成20年度の利用者数が、21年度からは100円の料金をいただくということでございましたので、1割ぐらいは減になるのではないかとということ、それと、旧飯塚市の運行を開始いたしましたので、旧飯塚市につきましては、運行路線の沿線の高齢者数を国勢調査等から引っ張り出しまして、それで試算を行い15万6000人という数字をたてたものでございます。

川上委員

旧4町の合併前までの、合併前というか、この協議会による運行前までの、年間の利用者数はどれぐらいだったんですか。

総合政策課長

すみません。ちょっと今資料が手元にございませぬ。

川上委員

この協議会による運行の前と後では、どのくらい利用者が減っていますか。旧4町で。

総合政策課長

単純な比較は難しいかと思えます。便数の減とか、ダイヤの時間帯の変更もございませぬので。但し、今資料持ち合わせておりませぬが、旧4町に比べれば若干の減が出ていることは事実でございませぬ。若干の減ではなくて、相当な減になっているでしょ。それで、いろんな条件によ

って、そういう減少になったということがあるかもしれないけど、減ったこと自体が、私はサービスが低下したというふうに思うんですね。それで、市が負担する事業費の額についても下がっているでしょ。それで、新年度は利用者をふやしたいということで、こういう目標を組んだんでしょうけど、最近バス停が少し改善されて見やすくなりました。これも大事なことなんだけど、もっと大事なことはダイヤの改正なんですね。先だって、もう住民の皆さんに届けられているんですけど、このダイヤ改正の考え方、重点はどの辺にあったのかお尋ねします。

総合政策課長

コミュニティバスの運行のダイヤ改正のポイントとありますが、一番大きなのは市民の皆様からいただきましたご意見、これをもとにダイヤの組み方、あるいは路線の沿線等を検討いたしまして、地域公共交通協議会のほうで決定をいただき、申請を行ったというところでございます。

川上委員

わかりません。もう少し具体的にこういうことがあって、こういうことをしたんだというようなことはないんですか。今のじゃ全然わからなくてしょ。

総合政策課長

具体的に申しますと、穂波の南周り線というのがございました。これにつきましては、穂波の福祉総合センターへの直接の乗り入れは行っておりませんでした。多数のご要望等がございましたので、福祉総合センターへの延伸を行っております。また、穎田庄内の中周り線という非常に運行時間の長い路線がございましたが、これにつきましては、運航時間の短縮を図りまして、穎田病院とか公民館への利便性の確保を図ったというところでございます。

川上委員

私はコミュニティバスというのは、絶対不可欠なものだと思うし、行政が頑張らないといけないけど、住民と力を合わせて、育てあげていくべきものと思うんです。そういった点でいえば、十分か不十分かわかりませんが、今の段階では2路線挙げられましたけど、住民の皆さんの声を聞いて、育てていこうという姿勢が見られると思うんです。ところが、これは来年度、再来年度までですからね。国の今の制度は外れるわけでしょ。それで、補助金が出ていけば有料でなければならない。負担がかかる、市民には。有料にすれば、陸運局の許可が要るので、勝手にダイヤは変えられないということで、国の制度も変えてもらわないといけないというものもあるんだけど、両方上手くいく方法があるわけですね。それは無料化です。もとの無料に戻すと。そうすると、細やかな、いろんな声を聞いて、臨機応変に、混乱が生じないようにしないといけないけど、ダイヤを路線を改善することができるということになると思うので、それに関わる費用というのは余り大きくないですね。もと飯塚を除いた旧4町で出していた事業費ぐらいで、十分対応できるんじゃないかと思うんですよ。だから、そうしたことを2年後に向けて、私はぜひ検討してもらいたいというふうに申し述べて、質問を終わります。

委員長

次に、「庄内地域づくり懇談会謝礼金について」安藤委員の質疑を許します。

安藤委員

総務費の中、同じ55ページですね、地域振興費の中の庄内地区地域づくり懇談会謝礼金、41,000円なんですけれども、これまあ、毎回というか、質問させていただいている部分ではございますけれども、一体これは何に使うのかというところから、まずいいでしょうか。

庄内支所総務課長

庄内地区地域づくり懇談会謝礼金41,000円につきましては、地域づくり懇談会の委員さんたちが、懇談会に出席された際に、1人1回あたり800円を費用弁償として計上しております。一応、これが3回程度懇談会を行う予定にしております。そのときに地域づくりアドバ

イザーに来てもらうように計画しておりますので、その謝礼金として1回あたり8,000円を計上しております。

安藤委員

これ私一般質問の中でもさせていただいた事業だというふうに理解しておりますけれども、その中の1つの柱といいますか、まちの駅事業というのがございましたよね。それにも取り組んであるというふうに思っておりますけれども、今まちの駅事業はどのようになっていますでしょうか。

庄内支所総務課長

まちの駅の会議につきましては、平成21年度におきましては、4回駅長会議を開催いたしました。内容につきましては、かかしを活かした商店街の活性化などについて話し合いました。また、9月13日には若松地区で開催された県北部地区まちの駅交流会に飯塚市から3名の駅長さんに参加してもらいました。そして、若松地区のまちの駅を視察、あるいは意見交換を行いました。またこの間3店舗ほど、まちの駅としての掘り起こしを行いました。加盟にまでは至りませんでした。

安藤委員

このまちの駅事業の実態は広がっているのか。数がふえているのかどうなのかというのは、どうなっていますか。

庄内支所総務課長

平成20年度末で、市内のまちの駅の登録状況につきましては、庄内地区4カ所、穂波地区2カ所、穎田地区1カ所、飯塚地区38箇所の計45箇所となっていました。21年度ではふえてはおりません。

安藤委員

ふえない理由っていうのは、どのようにお考えでありますか。

庄内支所総務課長

理由といたしましては難しいかと思っておりますけれども、まちの駅が道の駅に比べて、認知度が低いこと、そしてどういったらいいでしょうか、ちょっと、私の口からは言いにくいんですけども、それがすぐ活性化につながるかと思えば、それは難しいかなと思っております。

安藤委員

せっかく始められて、ある意味45カ所までふえてきた。実態としては、それ以上ふえていないということですね。この事業の窓口ってありますか、これは庄内から始まった事業だというふうに思っておりますけれども、前回の一般質問の中でもさせてもらったんですけども、どうして他にこう広がっていかないのかなと。その仕組みが1つの課で担当するんじゃなくて、それが商工観光課なり、そこら辺に広がりを見せていくことが、こういった事業を続けていくために、先ほども質問の中で嘉飯都市圏の活性化について、質問させてもらった時もちょっと申し述べたんですけど、いろんな課が絡みながらやっていくことが、いろんな事業をやっていくときに必要だというふうに私自身思うんですけども、商工観光課では、この事業についてどのようにお考えでしょうか。

商工観光課長

このまちの駅につきましては、昨年の2月の一般質問で、質問者のほうからお受けしましたけれども、現在まちの駅につきましては、先ほど庄内支所の総務課長がお話ししてありますように、庄内地域において庄内地域づくり懇談会を立ち上げられて、取り組みをされております。商工観光課のほうにおきましても、担当者が定例の会議には出席をしてるところでございます。しかしながら、このまちの駅、先ほど庄内支所の総務課長も答弁しましたように、市民の認識、活動自体は、まちの駅としての活動はされていると思っておりますけど、まちの駅としての認識がま

だないのかなというふうに考えております。今後につきましては、やはりこの認識を深めていただくために、町内の関係課、または観光協会、それからボランティア等を含めた中での協議をしていく必要があるのではないかとというふうに認識をしております。

安藤委員

もうこれは、そろそろ庄内の総務課が担当するのではなくて、商工観光課のほうでもっと、こう腰を入れて広げていくような取り組みをしていく時期になったんじゃないのかなと。もちろん、庄内の地域づくり懇談会ってのは、まちの駅だけじゃなくて、かかしづくりとかいろんなことをやられているというところではございますけれども、いろんな取り組みが、始まりはここだったけど、これはこうつながって行って、結局こうなったよねという、先の方をですね、見据えた取り組みにしていけないと、たぶんこのままだと、じり貧になって、ああ終わってしまったなということになってしまうと、何のためにやってきたのかなってというのが、結局無駄なお金になってしまう。そこら辺を次につなぐ仕組みっていうのを、先ほどの嘉飯都市圏もまさしくそのとおりだと思いますけれども、その取り組みにつなげていくことが、今求められているというふうに思いますんで、今後とも商工観光課のほうでこの件については、しっかり考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

委員長

次に、潁田地区まちづくり推進自治公民館活動助成金について、原田委員の質疑を許します。

原田委員

同じく、55ページですね。総務費、地域振興費についてお尋ねをいたします。まず、この潁田地区の公民館活動助成金については、今まで、この予算委員会の中で何度か質疑が行われておりました。そこで、まず改めてこの助成金、潁田地区まちづくり推進自治公民館とはどういったものか、まずお尋ねをしたいと思います。

潁田支所総務課長

潁田地区まちづくり推進自治公民館助成金につきましては、平成6年度に34の旧潁田町の町内会で開催された、行政まちづくり懇談会において、まちづくりの提案に始まり、全旧町内会に賛同されまして、平成7年度に平成8年度町内会まちづくりがスタートし、その後平成12年度から、自治公民館制へ移行し、まちづくりの発展を期待した住民活動の確立に向けたシステムが構築されました。そのシステムの活動の助成をするための助成金でございます。

原田委員

今のは公民館とはどういうものかと、それから助成金の目的について、今説明をいただいたということですのでよろしいわけですね。それではですね、この今言われました、まちづくりの発展を期待して住民活動の確立に向けたシステムづくりであって、そのための助成金だということでもあります。では、この助成金を使って公民館活動を行った、このシステムを確立して行ったその成果について、どのようなものがあつたのかお尋ねをいたします。

潁田支所総務課長

この助成金を使いまして、各公民館が目的を達成するため年度当初に、事業計画書を提出いたします。その計画書に基づいて、各自治会が独自の活動で地域住民の協力を得、相互活動の連携を図り、住みよいまちづくり、地域の活性化のために、地域内の軽微な草刈りや市営住宅の法面、道路沿線や通学路、公園の草刈り、また高齢者の交流と活動しており、自治会員間の連携や地域住民の多くの協力が得られているなどの成果が得られております。

原田委員

その事業費の内訳と申しますが、内容というのは、どういうものに使われておるかということ概要で結構ですが、お尋ねをいたします。

潁田支所総務課長

住民が自主的に活動をしているわけですが、その活動した、例えば、業者さんに委託をする  
と、そこに費用が生まれますけれども、自主活動で処理している事業費を試算してみますと公園等の草刈りで、年間840,400円。生活道路の草刈り、下排水の浚渫で135万2000円、合計しますと219万2000円程度の事業費の効果が表れているのではなかろうかと考えております。

原田委員

これから先、質問が非常に難しくなってくるかなと思うんですね、結局、自治会委員会や地域住民の皆様方の協力が得られて、こういう事業が行われているわけなんですよ。その内訳としては、草刈り等が84万円と言われましたよね。それから生活道路の草刈り、それから排水溝の浚渫ですか、これ130何万円。トータル220万円弱ぐらいが使われているってことですね。これは、業務を雇うんじゃなくて、地域の住民の皆さんでやるということですよ。ということは、その地域その地域にその活動費用として、お渡しするということの理解でよろしいのでしょうか。お尋ねします。

頼田支所総務課長

今、委員さんおっしゃいますように各地域の住民が、そういう活動に積極的に参加されておられます。その中で、通常草刈等については支所が刈らなくてはならないところを、地域の皆さんの協力を得て、自分たちの機械持ち出しで刈っていただいております。それに対する助成金を、このまちづくりの助成金として出しておりますので、そこから地域の皆様はその助成金をいただいておりますならば、そういう活動をしていこうという考え方で地域の住民の協力が得られておると。その結果、事業費もそういう財政効果をもたらしておるといってごさいます。

原田委員

これは、非常にデリケートな部分がありそうなので、これ以上質問も難しいかなと思うんですけども、220万円程度ありますと残り80万円程度残るんですが、この80万円程度というのはどんな使われ方をされているんですか。

頼田支所総務課長

予算が平成22年度、229万円。あとその80万円程度残るわけですけども、その使い道につきましては、地域住民の親睦、例えば敬老会とか、七夕の交流会、それから研修学習活動です。それから健康増進、安全、青少年の健全育成と、そのような会議とかそういう活動に使われておるところでございます。

原田委員

いわゆる手厚い旧頼田町時代からの手当が出されておるといってあります。しかしながら、皆さんも十分にご承知のことと思いますけれども、整合性ということを考えれば、これはどうなるのかなということが一番に考えられることなんです。今後についてどのような計画をお持ちであるのか。それとも、現在のまま、まだ継続してやっていけるのか。今後はどのような形になるのでしょうか。

頼田支所総務課長

今後につきましては、頼田独自のまちづくりシステムなんですけども、このまちづくりシステムを再構築しなければならないだろうというふうに考えております。でも、これまで今申しましたように、自治会独自で住民との交流を図りながら良い活動をしておりますので、これまで積みあげてきました自主活動を阻害しないように、まちづくり幹事会や自治会、また関係各課と協議を図りながら、平成22年度中には一定の方向性を出していきたいというふうに思っております。もうすでにまちづくり幹事会では、昨年10月から、各専門部会がありますのでその専門部会の部長さん、あるいは部会員さんを交えたところで、10月から3回ほど来年に向けたまちづくりシステムを、どのようにするかということでも話し合いをしております。

その中で、今の専門部会を新たに、再度増やすか、どうするかということのを再協議しながら、より良いまちづくりシステムを、22年度中に考えていきたいとこのように思っております。

原田委員

今まで構築されたものを基礎として、今から再構築していくということはよくわかるんです。それがですね、これでいくところの299万6000円というのが計上されてあるわけですね。ことしもこれを同じように計上されている。その上に額田まちづくり協議会の補助金というのがあるわけですね。まちづくり協議会というのは、今まさに市民活動推進課がやっているところの補助金ではなからうかと思うわけなんですけど、この、今ある一定の方向性を出していきたいということでありましたけども、そのまちづくり協議会との絡みが当然あるかと思えます。このあたりの関連について、どのような具体的な方策ないしは理想像をお持ちなのか、また、どういった将来的なまちづくりに発展していこうという、まさにここがモデル地区としてやっていくのであれば、その様式っていいですか、その形をぜひともお示しをいただきたいと思えます。

市民活動推進課長

額田まちづくり協議会につきましたの成果を、今後全市的なまちづくりにどのように取り組んでいくかということでございますが、現在は質問者ご承知のとおり、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化等、人間関係が非常に希薄化するということが進行しております。その中で、人と人との助け合いや地域活動が困難になっている状況が見受けられております。そのような中で、地域では環境問題、防犯、防災、青少年育成などさまざまな問題や課題が発生しております。これらに対応するために、地域コミュニティの活性化、推進が必要となっております。このことから、現在市内12地区公民館を拠点といたしまして、地域コミュニティの活性化を推進させておりますが、その組織として、まちづくり協議会の設立に取り組んでいるところでございます。市内12地区の公民館地域で、それぞれに活動の歴史や地域の組織や各種団体の活動など、さまざまな特徴がございますが、先ほど額田支所の総務課長が答弁いたしましたとおり、額田のまちづくり協議会では問題や課題を地域で考え、取り組んできた経過がございます。それは、個々の住民や各種の団体が自治会を中心に連携し、地域のいろいろな課題や問題に積極的に取り組んでいるという姿でございます。このような中で、いろいろな考えを持った方々の協力も得られ、地域に一体感が生まれたというふうに承知しております。環境問題、福祉問題、青少年の育成など、住民が独自の活動で連携を取り組んできたこれらの経験を今後、地域のまちづくりに生かしていきたいと考えております。

原田委員

一般質問並みのご答弁いただきまして本当にありがとうございました。長々お聞きしましたけど、違うんです、私が言いたいのは、これはあくまでも予算審議でございますので、この金額、いわゆるこの地域振興費として311万3000円もの支出が予定されてあるわけですよ。これを今までお聞きしますと草刈とか、側溝の浚渫とか、主にそういった形で今まで使われてきたんでありますけれども、せっかく市民活動推進課が、私は一般質問でいたしましたけど、まちづくりについて協議会をやっていきたいということであれば、もっと違う狙いのやり方が必要ではないかということと、それか他地区でも、いいですか、額田のまちづくり協議会では11万7000円計上されてあるんです。額田一個だけなんですよ。私の一般質問のご答弁でも、22年度までというような言葉も出されておりました。そうしますと、この予算ではそれが見えない。あくまでも、これは骨格予算でございますので、先でということであれば、ぜひともそれはお願いしたいところではありますが、ただ、今までどおりのあり方であれば、もう少し全市的なとらえ方、これが全市に生きるような使われ方を、この予算がせっかく計上されてあればと思うわけでありまして。このあたりについてどのようなお考えがあるか示しをいただきたい

い。

市民活動推進課長

現在、平成22年度にまちづくり協議会を全12地区公民館に設置するというので、地域の皆さんの協力をいただいております。同時に行政改革の中で、効果ある補助金の制度も論議をしていかなければならないというところがございます。その中で、穎田のまちづくり協議会が導入しておりますような補助金の具体策はまだ出ておりませんが、今後、穎田まちづくり協議会の今の制度がなくなっていく、または形が変わっていくとしますと、それを引き継ぐような、またはそれと別のような形の、先進地に取り入れておりますまちづくり協議会への事務経費的なもの、また事業経費的なもの、そういうものについて、今後庁舎内の各課とも協議をして平成23年度に向けて、目指して協議を進めていきたいと思っております。

原田委員

ご答弁本当に懇切丁寧なのはわかるんです。最後になると最初に何をおっしゃったかなという形になりましてですね、もう少しまとめて、短くて結構でございますので、お願いをしたいと思います。結局これは骨格予算ですので、正式にはこれに肉付けしてくるかも知れない、そういったことを、私はぜひとも期待をいたしておるところでありますので、これは骨格予算ということで、この内情と今後についてお伺いをいたしました。ぜひとも、このまちづくり協議会について、きちんとした方向性でやっていただきたいと思っております。

委員長

続きまして「電算システム関係予算について」原田委員に質疑を許します。

原田委員

電算システムについてお伺いをいたします。57ページですね。非常に大きなものが金額として上がっております。57ページの上から4行目位になりますが、電算システム適正化コンサルタント委託料3700万円、上が新体系構築委託料を5億3214万円であります。これは現在のシステムが非常に支障が出てきた。いろんな問題点があつての再構築するためのものだということは十分に理解をいたしておりますが、まず基本的に現在のシステムの問題点について、これからお尋ねをしたいと思っております。

情報化推進担当次長

今まで合併時に1市4町のシステムを統一しましたので、その時点におきましても、それぞれのいいところをとりたいたったもので、基本的には、基幹系は飯塚市のシステムに合わせると、それ以外につきましては、いろんなところのものを持ってきたということでございまして、これまでも質問委員ご指摘されておりますように、例えば市民課の転入手続き等で即時更新ができない問題であるとか、それから各職員の机のパソコンからインターネットメールはできますけども、ブラウザの利用ができない、こういったものはほかの合併する前では、町ときには出来ていたといったものが、合併時点で統一するためにどこをやっていくかという話の中で、申しあげたようなことをして、とりあえず合併を乗り切ろうということによって、少し置いてきた部分があるのは事実でございます。

原田委員

合併の時の事務的な混乱というのがあったかと思っております。それは大変な御苦労があったんだろうということは、容易に推察できるところでありますが、なにぶん旧1市4町で一番古いシステムに合わせたんですから、それは無理があったのは当然のことです。いま言われましたように、例えば転居して転入届を出したその時点で、子供が病気ですから健康保険証も下さいということでも、明日来て下さいということだったんですね。いままでは、それが今のちょっとした簡単な説明では、そこら辺は対応できるようになったということなんですね。そういうシステムができあがるわけでしょ。そうすると今度のシステムは、今までのシステムと比

べ大きく劇的に変わってくる、ここがすばらしくなりました、こういうところが省けましたということがあれば、ぜひとも御教示いただきたいと。

情報化推進担当次長

基本的には行財政改革をどう進めるかと、やっぱり先ほど委員さんご指摘のように、非常に電算のシステムと言うのはお金がかかります。如何に経費を削減していくか、それと事務効率をどう向上させていくか、そういったところをどうしていくかということが非常に難しい問題であると思っております。今度のシステムにおきましては、いまのシステムは基幹系との内部情報系と合わせて、プロポーザルで行ったわけですけども、ご存知のように12月の議会で補正して9400万円程度落としております。ですので、もともと見積もり時点では6億5千万円ぐらいの金額だったものが、今プロポーザルによって5億3千万円ぐらいまで落としたりと。合併時の事を申し上げますと、システム構築するだけで約18億円から20億円かかっています。そのものが、今回では全体で見ますとその半分以下で納めようと、そういう時代にもなってきたというふうに思っております。それから運用費に関しましても、毎年2億円くらいかかっているものを、それをやっぱり相当安くしたいと、それにはどういうふうなシステムがいいかということのプロポーザルを受けた中でやっていますので、一番私どもが考えますと、やはり経費の削減、事務効率を上げていくといったことが、この中で実現できるというふうに考えております。

原田委員

分りやすくいいますと、建て増し建て増しするよりも、新しく建て直した方が早いということですね。今おっしゃったのは、乱暴な言い方かも知れませんが、わかりやすく言いますと。今までこの予算にしる、決算にしる、私、システムについては申し上げてきましたけども、例えばセキュリティーの問題であるとか、先ほどちょっとおっしゃいましたけどもネット検索で資料を取りたいが、部内でプリンタと直結するのは1ヶ所しかない。だから、資料をこんなに各自が持っている。これ画面で見えるようになれば、どんなに無駄が省けるかと私は言っていたんですが、先ほどちょっと説明なかったんですが、それはできるようになるんですか。セキュリティーの面と併せてご答弁ください。

情報化推進担当次長

委員ご指摘の各自の業務用端末、これは内部情報系で繋がっている業務用端末ですけども、それからはブラウザ、インターネットの情報を手に入れ、みんなが情報共有できるという体制になるように今回はしております。

原田委員

とにかくこのシステムについてはですね、今主に言われたのは基幹系システムが大幅に変わって、市民の皆さんが来られても今度は即時更新ができると、近いものができるということですね。これはわかりました。内部情報系システムってありますね。財務会計、人事給与、グループウェア等というのがあります。ここで質問していいのか分かりませんが、いまから財務課長の方を向いて質問したいんですが、この財務会計というのがこの中に入ってるじゃないですか。これって言うのはパッケージなんですか、お尋ねします。

情報化推進担当次長

パッケージかどうかということでございますので、私の方からお答えいたします。今回の分につきましてはパッケージでございます。

原田委員

また私、総括で財務会計についても聞きますので、その時に合わせて質問をさせていただきたいと思っております。今、OAシステム構築だけについて言わせていただきます。現在ですね、家で言えば新築ができてるわけなんです。次長の責務は非常に重いかと思っておりますけども、ぜひと

も頑張っていたきたいと思います。終わります。

委員長

次に「人権同和対策事業予算総括について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

予算書の59ページから人権同和関連の歳出予算計上が続いております。そこで、歳入関係も含めまして、この際ということで、予算の総括資料をお願いいたしました。それは、追加資料の37ページと38ページに掲載されております。それで、これについて最初に幾つか質問したいと思います。37ページの下から2段目に、平成22年度予算が2億0777万円余ということになっております。これに対して次のページの38ページの下から2段目の欄に、22年度予算ということで2億6162万円余ということになっています。歳出の方が歳入よりも5400万円程度多いですね。これはどのように理解したらよろしいでしょうか。

人権同和推進課長

当然、歳入より歳出の方が多いということは22年度ベースで言えば2億0770万1000円程度、一般財源の持ち出しがあるということでございます。

川上委員

この人権同和関連の予算の中には、男女共同参画推進課の470,000円の委託料をはじめとして、いくつかありますけども、その他は基本的に同和関係予算なんですね。それで、その中でも、比重の大きいのが部落解放同盟と同和会に対する補助金なんですね。この補助金の全体に対する割合は、平成21年度と22年度の予算では割合は大きくなっていますが、小さくなっていますか。

人権同和推進課長

当然のことではありますが、歳出総額ベースで言いますと2000万円ほど、下がっております。人件費等の削減で下がっています。これに対しまして、補助金等は部落解放同盟飯塚市協につきましては3700万円、全日本同和会に対しましては296万円です。21、22年度それぞれ同額でございますので、当然のことながら、全体に占める補助金の比率は、若干ではありますが増えているということになります。

川上委員

部落解放同盟が、市の人権同和行政の中で果たす役割が特に大きくなったということがありますか。新年度、来年度。

人権同和推進課長

運動団体に対します補助金は、これまでの平成20年度の実績、また21年度のこれまでの実績等をですね、十分に考慮中で、次年度の補助額を決定しております。ただし、その前にご説明した事業費総額はあくまでも行政職員の人件費が下がったということで、運動団体に対する補助金は同額でありますので、運動団体の補完業務の範囲については、現時点では同等というふうに考えております。

川上委員

部落解放同盟、同和会に対する補助金は、資料38ページの一番上の段落の右から3つめの補助金なんですが、どういうわけだか1千円下がってます。それと実は部落解放同盟が母体となつてつくっているNPOがあります。そこに対する委託料が、中段の真ん中に委託料2882万円余というのがあります。こちらは目に見えて、ひと目で減額になってることが分かるんです。こちらのほうはどうして下がってるんですか。

人権同和教育課長

この委託料につきましては、全額をNPO人権ネット飯塚への委託の関係でございますけれども、私どもが委託料を算定する積算基礎の中で、人件費相当がございます。これについては

基本的に、市関係職員の人件費をもとに積算をいたしておりますので、その中で今回囑託職員分の期末勤勉の率が下がりましたので、それに合わせて積算をしたところ、こういった引き下げの数字になっております。

川上委員

部落解放同盟本体のほうは、補助金は下がらないということなんですね。次にいいですか。委員長

「同和会館人権啓発センターの施設管理委託実績について」ですね。川上委員に質疑を許します。

川上委員

次は59ページですね。中段から下のほうに同和会館・人権啓発センター清掃委託料それから同和会館・人権啓発センター夜間及び休日施設管理委託料、これについては資料が66ページに出ております。この資料の特徴を紹介してもらえますか。

人権同和推進課長

今ご覧いただいております資料につきましては、電気設備、空調設備、消防設備、それに浄化槽等々につきましては、入札によりまして業者に発注いたしまして実施しております項目で、委託料でございます。その下にあります施設の管理でという項目がございますが、穂波の人権啓発センターにつきましては、管理人が平成19年度、20年度まで管理人を置いておりましたが、それからは管理人制度を廃止いたしまして、個人の方ですが、利便性も考えまして、近くの方にですね、夜間それから休日に事業が行われ開館しなければならない部分につきまして管理を委託しております。同じく筑穂の人権啓発センターにつきましても同様でございます。その下、館内外の清掃委託でございますが、特に大きな変化がございます。立岩会館、伊岐須会館につきましては、平成19年度、20年度につきましては、毎月業者の方に清掃をしていただいておりますが、管内の管理体制の見直しを行いまして、21年度からは職員、そこに勤めております館長、それに清掃事務を含めた職員に、こういう清掃業務をしていただくようにいたしまして、その分大幅な削減という形で努力いたしております。

川上委員

この同和会館及び人権啓発センターの利用状況、最近の特徴はどうなってますでしょうか。

人権同和推進課長

最近と申しますか、館によってですね、利用のされ方が異なっております。特に伊岐須会館は、例年ご説明していることでございますが、二瀬公民館がいっぱいになった場合の代わりとして使われることが多くて、貸館業が多く利用されまして、立岩会館、穂波の人権啓発センターにつきましても一定の使われ方をしております。ただし穂波の人権啓発センターにつきましては、平成19年度までは町協等がそこに事務所を持っておりました関係上、町協から利用料金をいただいておりますので、20年度からは下がっているという形です。また、筑穂の人権啓発センターにつきましては、一般のご利用がなかなかなかったんですけど、できるだけ広範囲の方々に利用していただいて、隣保館事業の柱でございます、交流事業というものを促進するためにも幅広く使っていただきたいということで、利用いただいて、若干ですが利用が増えつつあるというふうな状況でございます。

川上委員

課長が言われるように、地域で広く使われるようにすることが大切だと思います。同時に公民館が使用できない時間帯がありますよね。そうした時にもいろいろ工夫していただいて、夜間休日施設管理委託料が発生するんだけど、こういうのも柔軟な対応でよろしいかと思うんですが、ちょっとお尋ねしますけど、穂波人権啓発センターで平成21年度から施設管理を請け負っている、「たかのまさよし」とお読みするんでしょうか。この方は前年度の田中さんと

交代してるんだけど、これはどういう理由ですか。

人権同和推進課長

田中百合子さんは先ほど申しましたように、管理人として、1人住み込んでおられました。1部屋管理人室がありまして、そこに住みこんでおられまして、管理していただけてました。それを廃止いたしまして、必要なときだけ管理いただくという形で、できるだけ経費の節減につなげたいということで、夜間、それに休日の部分だけ、必要なときだけ来ていただいて管理していただくという形に変えて、歳出の軽減化につなげるための努力として、そういう形に変更いたしております。

川上委員

なぜ交代したのかと聞いているんです。

人権同和推進課長

先ほども言ったと思いますが、住み込みでしていただいた制度を平成20年度でやめまして、21年度からは部屋の利用があるときだけ、管理人に来ていただく形に変えました。但し前住んでおられた方は、住み込みはやめていただきましたけど、今は臨時で、別の形で来ていただいています。

川上委員

質問が、ちょっと丁寧でなかったかもしれませんが、高野さんという方を選んだのはどうしてですか。

人権同和推進課長

最初の説明のところちょっと触れたかと思いますが、夜間、休日の管理につきましては、できるだけ臨機応変に対応していただくために、近くに住んでおられる方に、極力来ていただいて、管理人をしていただきたいという希望がございましたので、近くに住んでおられる高野さんに夜間、休日の管理をお願いいたしております。

川上委員

この53万2千、これは円単位ですね。53万2180円というのはどこから出した数字ですか。

人権同和推進課長

積算のあれを持ちませんけど、だいたい2時間から3時間ですね、それと夜間ということも含めまして、だいたい半日分の、それと開会日、夜間の利用があるぶんの日数分でございます。それで積算をいたして、53万何がしの金額を上げております。

川上委員

解放同盟、町協がここに部屋を借りて常駐するというのは、人権啓発センターの今の位置づけとの関係でいうと矛盾があるということで、解放同盟町協自体は退去したんですよね。その幹部が今度は形を変えて、管理人として残るということじゃないかと思うんだけど、その辺の自己矛盾はあまり感じないですか。

人権同和推進課長

誤解があったらいけませんけど、今穂波の分は連協という下部組織ですけど、連協は連協で別に事務所を持っておられまして、たまたま、幹部という言葉が正しいかどうかわかりませんが、関わっておられる方に管理人をお願いしたという形で、全然今言われている部分とは違った別個のものというふうに認識いたしております。

川上委員

この方は、それまで会館の管理に関わって、収入を得たことがないわけでしょう。解放同盟が外に出たということで、今度は会館管理の任に当たって、年間53万2180円を報酬として受けとる、委託料として受け取るという関係になっていると思うんだけど、違いますか。

人権同和推進課長

ちょっと質問委員と考え方は違うと思いますけど、そういう形では、私はないというふうに理解しております。あくまでも、この時間帯きちっと管理人として、働いていただいた部分に対しての報酬として、管理人費用としてお支払いしておりますので、運動体ということと結び付けて、考えてはいけないんじゃないかなという感覚であります。

川上委員

穂波人権啓発センターの周りはすべて荒野で高野さんしかお住みでないというわけではないでしょう。笑い事じゃないでしょ。だから、なぜ部落解放同盟の幹部をここに充てるのかと、あなた方はね、将来、立岩会館にしる伊岐須会館にしる2つの人権啓発センターにしる、運営の民間委託を考えてるでしょう。あるいは指定管理を考えてるでしょう。そのときに部落解放同盟が仮にですよ、実績があるんだから、NPOをつくる、そこで指定管理者になってくる、そういうようなことがあるんじゃないんですか。あるいは委託を受けたりすることがあるんじゃないですか。そういうような先走りになってるんじゃないかと心配するわけです。だからあえて聞いているわけです。そうすると解放同盟そのものが、また戻ってくるでしょう。戻ってきたらどういうことになるかと言うと、集会所あるいは啓発センター本来の役割と、矛盾が生じるということにならないかということをお心配してるわけです。これは指摘をしておきたいと思えます。

委員長

次に「飯塚集会所の部屋の貸付について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

関連して、飯塚集会所の部屋の貸付について伺います。飯塚集会所の2階の1室については、昨年市報に掲載して、市民一般に無料で貸し出したいということになったんですね。その後の利用状況をおたずねします。

人権同和推進課長

実績としましては3回の利用で、申請人数ですが、述べ50人の利用というふうになっております。

川上委員

担当課としては大体予想したとおりですか。それとも残念に思いますか。

人権同和推進課長

結果の評価ということでございますが、平成21年度は初めて施行したことでございますので、結果については十分踏まえた中で、今後どうあるべきかということでは、考えなきゃならんというふうに思いますが、初年度の3回ということは、当然少ないというふうには理解いたしております。

川上委員

実はこの3回50人というのがね、申し込み時の人数と言うけども、これが本来の飯塚集会所の目的に沿った利用なんですよ。本来の条例に基づいての利用が3回で50人と。この管理運営に幾らお金をかけているのかと。昨年1年間であなた方は飯塚集会所の維持管理、支出について追加資料で提出してくれてます。73ページ、上段に書いてあるでしょ。1億以上のお金を、飯塚集会所にあなた方は投入してるんですよ。ところが、条例どおり使った市民は、その50人ということなんですよ。1億円を集会所に投入したんだけど、条例通り広く市民が使おうという部屋には、クーラーもなければ扇風機もない、石油ストーブもない。夜は閉まる、頼んだら課長とか課長補佐が来ないと開かない、恐れ多くて使えないです。その一方で、トイレの改修とか、当たり前のことなんだけど、2730万円もかけているわけでしょ。これは飯塚集会所の条例どおりの役割を果たすための財政出動としては、少しおかしいんじゃないです

か。どう思いますか。

人権同和推進課長

単位が円単位のを千円単位で打っています、申しわけございません。円単位ということで訂正させていただきます。合計額で103,950円ということでございます。申しわけありませんでした。

川上委員

1億じゃないんですか。いずれにしても、そのくらいの認識で仕事をしておるといことだと思えますよ。そしてあなた方が交換に市民から取り上げた飯塚総合会館の部屋は、内線がないとかいう理由で使っていないでしょう。ここにおる人は携帯持っている人が少ないから、内線がないと仕事ができないというようなことはないでしょう。だから、市民を一番使いやすいいところから排除して、代わりにこっちどうですかということをやったのかも知れないけども、そこはクーラーも無ければ暖房もないと、全体のお金としては幾らになるんですか。100,000円、だいぶ違いますね、1億円と。しかし条例どおりに飯塚集会所を使おうと思えばね、部落解放同盟の補助金を切って回すとか、いろんなこと考えられたと思えますよ。だから私は、せっかくあの部屋を確保したんだから、もっとみんなが使いやすいようにしてもらいたいと思うわけです。

委員長

引き続き「嘉飯桂隣保館連絡協議会について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

この嘉飯桂隣保館連絡協議会の活動状況をおたずねします。

人権同和推進課長

嘉飯桂隣保館連絡協議会ということでございますが、嘉麻、桂川、飯塚、全部で7カ所の隣保館がありますのが、その7館の相互の有機的な連携を強化し、もって隣保館の事業の充実をはかるという目的で、この協議会を設置しております。事業内容といたしましては、隣保館事業に関する連絡調整、隣保館事業に関する調査研究、それに隣保館職員の研修ということで、隣保間が広く有効利活用されますよう、相互連絡を取り合いながら、勉強していくという協議会でございます。以上です。

委員長

引き続きまして「同和団体への補助金などについて」川上委員の質疑を許します。

川上委員

そこで60ページに総務費、人権同和推進費として部落解放同盟補助金、それから全日本同和会補助金が計上されております。これについては資料も提出をいただいております。追加資料集の39ページから一連の資料が提出されております。そこで最初に、部落解放同盟の補助金が、前年度と全く同額ということについて、どうしてなのかお尋ねをします。

人権同和推進課長

部落解放同盟また全日本同和会も同じでございますが、運動団体に対しましての補助金につきましては、前年度の事業実績、また当該年度の事業計画等を十分加味した中で、補助額を決定いたしております。当然のことながら答弁の中で繰り返しておりますが、行政の補完という形で見ました中で、平成22年度の額を部落解放同盟飯塚市協に対してが3700万円、全日本同和会に対してが296万円、21年度と同額という形で試算いたしまして予算計上いたしております。以上です。

川上委員

そうすると部落解放同盟自体も、予算は同額でいくということですかね。

人権同和推進課長

部落解放同盟の22年度の予算書につきましてはまだ見ていませんが、次年度の事業計画等は口頭でお聞きしております、その範囲です。まだ予算書は見ておりません。以上です。

川上委員

口頭で事業は聞いたけど、予算書見ないでも3700万円という数字を予算計上したと、それで部落解放同盟とは、最終的にこの金額で合意したのはいつのことですか。

人権同和推進課長

どういう形が合意と言うのかは、ちょっとわかりませんが、予算計上いたしました段階で、行政として見積もりました額が3700万円であると、予算が提案いたされました段階でお知らせしたと、運動体にお話ししたというふうに記憶いたしています。

川上委員

それはいつですか。

企画調整部長

運動団体と正式に協議した日にちということございますが、正式に協議したということじゃなくて、いわゆる事業実績とか事業計画を十分に市の方で精査した中で、前年度と同額の3700万円というような形で予算に計上させていただいたわけでございます。今後、運動団体の方からこの補助金の交付申請がございます。この中で、この金額を決定していくというような流れになっていきますので、そういうことでございます。

川上委員

どちらを先にきこうかなと思いますけど、十分に精査をしたと、何に基づいて精査したんですか。

人権同和推進課長

既に決算の出ています平成20年度の実績につきましては、当然決算書を見させていただきましたし、また、半期ごとに指導検査も行っておりますので、半期までの21年度につきましても、10月段階までの半期の部分につきましては、事業実績等を見させていただきました。そういう部分を勘案した中で、見させていただいた中で、次年度の予算額を積算したという形でございます。

川上委員

追加資料に出ておる45ページ、2009年度の予算も含めて精査したでしょ。これも精査対象でしょ。精査するっていうけど、対象だったんですか、どうですか。

人権同和推進課長

21年度の半期の指導検査はいたしましたということを申しましたが、当然半期の検査を行う以上は21年度、2009年度の予算に基づきまして、その執行状況を半期の検査では行いましたので、当然それも考慮の中に入っているとご理解いただきたいと思います。

川上委員

特にこの予算を精査するときに、どこに注意してみましたか。

人権同和推進課長

自主財源がございますので、自主財源で賄われている事業を除く部分の事業量、事業計画等を勘案した中で見させていただきました。

川上委員

ここに書いてある自主財源は前年についても、その前についてもずっと自主財源だったんですか。

人権同和推進課長

指導検査は21年度に限ったことではございませんので、議会でも報告する中で、皆様方からもいろいろ厳しい御指導を受けた中で、そういう部分を十分に反映し、指導を行っております。

すので、できるだけ自主財源で賄ってもらわなければならない部分につきましては、きちっと自主財源にするということで、前年度、前々年度と自主財源の項目はまるっきり一緒ということではありません。できるだけ改善を求めています。以上です。

川上委員

これ見ますと、自主財源と書いているもの以外は市民の税金を使うということなんですね。そうすると、専従役員給与、専従事務員給与、通勤費、保険料、非常勤役員行動費2300万円。これは円単位でしょうね。それから事務所費でしょ、維持費、消耗品費、食糧費については、できるだけ自主財源ということでしょうね、先ほどの話で言えば。それから委託料、通信費、リース料、手数料それから会議費ということで解放同盟の県委員会に行くのに、これは交通費か手当かわかりませんがこれも税金と。市協委員会その他、市協委員会というのは立岩会館やあるいは飯塚解放同盟が借りている事務所でやるんでしょう。そこでやるのも300,000円税金をかけていると。教育、対策部費とか、女性部費とか高齢者部費、青年部費、全部税金です。市協大会は自主財源なのに、飯塚市と関わりの薄い県連大会や全国大会は税金を投入すると。調査費、何を調査したかわかりませんが300円だけは自主財源と、連協調査費はね384万4000円出てるんですよ。このうち300円だけが自主財源と、意味がわからないですね。ここを精査したでしょう。ずっと見ていってください。この中で、縄田部長、これから質問ですよ。行政の補完行為と認められる費目はどれがありますか。

人権同和推進課長

行政の補完行為ということですが、自主財源で賄われている以外の部分については、当然補助対象といたしておりますので、補助対象につきましては行政の補完行為ということで支出いたしております。

川上委員

どの項目が行政の補完行為かと聞いたんですよ。明確にどれどれどれと言ってください。

人権同和推進課長

資料にありますように自主財源の部分につきましては自主財源と備考欄に書いてありますが、自主財源で賄われてない部分につきましてはですね、当然行政の補完の形で支出すべきものという形の予算になっているというふうに理解しております。以上です。

川上委員

この自主財源と書いてる以外は全部行政の補完行為ですか。そういう答弁ですか。

企画調整部長

そのとおりでございます。

川上委員

そうするとね、例えばこの300円を除いた連協調査費384万3700円ですね、これは行政の補完行為ですね。どういうことがあったんですか。そのことを踏まえて、この予算立てたんでしょう。どういう内訳ですか。

人権同和推進課長

今、連協の調査費の関係で300円という括弧書きの部分を見られて言われていますが、捉え方が違ってきます。あくまでも4,000円のうちの300円は自主財源で、3,700円につきましては、行政の補完という形で補助対象という形ですね、されているという御理解をいただければ幸いです。

川上委員

それはよくわかりました。3,700円かける961人が行政の補完行為、あなた方、助けてもらったって言うんですよ。何を助けてもらったんですか、これだけのお金かけて。

人権同和推進課長

当然のことながら人権同和問題の解決は行政の責務であると、また、市民、国民の責務であるというふうに理解しております。その行政に責務につきまして、行政ばかりではなく組織にも補完していただいているということで一定の補助金を支出しているという形でございます。以上です。

川上委員

だから今言った具体的なことでね、どういう具体的な行政の補完行為があったのかを聞いているわけです。答弁できないですか。

人権同和推進課長

同じような答弁で大変恐縮でございますが、あくまでも人権同和問題の解決に資するために、行政としても最大の努力をしていますが、組織にも補完として努力をいただいています。それに対しましての補助金でございますので、同じような答弁でございますが御理解いただきようお願いいたします。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:38

再開 14:51

委員会を開会します。

川上委員

それで、県連調査費の4,000円マイナス300円で3,700円でしょ。かける961人ですから、355万5700円になるんですよ。これについて行政補完行為ということなんだけど、この予算に基づいてどんなことをしたのか聞かせてもらえますか。

人権同和推進課長

先ほどから同じような回答で、かみ合わない回答で申しわけありません。今委員が言われたように、4,000円のうちの300円に対しましては自主財源でございますので、3,700円の961人分の合計額が連協の調査費として予算計上されております。半期の段階で、指導検査いたしまして、これに添った形で支出されているわけでございますが、あくまでも行政の補完行為として、この経費につきましては適正に支出されているというふうに半期の段階でございますが、理解しております。

川上委員

先に進めないじゃないですか。これ、何に使う予定のものかと、あるいは何に使ったのかを聞いているんですよ。その答弁があれば先に進めるじゃないですか。簡単なことですよ、行政の補完行為と認定を私要求していないですよ。何に使う予定だったか、あるいは使ったかを聞いているだけの話ですよ。

人権同和推進課長

これは市協が連協に対しまして、事務費的な形で使われたものということで、あくまでもその事務費、連協それぞれ5連協ございますが、5連協の事業費として使われている。これも補完行為という形で理解いたしております。

川上委員

要するに部落解放同盟は、その市協は自分のところの基礎単位というか連協というところに、交付金をやってるんですね。人数分の。だから、監査委員会は市協が使った分については、監査できるけど子会社というか、市協が交付したお金の使い道については、監査委員会は関心を持たないということになっているんですよ。そこで関連がありますので、この際追加資料集の75ページ、76ページに監査事務局からの資料提出があります。75ページの中ほどに、部落解放同盟飯塚市協議会、平成19年11月15日に監査を1日で実施したということなん

ですけど、こう書いてます。監査の結果、事務処理が適正に行われてることが認められたと。なお、飯塚市からの補助金については、当該団体の管理運営として支出されているという監査委員会の監査結果報告なんです。間違いですね、明らかに。人権同和推進課長の答弁を求めます。

人権同和推進課長

今、私が説明した範囲が、誤解をされているのではないかと思いますけど、あくまでも交付金という形で別組織に出しているわけでありませぬ。あくまでも同一の飯塚市協内部の事務費でございまして、それを直接そこで使うのではなく、連協という一体となった組織の中で、そこに配分された青年部とか女性部とかありますが、それと同じような形の使い方、あの会計は1本です。交付金として、別組織に交付したのではないということでご理解いただきたいと思います。

川上委員

そこは通り過ぎたつもりだったんだけど、そちら戻るなら監査事務局がお見えですので、そういうふうには一本なら、監査事務局としてはこの交付金についても監査対象にしないといけないうのではないかと思いますけど、どう思われますか。

監査事務局長

最初に、議員が読まれたのが、平成19年の資料添付の分ですね。この反省を受けまして、21年度、本年度なんですけども、財政援助団体の監査を執行しております。

川上委員

そうすると連協への交付金も監査したと。21年度については、ということなんです。

委員長

川上委員、次の「財政援助団体監査について」にも入り込んであるということで、次の財政援助団体監査についても関連がございますので、ここでこの質疑もそのまま続けていきます。

監査事務局長

交付金という認識はございません。これは、あくまでも財政援助団体の監査で部落解放同盟飯塚市協議会に監査に参りました。

川上委員

時がたつといろんなことが起こる。いずれにしても、平成19年の予算であろうと、平成18年であろうと解放同盟に対する補助金の中には、人件費が大半なんです。人件費が大半なのに、19年の監査では先ほど読み上げたように、市からの補助金については当該団体の管理運営費として支出されていると。こういうことを堂々と書いている。だから人権同和推進課長に聞いているんですよ。この監査事務局の認識は誤りではないのかと。どうですか。

人権同和推進課長

監査の意見の範囲のものを私が今の段階で、どうこうということは、なかなか控えたいと思います。但し運動団体に対しましては、先ほどから繰り返し言っておりますが、半期ごとに指導検査で、伝票等まできちっと人権同和推進課でも見させていただいております。その中では、適正に処理されているという認識を持っております。

川上委員

監査事務局にお尋ねしましょう。2009年度の予算がこのとおり決まったんでしょう。45ページにあるでしょ。これ見てね、あなた方が19年に監査したものと項目が違ってますか。あなた方が19年に監査したときに、もうこの人件費があったはず。しかし、あなた方、結果としてはね、監査結果としては管理運営費として支出されてると言ったんです。監査事務局の認識は間違ってるんじゃないですか。

監査事務局長

手元に2007年度の予算書を持ち合わせませんので、内容が違っているかどうかというのは分かりませんが、本年度21年9月14日から12月18日まで行いました、財政援助の団体の監査においては適正に処理がなされているというふうに監査報告をしております。

川上委員

それこそ資料要求してもいいんだけど、基本的に部落解放同盟に対する補助金の大半はね人件費なんです。何とか、かんとかとかいうやつも結局は人の財布に入っていくお金が大半なんですよ。だからここからわかることは、先ほどから企画調整部、それから人権同和推進課が4000万円もお金を、税金をね、我が物であるかのように部落解放同盟や同和会に渡す資格はない。それにだれが歯止めをかけておるかという、議会でこうして質問してるのもあるけれども、本当は監査が歯止めをかけないといけないでしょ。ところが監査はここに書いてあるようなことを書いて、どうぞというだけなんです。齊藤市長が2年前ですか、補助金のあり方については見直すべきだというように答弁されて一定の是正が進んでいった。そのことが、76ページの監査報告の結果についての中に書いてあるんだけど、これは指摘じゃないんですよ。こうでしたというだけなんです。だから全体として市の執行部もそれから監査も込めてね、この部落解放同盟に対する補助金を必要があるかないとか、そういうことも全然考えないでこの血税を垂れ流してるわけですよ。齊藤市長、4年前あなたは部落解放同盟飯塚市協議会と市長選挙に向けて、政策協定を結ばれた。それは2月のことだと思います。今回、こういう流れの中で非常にずさんな形で、昨年と同額の補助金を解放同盟に渡そうとしている。今年、今回の市長選挙に向けて解放同盟と選挙についての話し合いをしたことはないですか。

企画調整部長

今の選挙の話が出てますが、その前に私から答弁をさせていただきます。何度も御答弁申し上げてますように、運動団体に対します補助金については行政の補完業務を行っているこの運動団体の活動費に対する補助金で、飯塚市の補助金交付要綱に基づきまして適正に支出を行っているところございます。今後につきましてもこの補助金の適正化に努めてまいりたいというふうに考えておりまして、選挙に関しまして、ここらあたりとの補助金との関係は全く関係はございません。

川上委員

骨格予算なんですよ。非常に精査しましたと、補助金については、そういう中で前年と同額のお金をポンと計上されてる。中身精査したっていうけれども聞いても答えられないじゃないですか。監査の方もずさんな監査結果書いてるだけ。どうしてこんなことが起こるのかと、この段階において、だから市長に聞こうということなんですよ。4年前と比べてね、見ても、政策協定結ぶような話はなかったのか、それはお聞きしなければならんと思います、私は。答弁を求めます。

企画調整部長

ずさんな監査、検査とおっしゃいますが我々は適正な監査及び検査を行っております。その結果このように適正な補助金を交付しているということでございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:05

再開 15:10

委員会を再開いたします。

市長

この部落解放同盟の予算等に関して飯塚市の人権、それからまた男女共同参画条例、同和問題等に関する人権の問題に対しての補完業務もやっていただいている。これから人権の社会にな

ってくる流れの中で、その事業を補完業務としてしっかりとやっていただきたいということでありまして、選挙ということになればすべての骨格予算のほかのところにもすべてかかってくるわけですから、選挙どうのこうのではなくて、一つの事業としてのお答えをさせていただきます。

川上委員

私は実は、本予算特別委員会として資料要求をしていただきたいということで、部落解放同盟が、飯塚市協が、平成18年度支出のうち市長選挙2500万円それから市議の73,000円の支出をしたという資料を情報公開によって入手して、今回も領収書の写しをね、要求したんだけど出てこない。どうしてこういう資料要求をしたかという、仮に市民の税金が補助金という形で部落解放同盟にわたり、それが市長選挙に使われる。ましてや現職市長の市長選挙に使われることがあっては絶対ならんでしょう。だから予算審議の中心テーマとして最後の質問をしたわけです。それについてはお答えがない。それで、部落解放同盟に対する補助金の問題については、補助金の予算計上については削除するべきだというふうに思いますので、それを指摘して、この質問を終わります。

委員長

次に、質疑通告一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

すみません。確認だけなんですけれども、55ページの穎田地区まちづくり推進自治公民館活動助成金299万6000円のやりとりの中で穎田支所の総務課長が、効果額220万円というような、ご答弁があったと思いますけれども、その答弁がよく理解できなかったんですけれども、住民の方がいろいろ機械を出して、労務を提供して220万円の仕事をすると、結果290万円のうちの220万円の仕事をしたということなんでしょうけれども、効果額という言葉で、220万円と言ったらですね、ちょっと意味合いが違うんじゃないかと思うんですよね。それは、行政がいろいろな道路の草刈りとか公園の草刈を発注したときに、見積もりを取ったら、400万円なら400万円と、そしてそれを地元の人たちがすることによって220万円で行いましたと。ですから、数字はわかりませんがね。効果額が180万円ありましたというような答弁がしかるべきではないかと思えますけれども、どうもやりとりの中で、お聞きしたら290万円の効果額は220万円と。290万円のお金を出して、220万円だというようなふうにとられましたから、その辺を確認したいんですけれど。

道祖委員

担当がないから答弁できないっていうんですよ。皆さん顔を合わせているのは、そういうことでしょう。であるならば、予算委員会は今日だけじゃないようですから、後で要点筆記なり答弁された方に確認とって、私が言ったことが間違いなのか、答弁のほうにちょっと意味が取り違えるような答弁をされているのか、確認をしていただきたいと思います。委員長の方で取り計らいをお願いします。

委員長

それでは、ただいまの道祖委員の質疑に関しましては、保留質疑として後に回させていただきます。ほかに質疑はありませんか。

川上委員

通告外ですけれども、予算書の48ページなんですけど、総務管理費、負担金補助及び交付金の一番下の欄にある飯塚自衛隊協力会負担金14,000円と、実は議会費の方にもう14,000円の計上が別にあります。それで、この飯塚自衛隊協力会というのはどういう組織なのかですね、まずお尋ねします。

人事課長

この、飯塚自衛隊協力会の関係につきましては本日提出をしております資料の28ページだ  
ったと思いますけれども、添付させていただいております。そこに飯塚自衛隊協力会の目的と  
いうことを記載しておりますけれども、これは飯塚自衛隊協力会の規約というものがございま  
して、その第二条に規定をしております。国防意識の認識を深め、かつ自衛隊との相互理解  
と親睦を図り、自衛隊の健全な発展と日本の平和の推進に寄与するというような目的をもちま  
して組織をされた会でございます。そして事務局につきましては、飯塚商工会議所こちらの方  
が事務局をされておるといような状況でございます。

川上委員

これは団体個人両方で構成されているんですか。

人事課長

構成員でございますけれども、本会の目的に賛同する個人及び法人をもって組織するという  
ふうに、規約の方では規定されております。

川上委員

そうすると市長部の方で14,000円2口になるんですね。支出する行為は個人会員という  
ことですか。それとも団体会員ということですか。

人事課長

この規約に基づきますものにつきましては、公的な性格を持つ個人 - 市長と私ども執行部の  
方といたしましては市長と副市長ということでこの協力会創設当時から加入をしておる状況ござ  
います。

川上委員

30ページの協力会役員名簿を見ますと齊藤市長と森山市議会議長が相談役ということにな  
ってますね。これはそれぞれが2口その会費を納めるということになってるんですか。齊藤市  
長は2口森山議長が2口議会のことは答弁なさらなくていいですけど。齊藤市長の方で2口と  
いうことですか。

人事課長

この分につきましては、市長と副市長。これは協力会の役員の名簿を添付させていただいて  
おりますが、執行部、飯塚市といたしましては、市長と副市長がこの会の方へ加入をしてお  
ります。

川上委員

団体の沿革というか、現在の会員数等も含めて沿革を教えてください。

人事課長

これ沿革につきましては、私どもも、詳しい内容についてはつづさに承知をしておりませ  
んけれども、知りえる範囲で御説明をさせていただきますと、この会の設立と申しますのが昭和  
39年の6月20日ということになっておりますけれども、それ以前から旧産炭地振興策の1  
つといたしまして、この飯塚の地に自衛隊の駐屯地を誘致しようというような地元の方の誘致  
活動というものが活発のようございまして、今申し上げました39年6月20日に自衛隊協  
力会の創立総会というものが開催をされまして、その会長には商工会議所の花村副会頭がな  
られまして、地域の行政それから企業等賛同者が参加をされて創立をしたというような経過があ  
るようございます。また、この規約から読み取れます、この会の目的でございますけれども、  
先ほど目的について述べましたけれども、具体的には自衛隊の各種行事に協力する、自衛隊の  
民生支援活動及び部外引き受け工事に協力する、自衛隊の福祉厚生に協力する、自衛隊との懇  
談、部隊見学及び生活体験を行うこと、自衛隊の隊員募集及び広報に協力すること、その他本  
会の目的達成に必要な事業、これを行うといようなことが規定をされております。これがこ  
の会の沿革ということになるかと思っております。現在、私どもが確認をしております会員数です

が若干変動はあるかと思えますけれども、20年度の状況といたしましては140名程度の会員の方がいらっしゃるような状況でございます。

委員長

この会計は会長が任命する幹事が統括処理するということになってるようなんですけれども、現在はどなたがこの会計を掌握されてるんですか。

人事課長

先ほど申し上げましたように、事務局が商工会議所ということでございますので会計管理は事務局の方でされてるかと思えます。なお役員名簿につけておりますけれども監事につきましては2名の方がいらっしゃいますので、その会計についての監査についてはこの監事が担当するというふうに認識をしております。

川上委員

30ページに、第14条がありますでしょう、その監事ではないんじゃないかと、13条で会長が若干名を事務局に任命するというようになってるんですよ。だから会計監査をする役割ではなくて、お金を扱う係の幹事が14条で決まってるはずなんですよ。それがわからないんですね。それで税金をここに入れているんだけど協力会の収支決算についてはですね、最後に見たのはいつですか。

人事課長

まず1点目の監事でございますけれども、これに2種類の漢字の使われかたございますが、先ほど申し上げましたように会計についての幹事、幹の方になりますけれども、これは商工会議所の総務課長が就任をしております。それから会計の状況でございますけれども、20年度の決算については収支報告がなされておるといふふうに認識しております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、第1款議会費及び第2款総務費について、総括質疑として保留しました以外の質疑を終結いたします。

次に、第3款民生費、74ページから96ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております77ページ民生費、社会福祉総務費、「国保特別会計繰出金について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

78ページの国保特別会計繰出金中ですね。一番上に療養給付費等国庫負担金減額分4837万円余が計上されております。これについて、どういう事情の予算計上か、お尋ねをいたします。

健康増進課長

今言われました4837万5000円につきましては、平成19年度から国民健康保険税の上昇抑制のために、乳幼児、障がい、ひとり親医療助成事業の実施による国庫負担金の削減額の50%を一般会計から国保会計に繰り出しております。

川上委員

これはどうして減額になるんですか。

健康増進課長

先ほど言いました3事業につきましては医療費の無料化ということでございます。その影響で国保に加入されてる方が基本的にはその分の医療費が多くなる、その分についてはペナルティとして国庫負担金分を削減しますよという性格のものでございます。

川上委員

飯塚市長が保険者である国保会計なんだけども、これで3医療の無料化やってるために医療費が増えると、で、そうすると市民は必要な医療をそれだけ受けられたということになる訳でしょう。国はそれにペナルティーをかけるわけですか。どうしてですか。

健康増進課長

医療費が無料化になったために、必要以上の医療を受けるということの判断だと思います。

川上委員

それは今までの国の考え方ですね。無料化になれば必要以上の医療を受けるに違いないという非常に狭い、国民医療に責任を負わない政権の考え方だったと思うんですよ。これはいずれ変わるでしょ、しかし変わるまでの間はこのように一般財源から補てんしてでも、国保税を引き上げ圧力を抑えるというのは大事なことだと思います。それで実は追加資料で78ページの資料を提出いただいています。これは国民健康保険資格証明書要するに、保険証の取り上げ状況ですね。取り上げられた世帯のお子さんに、どれだけ保険証を独自に交付しておるかというのが下の表だと思います。それで、この4800万円を投入しなければ、国民健康保険税、今でも高いんだけど、さらに高くなる圧力になりかねないわけですね。それで現在、例えば夫婦二人と子供二人の、例えば年収400万円ぐらいの場合ですね、国民健康保険税、年間どのくらいになるか、見通しが出せますか。300万円ぐらいでもいいですが。

健康増進課長

今言われた、夫婦二人、子ども二人という世帯で、年間所得300万円で試算いたしますと、40万円をちょっと超えるぐらいの保険税となります。

川上委員

年収300万円で国民健康保険税が40万円と。保健福祉部長は、この額はだいたい妥当な額だと思いますか。それとも高すぎるとは思いますか。

保健福祉部長

国保につきましては、私たちの利用者負担分というのがありませんので、国の保険とか負担とかがございますが、感覚からしますと若干高いとは考えております。

川上委員

昨日も、2カ月、国民健康保険税の納入が遅れたんですかね。それで、数万円持って役所に行こうと思って銀行に下ろしに行ったら、8万円を既に差し押さえられていたという方の話を聞きました。若干高いというようなことではないんですね。もう、非常に高いんですよ。そして収入が減る時代に来てるでしょう。で、去年の年収でかかってくる。なお大変という状況なんですね。それで、私はこの4837万円の繰り出しは大事な支出だと思います。予算計上だと思います。しかし同時に、これは半額なんですよ。国が削った分の半額。だから、国に大いに物を言いながら、もっと完全補填することができるわけですよ。そして、国民健康保険税を抑制していくと。ちょうど半額といえば、部落解放同盟と同和会に、さっき言ったみたいにずさんな支出を、補助金をやるという額ぐらいですよ。これやめれば全額、国のペナルティに対して市の責務が補填できる。そういう額なんです。そこで、健康保険証を取り上げられた方々の中で命を失いかけたという方の話を、担当課のほうで聞いたことないですか。

健康増進課長

他の市町村ではそういった状況を存じあげておりますが、飯塚市ではそういったことは聞きおよんでおりません。ただ、資格証明証を持たれて緊急に病院にかかる必要があるという方からのお電話を頂きまして、その方につきましては保険証を出ささせていただいて、病院にすぐかかれるようにということでの対応をいたしております。

川上委員

保険証を取り上げられて命を落としかけた方を、私はこの4年ほどの間に2人知っています。

一人は、4年ぐらい前ですから担当も替わってあるかもしれませんが、心臓が除細動状態になって飯塚病院に緊急に転送されたんですが、そのときは担当課長と話をして助けてもらったんですね。その方、保険証がないから病院に行かないって言ってたんですよ。もう1件はつい最近のことなんです。高血糖で37歳の男性が非常に危ない状態だった。この方も健康保険証を取り上げられていたんですね。そういう状況がなかなか、よそのことはよく新聞に載るからわかるけど飯塚市のことはわからないという状況なんです。これは「ない」ということじゃないんですよ。水を止めたご家庭がどういうふうにライフラインを確保しておるかとか、国民健康保険証を取り上げた家庭でどういったことが起こっているかというのは、きちんと見ないといけないというのもあるんだけど、今、急がないといけないのは、減免とかいうことも大事ですけど、国民健康保険税の引き下げではないかと思うんですよ。で、ここに繰り出しがあるんだけど、もっと繰り出してもいいんじゃないかと。例えば平均で1万円、国民健康保険税を値下げするためにはどれぐらいの予算が必要ですか。

健康増進課長

世帯でお答えさせていただきます。今、国保加入の世帯数は2万程度ございます。そのうち各世帯1万円ということになったら、2億円の財源が必要ということになります。

川上委員

私は、この2億のお金については挑戦する値打ちがあるんじゃないかと。2億のお金削減というのは、見る観点にもよるでしょうけど、この骨格予算からでも削り出すことができると思います。よく検討していただけないかと思うわけです。この質問を終わります。

委員長

次に、「長寿祝金、敬老祝品について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

この長寿祝金なんですけれども、交付の基準日はいつになってますか。

高齢者支援課長

毎年4月1日現在の満年齢で、77歳、88歳、99歳、そして100歳以上の方で、引き続き8月1日まで飯塚市に住民票を置かれてる方が対象となります。

川上委員

皆さんは、9月の敬老の日を迎えて、私は年齢になってるんだけど、どうも私にはお金をもらえないということで問い合わせだとか聞いたことはないですか。

高齢者支援課長

確かにこの基準日によりまして、そういう、私はこの年齢になってるんですがというお問い合わせは数件あっております。

川上委員

これは、もう少し親切に改善することはできませんか。

高齢者支援課長

ご質問の趣旨は、年齢の対象者がわかりやすいように、ということでもよろしいでしょうか。そういったことにつきましては、全戸配布の資料の中で誕生日、その年齢になる誕生日の方の生年月日を記載しております。

川上委員

削りに削って節目支給をしている長寿祝い金の渡し方についても、温かい心が足りないんじゃないかなと思うんですね。それはそうなんですけど、合併した2年目から毎年支給をやめて、節目支給に切り換えましたね。それによって、あなた方は行財政改革の成果だと言うんだけど、いくら削減ができたんですか。

高齢者支援課長

平成18年度は対象者の年齢と祝い金の額を統一いたしまして、19年度から節目支給となりまして、19年度9300万円、20年度が約9200万円、21年度が約8900万円、通計いたしますと約2億7500万円の行革による財源を捻出しております。

川上委員

行革というのは、無駄を削って暮らしとか福祉に回すと行革になるわけですよ。暮らしと福祉を削って何に使ったかわからないというのは、まだ行革と言えないんですね。この2億7500万円、お年寄りからもらえるべきものを奪ったんだけれども、齊藤市長は常々、4年間の間に行革で129億円財政効果があったと言われてます。この2億7500万円、お年寄りがもらえたはずのものを、齊藤市長の行革で削り落としたことについて、どういう感想を持ってあるかお尋ねします。

保健福祉部長

長寿祝金につきましては、大変財政状況が厳しいということで、全員の方への配布から節目支給へと変えさせていただいたものでございます。そこら辺はご理解方、よろしく願い申し上げます。

川上委員

本市の高齢者から2億7500万円奪ったことについてどう思うかと聞いてるんですよ。ご理解を願うとかいうのはいいけど、どう思うかを聞いてるんですよ、齊藤市長。

保健福祉部長

いろいろ賛否両論あるかと思っております。私の担当となりました今年、初めてタウンミーティングに出ましたけれども、やはり長寿祝い金というのは続けてほしいというようなことも言われておりました。しかしながら、平成19年当時のタウンミーティングの状況を見ておりましたら、非常に財政状況が厳しいのであれば削減してでもやるべきではないかという意見もありましたし、やはり長寿祝金は続けてほしいというような意見も、賛否両論であったことを覚えております。このようなことからいいということではございませんけれども、やはり、この金額につきましては、財政状況が厳しく、そのために節目支給に変えさせていただいたということでございますので、よろしく願い申し上げます。

川上委員

タウンミーティングでもどこでも、高齢者の多くは、長寿祝金を削らないでください、もとに戻してくださいというのが多いですよ。それで、中には「いらん」と言われる方もおられました。なんでいらんのですかと聞いたら、これだけ住民税が5倍も6倍も10倍もなって、皆さんかも天引きされて、「今さら」と言われるようなところがあるんですよ。で、よく聞いてみたら、合併した年に「取りににおいで」と、長寿祝金を公民館まで。非常にいやだったと。長寿祝い金というのは取りに行かされるものかと、公民館に、そこで並ばされて。そういう、「やればいいんでしょう」というような感じ。心を届けるわけですよ、お金と一緒に。それが無い。それで、そういう影響は、1年間で対象高齢者というのは1万9千人くらいですか、3年間では2億7千万円ですけども、延べどれだけの高齢者がその痛みを押しつけられたことになりませんか。

高齢者支援課長

平成18年度をベースにさせていただきますと、だいたい毎年2万人弱になりますので、約6万1千人程度かと考えております。

川上委員

6万人くらいの高齢者に痛みを押しつけてる、延べですよ。1年でいえば2万人近い高齢者に、3年続けて痛みを押し付けてるわけですよ。浮いたお金は2億7千万円と、この同じ3年間の間にね、例えば、部落解放同盟とそれが母体になったNPOに、その補助金を見直さな

いといけないというようないろんなずさんなこともあるようなところに、合わせて2億数千万円投入しているんですよ。5万数千人の高齢者一人ひとりからね、敬老祝い金を奪ってね、2億7千万どこに行ったんですか、このお金は。私はね、今度の予算は骨格というけれども、今からでも見直してね、毎年支給ができるように先ほどから言っているように、部落解放同盟の補助金、ずさんな予算計上と分かったんで、削除してこちらに回しませんか。齊藤市長の見解を伺います。

保健福祉部長

どの施策、どの事業につきましても市の施策として、必要額が計上されたものと考えております。長寿祝金につきましては、平成19年度でございますが、これも何度も同じことで申し訳ございませんけれども、財政状況の非常に厳しくなったことから減額、節目支給に替えさせていただきますものでございます。ご理解方よろしくお願いいたします。

川上委員

4月に、市長が代わるでしょう。市長が代わってもこの路線は変わらないんですか。ご理解願いますとか、問答無用のようなこと言われるんだけど、世論がこんだけその高まろうとしている時に、あなた方は市民の声を聞いてみたいとも言えないですか。どうですか。

保健福祉部長

特に聞いたわけではございませんが、先ほども申しましたように、タウンミーティングの中でもいろいろ賛否両論ございます。そういった中で、どちらが多いともどちらが少ないとも言えるような状況ではございませんでしたけれども、削減して、いろいろな子供の施策に使ってほしいとかいう意見もございましたし、やはり節目支給じゃなくて、全員に配るべきだという意見もございました。何度も同じことを申し上げて、申し訳ございませんが、やはり財政状況の関係で、非常に厳しゅうございますので、節目支給に替えさせていただきますものでございます。よろしくお願いいたします。

川上委員

もう最後にしますけど、賛否両論と言われましたけどね、それほど賛否は分かれてませんよ。削られても仕方ないなという人は、あなた方が赤字だ、赤字だ、大変だというからですよ。まさか、それが鯉田工業団地にうち込まれると思わないから、その時は。今の市の無駄使いのあり方を知ればおかしんじゃないかなと、この祝金が少ないかもしれないけれども、やっぱり孫さんに渡したり、自分で身の回りのものに使ったりして、それの方が地域経済に少しは役立つんじゃないですか、鯉田工業団地よりは。やっぱり、決めたから変わらないとかいうことじゃなくて、市民の声をやっぱり重ねて聞いてね、考えると。コミュニティバスでできてるのが長寿祝金でできないわけではないと思います。以上で終わります。

委員長

次に、「要援護者安心生活基盤づくり委託料について」安藤委員の質疑をします。

安藤委員

79ページ、民生費、高齢者福祉費、要援護者生活基盤づくり委託料について、質問いたします。予算資料にも詳しくとありますが、書いてございますけれども、まず、この内容についてお聞きいたします。

高齢者支援課長

要援護者生活基盤づくり事業は、厚生労働省の3ヶ年のモデル事業として、全国で52市町村、九州ブロックでは7市町が地域福祉推進市町村として取り組み、情報発信等を行うものがあります。この事業は、高齢者の方などに限定せず、介護保険の地域支援事業などの制度の対象とならない一人暮らし世帯等の方にも、見守りや買い物支援などを行うことにより、地域で安心して暮らせるように支援を行うものであります。本事業は、厚生労働省が人口2万人程度

のゾーンを設定することと示していますので、二瀬地区を対象地域としまして、社会福祉協議会へ事業委託をし、実施するものであります。

安藤委員

県内では、北九州市、飯塚市、春日市というところが指定されてるといふふうに聞き及んでおりますし、新しい取り組みってということで、国のモデル事業というところではございますけれども、今おっしゃったように、まず二瀬地区をモデル地区というところでされてるといふことですが、実際どういふことをされているのか、お答え下さい。

高齢者支援課長

昨年度の補正予算で計上させていただいております、今現在、地域でのニーズ調査ということで、二瀬地区全体でアンケート調査を実施しております。このアンケート調査の中で、支援のニーズを把握し、また、対象者の方を洩れなく把握するということにしております。

安藤委員

それをここで書いてありますように、住民の支え合いマップや社会資源マップ作成ということにつなげていくというところでございますか。

高齢者支援課長

ご質問のとおりであります。支え合いマップにつきましては、地域、二瀬地区という大きな枠ではなく、なるべく小さい、例えば自治会単位で要支援者とその支援者が分かるように、そしてまた、地域資源マップにつきましては、その地域、自治会内に介護事業所や、また買い物ができる事業所などが一目でわかるような、マップを作り、双方での活用につなげたいと考えております。

安藤委員

なんといいましょうか、仕組みとしてはすばらしいなと思ったりするんですが、これも一般質問の中でさせてもらったんですけれども、防災の時に、やっぱり要支援者というのは、落とし込みというのが重要になってくる部分もございます。それから、これも私が言ったわけじゃないですけど、買い物ができない。そうですね、この間、ラジオを聞いてましたら、食料難民という言葉が出てまいりました。食料難民というのは、実際お買い物しようと思っても近くに買い物をする場所がないというところで、非常に困ってある方がたくさん居られると。そういう部分での支援の仕方が、何か方法はないのか各自治体は悩んでいるという問題でもあるわけなんですけれども、そういう部分での社会資源マップ等が出来たりするとですね、本当に活かしていただきたいなというふうに思っておりますけれども、今後ですね、この支援をどのようにやっていくのかというのは、どのようにお考えでしょうか。

高齢者支援課長

支援体制といたしましては、地域福祉ネットワーク委員会を中心としまして、民生委員さん、福祉委員さん、自治会長さんやボランティアの方を中心と考えております。対象を作ることに よりまして、日常的な見守りなどと併せまして、災害時などの安否確認や、緊急時の対応がスムーズに行えるような体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

安藤委員

昔で言えば、向こう3軒両隣じゃないですけども、そういう声かけの仕方を仕組みとして作っていくというところじゃないのかなというふうに思っております。それで今、二瀬地区っていうお話がございましたけれども、このあいだ新聞を見てますと、自主防災組織っていうのがどれぐらい組織率があるのかという部分がございまして、本市でも10何%だったというふうに出たと思うんですが、そういう部分で、こういう仕組みを、今は二瀬地区なんでしょうけれども、それを他地域へぜひ広げていただきたいなというふうに思っております。これも先ほどから申しますように、3年間のモデル事業というところで、その先にお金がつくのかどう

なのかという部分は分かりませんが、是非、本市単独でもですね、この仕組みづくりのために予算をずっと続けていただいて、是非、その仕組み作りっていいでしょうか、こういうマップを全市的に広げていただくように要望しまして、質問を終わります。

委員長

次に、「はり・きゅう施術費給付費について」柴田委員の質疑を許します。

柴田委員

79ページ、民生費、19節 負担金補助及び交付金のはり・きゅう施術費458万6000円の給付の内容がどのようになっているのかお尋ねいたします。

健康増進課長

はり・きゅう施術費につきましては、これは75歳以上の高齢者の方を対象にしております。従前は、国保会計の方で、はり・きゅう施術費をやっておりましたけども、平成20年度から後期高齢者制度が始まった関係で、75歳以上の方が、それを受けられなくなった関係で、一般施策といたしまして、一般会計で行っております。一応、対象者といたしましては、22年度で169名を予定しております。初診料、それと箇所によりまして、一次と二次というようなかたちで料金が各々決まっております。その積み上げが、458万6000円ということになっております。

柴田委員

それと、今75歳以上の方という状況で、75歳以下の方についてもお尋ねしておきたいと思います。それから、何歳からこれが受けられるのかもお尋ねしておきたいと思います。

健康増進課長

75歳以上の方が今回の対象になっておりますが、74歳以下の方につきましては、各医療保険の方で、各々事業をやっておりますので、若干取り扱いは違うと思います。国保の方で言いますと、年齢制限はございません。子供でも74歳まで、それだったら、利用できるということでございます。年間48回まで利用できるようになっております。

柴田委員

これは、本当に昔からこのような制度があって、大変お年寄りが喜んで、市役所の方に申請に来てあったと思います。現在、子育てには、いろいろ本当に取り組んで私達もありがたいなと思っておりますが、高齢者の方々から高齢者に対するサービスが余りなされていないことはよく耳にしますので、このはり・きゅうのサービスの取り組みについて、財政難であっても是非、末長く取り組んでいただきたいと思いますが、如何でしょうか。

健康増進課長

一応この制度につきましては、継続してやっていきたいとは考えております。ただ、今後経済情勢がどのようなかたちになるか分かりませんが、高齢者に対する施策自体が、あまり医療の部分につきましてはございませんので、引き続きやっていきたいというふうに、努力していきたいと考えております。

柴田委員

どういう状況がきたとしても、何とか皆様の高齢者の方々の健康維持のためにも、是非続けていただきたいことを要望して、この質問を終わります。

委員長

次に、「高齢者住宅改造助成金について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

79ページの民生費、高齢者福祉費、高齢者住宅改造助成金についてお尋ねします。二、三お尋ねします。助成金は上限が30万円と聞いております。所得制限はどのようになっていますか。

高齢者支援課長

助成の対象となる方は、住民税非課税世帯の方と生活保護受給者の方となっております。

川上委員

これは、財源はどうなってますか。

高齢者支援課長

県が2分の1というふうになっております。

川上委員

それで助成実績はどうなってますか。

高齢者支援課長

資料80ページには平成20年度から示しておりますが、18年度が15件、19年度は11件、22年度は8件、21年度は2月末であります。17件となっております。各年度によって差があります。また助成額も、申請者の方のバリアフリーのための住宅改修の目的によってその差がありますので、差があります。

川上委員

以前から事業の大事さのわりには、助成件数、助成額が少ないなというように思ってるんですね。先ほどからいうと、伸びたり伸びなかったりということのようですけど、担当課として予算計上額は少ないとお考えですか。それとも周知が足りないのか、そもそも需要がそこまでないのか、どのようにお考えですか。

高齢者支援課長

住宅改造助成につきましては、在宅介護支援センターが全戸配布します在介だよりによる周知、また高齢者支援課職員が各地域福祉ネットワーク委員会に出席していますので、そこでの民生委員さんや福祉委員さんへの各種サービスの周知を図っているところであります。昨年もご指摘でされたところですが、掘り起しをさぼっているということではありません。サービスの必要な方の出現率が低いのかなというふうに考えております。

川上委員

サービスを求める方が少ないんじゃないかというようなことでしたけど、我々が気づかないのかもしれないけど、この所得制限によって本当に求めておられる方が、排除されるということがあってはないかと思うんですよ。それで、この際所得制限を外して事業を拡大するというようなことは考えられませんか。

高齢者支援課長

先ず所得制限についてであります。この住宅改修助成の対象となる虚弱な高齢者の方、特定高齢者になるわけですけど、21年度では631人で、出現率が高齢者人口の約2%となっております。しかしながら、この虚弱な高齢者の方がすべて住宅改修をするわけではありません。また、21年度の課税状況調査で65歳以上の公的年金受給者の住民税課税対象者は約7,800人と聞いております。一定の影響はあるかと考えておりますが、所得制限を外した場合には、全てが自主財源となりますので、今の状況では困難な状況かと考えております。

川上委員

計上されてる予算が161万円なんですね。この財源は、その2分の1は県ということでしょう。だから、市長、市から出す金は80万円なんですよ、これ予算計上の段階で。それで、所得制限を外してどれ位広がるかわかりませんが、仮に倍に広がっても80万円なんですよ。その場合は、所得制限を外せば県の事業にかからないから、160万円ということになるんですけど、細かいですね、細かいけど高齢の方たちにとっては本当に大事な事業だと思うんです。担当課がこの80万とか160万のお金がおしいからね、所得制限を外すことについて非常に躊躇しているという状況なんですよ。いろいろ難しいこともあるかもしれないけど、担当課の

方ではまずシュミレートを試算してもらえませんか。よく検討して、6月補正もあるわけだから、ぜひ検討してもらいたいと思います。

委員長

次に、「シルバー人材センター支援について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

79ページに民生費、高齢者福祉費がありまして、全国シルバー人材センター事業協会負担金だとかですね、福岡県シルバー人材センター連合会負担、ページかわってですね、5つシルバー人材センター関係の補助金が並んでいるわけです。そこで最初に、新年度の本市がシルバー人材センター、本市のシルバー人材センターに対する補助金、何種類総額幾ら出すのかお尋ねします。

高齢者支援課長

今年度予算要求をしております補助金につきましては、まず予算書どおりにいきますとシルバー人材センター生活圏域就業促進支援事業費補助金160万円、シルバー人材センター補助金1254万円、シルバー人材センター高齢者活用生活援助サービス事業費補助金200万円、同センター就業機会創出員設置補助金90万円、高齢者活用子育て支援事業費補助金150万円、合計1854万円となっております。

川上委員

合計で1854万円くらいですか。合計はそれくらいですか。

高齢者支援課長

補助金として支出します分は1854万円で、その他市からの委託料等がございますので、その部分については全体数字になりますので、当課では把握は今のところしておりません。

川上委員

私の家にも昨日でしたか、シルバー人材センターは仕事を通じて地域社会に貢献する高齢者の団体です。それでシルバー会員募集というのが届きましたけども、現在本市シルバー人材センターの会員数、それから予算規模、職員数などはどうなっているかお尋ねします。

高齢者支援課長

会員数につきましては、平成21年度の総会資料によりまして会員730名、それから資料81ページに添付しております、シルバー人材センターの状況調べ21年度決算と21年度予算を出しております。21年度予算では4億0519万5000円の事業収入に対しまして、3億9843万7000円の事業支出と、差し引き675万円の収支差額というふうな資料を付けています。

川上委員

そこで730人の会員の方ですけども、変動があるんでしょうけど、この方々は労働基準法は適用をされるんでしょうか。

高齢者支援課長

シルバー人材センターの会員の就業活動は企業などとの直接契約ではないため、雇用労働者には当たりませんので、労働関係法規、労災保険等の適用はありません。

川上委員

それでは最低賃金はどうなりますか。

高齢者支援課長

配分金につきましては、所得税法で雑所得とされておりますので、最低賃金の適用はないようであります。

川上委員

そのないようでありますというのはどういうことですか。

高齢者支援課長

申しわけありません。最低賃金の適用はありません。

高齢者支援課長

この本市のシルバー人材センターが、国の補助金が大幅に減額になるという話を聞いておりますけども、どういう事情でしょうか。

高齢者支援課長

平成18年に1市4町のシルバー人材センターが統合されまして、この時点での会員数また会員の就労日数によって基本額が決まるわけですが、統合当初の基準でいきますと、基本額は950万円というふうになります。このことに対して、激変緩和措置が設けられまして、平成22年度は補助金基本額950万円に1.32倍を乗じた額が交付されることとなっております。

川上委員

先ほど使いました追加資料の75ページ、監査事務局の提出資料があるんですね。平成19年の11月13日と14日に飯塚市シルバー人材センターを監査してるんですよ。経営状況について指摘していますね。手元にありますか、追加資料75ページ。これを見ますと人材センターのところの5行目ですか、4行目、国の指導のもと、合併初年度ということで激変緩和措置により2390万円の補助金を国及び市より受けていますが、平成23年度についてはそれぞれが946万円となる見込みであり、厳しい経営状況が予想され、早急な対応を迫られていると。18年度に再建実施計画というのをたてたんですね。それで嘱託職員の1名減、職員給与の5%カット、事務局長の期末手当の40%カット、管理職手当の廃止等により人件費の削減額が831万9千円、今後も経費の節減と新規事業及び新規受注拡大に向けた取り組みによる財政健全化と、もともと健全だったんでしょう。それで、これほどまでに1市4町が合併すると、それに伴ってシルバーが合併すると補助金額ドンと減るとするのは合併前に既にわかっていたことなんですか。

高齢者支援課長

基準額は会員数と会員の就労延べ日数で決まっておりますので、合併してランク表に位置づければ、この950万円になることがわかっていたものと思います。

川上委員

それでも合併したということなんですね。それで、法律に基づいてこの事業が行われておるわけですけども、仮に補助金が減って、そして今みたいに公共事業の方ではね、次々に住民サービス事業を削っていったるでしょう。民間もだんだん冷え込んできているということで、シルバーが受ける仕事が縮小していった場合は、市としてはどういう対応をするんですか。

保健福祉部長

シルバー人材センター、最終的には確かに補助金950万円になります。市としましては、民間を圧迫しない範囲で委託等の発注を現在でもいたしております。事務局長に今後の見通しについてお伺いしたことがございますが、現状といたしましては、何とか今後も乗り切っていくのではないかとというような状況でございました。また、民間に対する働きかけも盛んにされておりまして、公共部門だけじゃなくて、いろんなご家庭での剪定とか、そういうような草取りとか、そういった分野におきまして、努力されておるところでございます。状況としては以上でございます。

川上委員

忠隈の住民センターのお風呂を飯塚市はやらないと。シルバーやってくれないかということで、押しつけたでしょ。それで、大変苦勞されているというなこともありますね。それで、この81ページの資料見ますと、将来、市の補助金の支出が増えていく危険性はないのかと。将

来というのは今年度ですよ。例えば、事業内訳で公共事業が1億8300万円ぐらいあるでしょ、20年度決算で。それで、民間のほうもほぼ同額、1億8740万円ぐらいありますね。公共事業だって、民間だって落ち込んでいけば、補助金をあなた方まだ出さんといかんというふうを考えるのかどうか。そこをちょっとお尋ねしておきたいと思いますが。

保健福祉部長

現状といたしまして、先ほども申しましたように、非常に苦しいというような状況では、楽じゃございませんけど、そこまでは至っていないということで、市としまして、現状の補助金、予定どおりの補助金で実施したいと考えております。

川上委員

事業確保というのもいるんでしょうけど、平成21年度の緊急雇用対策事業分ということで、4事業をしているんですね、シルバーが。各保育所・保育室等環境整備業務委託、まあワックス塗りと、それから児童センターワックス塗り及び児童センターの遊具等塗装、それから公園の樹木剪定と、合わせて457万円。これは随契ですか。競争ですか。

高齢者支援課長

随意契約と伺っております。

川上委員

はっきりわかりませんか。

高齢者支援課長

随意契約です。

川上委員

本当ですか。

高齢者支援課長

恐れ入ります、シルバー人材センターの事務局長に確認をしたことを、今思い出しました。

川上委員

これ、どうして随契になったんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:20

再開 14:33

委員会を再開いたします。

商工観光課長

緊急雇用に伴う4事業をシルバー人材センターに随意契約をしておりますけども、高齢者支援政策ということで地方自治法の施行令にとりのっとりまして、随意契約とさせていただいております。

川上委員

随意契約できるようなにはなっていると思います。だからこの81ページに書いてるように、保育所のワックス塗り、児童センターのワックス塗り、児童センターの遊具塗装、樹木の剪定を民間ではなくて、なぜこのシルバーの随契にしたのかということを知りたいんですよ。

商工観光課長

先ほども申しましたように、この緊急雇用法対策事業につきましては、企業の雇用調整等により雇用解雇や継続雇用の中止により離職を余儀なくされた正規社員労働者や、中高年齢者等の生活の安定化を図るために地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業委託して事業を行うこととなっています。先ほど言いましたように高齢者の支援政策ということで、シルバー人材の雇用創出のために随意契約でさせていただいているものでございます。

川上委員

緊急雇用について言えば、2億を越す枠があって、21年度までに3分の1しか使ってない、事業を起こしてないという問題がそもそもあるんですよね。それで私の問題意識は、81ページにあるようにシルバーが公共部門でこれだけ、民間部門でこれだけという仕事をしたり、あるいはやろうとしてるわけですね。それで市はこれを応援するという事なんでしょう、違うんですか。

高齢者支援課長

シルバー人材センターにつきましては、高齢者等の雇用の安定に関する法律第40条で国および公共団体の講じる措置として、シルバー人材センターの育成と高齢者の就業機会の確保に努めることとなっております。このようなことから予算の範囲内で発注できるものを発注していきたいと考えます。

川上委員

それは大事な事なんです。大事な事なんだけど、先ほど保健福祉部長が小さい声で言われましたけど、民間を圧迫しないようにと言われましたね。で、よく考えていけないといけない面もあるんじゃないかと、で、シルバーは先ほどからお聞きしてるように労働基準法にとられない、それから最低賃金にもとられない、資料を見ると最低賃金を超えていると紹介もあります。単価が書いてないのもあります。ですから、あなた方が委託料が、あるいはお金が少なれば少ないほどいいということで、ぼんと随契でシルバーに渡したり、あるいはそういう立場のシルバーと民間の業者を、同じ土俵の上で見積もり合わせとかいうことで競争をすることになると、それは部長の先ほどの言明にも関わらず民間圧迫ということになると思うんです。だから、随契をする場合、あるいは競争するときにも、そのことを念頭に置いておく必要があるのではないかと。そうするとシルバーが経営目標が達成できないということがあったら大変でしょう。で、民間も困ると。つまり何が必要かという、私は住民サービス向けの仕事をもっともっと増やしていくんだと、雇用確保のためにも増やしていくし、住民サービス向上のためにも増やしていくということではないかと。で、自分のところにあるという、市の独自の財政出動も必要でしょうし、まして、国県からくる事業枠については相当頑張って使う必要がある。その上でシルバーが仮に経営が非常に厳しくなるといときには、私は必要な補助金は出すべきだと。そういう補助金がないためにシルバーがほかの民間を圧迫するということは本末転倒というふうに思いますので、その点については指摘もして質問を終わります。

委員長

次に「障がい者相談員謝礼金について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

次に81ページ、民生費、障がい者福祉費、障がい者相談員謝礼金についてであります。この障がい者相談員のお仕事はどういう内容なのか。お尋ねをいたします。

社会・障がい者福祉課長

障がい者相談員の役割といたしましては障がい者の厚生援護、いわゆる日常生活のいろんな問題に対します相談を主に行ってもらっております。

川上委員

何人相談員を置くということになっておるんでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

現在、市の相談員といたしましては知的障がい者2名と、精神障がい者の相談員3名の計5名を設置いたしています。その他県の相談員といたしまして身体障がい者相談員が17名、それから知的障がい者の相談員が4名、精神障がい者の相談員は県の方では設置されておられません。以上です。

川上委員

県が精神障がい者の相談員を配置していない状況の中で、市のその分野の相談員3人の役割は非常に大きいと思われそうですが、どういう状況なっておりますでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

精神障がい者の相談員につきましては、市の方でもまだ増員がほしいというような考え方を持っておりますが、基本的に団体のほうへ推薦依頼をいたしましても、現在特に推薦で増員できるような方がいらっしゃらない点と、相談員の3名のうち1名の方が非常に全国規模で相談を受けてある、インターネット回線を利用したような形の中で非常に活発に相談を受けておりますので、その中で対応ができていますものと考えております。

川上委員

身体、知的、精神でまた違うのかもしれませんが、主な相談の内容というか、だいたいこういうことが多いんだというのが紹介いただけますか。

社会・障がい者福祉課長

相談の内容といたしましては、基本的には大きいのは福祉サービスの利用についての相談が多くございます。ただ、今非常に制度も複雑化しておりますので、相談員の方のだけでは対応ができないため、市の方が設置しております生活支援センターのほうを御紹介するような対応が行われている状況となっております。

川上委員

市としては、この11万8000円というのは、この5人の方の分なんですね。一人当たりではどういう金額でしょうか。

社会・障がい者福祉課長

一人当たり月額1,960円で、これは県が設置いたしております相談員の方の謝礼金に合わせてお支払いをいたしております。

川上委員

相談の件数にもよるんでしょうけど、相談の内容などを考えてみますと、月1,960円というのでは実費も出ないという状況にあるのではないのでしょうか。その辺はお考えはありますか。

社会・障がい者福祉課長

確かに委員ご指摘のとおり、安過ぎるのではないかとというように我々も思うところがありますが、現在、県のほうの単価がそういうふうになっておりますので、それに準じた形で市のほうも支払をいたしております。ただ、相談員の方は団体の方がほとんどでございますので、半分はボランティア精神のような考え方で対応をされておりますので、その辺はそういうふうな形で今後も対応していきたいと考えております。

川上委員

確かに、助け合いで、ボランティアで頑張るということは大事なことでと思いますけれども、この1,960円というのは、過去に引き上げたことがありますか。

社会・障がい者福祉課長

わかる範囲では、金額の改定があったことはわかりません。当分の間は改定がなかったものと考えております。

川上委員

この知的障がいの2人、精神障がいの3人の相談員というのは、ご自身も障がいのある方なんでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

精神障がいと知的障がいの団体につきましては、基本的に親の会のほうが団体を構成されておりますので、中には障がいを持ってある方もいらっしゃいますが、基本的には保護者の方が

基本となっております。

川上委員

ご自身が障がいのある方、その保護者ということもあるということなのですが、やはり障がいのある世帯というのは全体として収入が低い場合が多いですよ。そういう中で、自らも障がいを持ちながら、ほかの障がいのある方の相談にも乗る、で、月1,960円というのは、どうでしょうか。もう少し、県の基準がこれだからといって、飯塚がこの基準を超えてしては悪いということはないんじゃないかなと思うんですね。だから、行革推進室のほうも気になるかもしれませんが、それぞれの担当課のほうで実情をよく踏まえて、増額の検討もしていないのではないかと思います。お考えはいかがでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

確かにそういうことも考えられますけど、県の相談員の方もいらっしゃいますので、その辺、不平等なことが起きないように県とも協議をする必要があるかと思っております。ただ、相談員の方からは実際、単価を上げてくれとかいう、今のところはお相談がございませんので、今後、相談員の方とも協議して、もしそういうことがあれば検討していきたいと考えております。

委員長

次に、「配食サービス事業について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

82ページの民生費、障がい者福祉費、配食サービス事業についてです。委託先は今どちらになってますか。

社会・障がい者福祉課長

今、委託しております業者は、飯塚地区がいい穂会、穂波地区が穂波会、庄内地区が庄内福祉会、穎田地区が穎田福祉会のほうへお願いをいたしております。

川上委員

今の答弁からいうと、筑穂地区はどこかがカバーしてるんですか。

社会・障がい者福祉課長

筑穂地区は今、利用者の方がいらっしゃいませんけど、利用がある場合は社会福祉協議会が筑穂の保健福祉センターのほうで行っておりますので、そちらのほうからの配食になることとなります。

川上委員

配食数はどの程度ですか。

社会・障がい者福祉課長

80ページの資料に記載いたしておりますけど、見にくいんですが、真ん中ほどの配食サービス事業実施状況の中の、枠の中ほどに障がい者の分を掲載いたしております。これで、20年度決算で年間2,335食、21年度決算見込みになりますけど3,508食。予算を3,600食程度で、平成22年度予算を計上いたしております。ただ、利用人員につきましてはだいたい14人程度と現在のところ見込んでおります。

川上委員

委託先法人がこれだけあるわけですが、食事の内容について、障がい者に対応できるような工夫と、希望があれば、例えばこんにゃくは小さくするとか入れないとか。それとか、見守りという要素がもう一つの大きい柱なんだけど、これについての評判というか、これらの業者がよくやってくれてるとか、苦情が多いのか、その辺はどうですか。

社会・障がい者福祉課長

障がい者への配食サービスにつきましては、ご自宅で、障がいがあるために食事の支度をで

きない方、こういう方を対象に配食サービスを実施いたしております。基本的には高齢者の配食サービスと同じような内容になりますので、今言われますように、のどに届えることがないような材料の切り方とか、そういう配慮は当然行われておりますけど、例えば障がいに応じて刻み食が必要な方等については、そういうような対応は行われておりません。そういう方につきましてはホームヘルパーの派遣によりまして、家事援助の中で訪問介護を行いまして、買い物から食事の支度をするようなサービスが別に設けられておりますので、その中で対応になるかと思えます。現在のところは特定の障がいに応じた、障がい者の希望に応じた食事への対応というのは、現在なされてないのが現状でございます。

委員長

次に、「生活支援センター運営事業について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

82ページの民生費、障がい者福祉費、生活支援センター運営事業についてお尋ねをします。これは資料を頂いてましたでしょうか。この資料のですね、委託料について特徴を説明していただけますか。

社会・障がい者福祉課長

生活支援センターの委託料の積算につきましては、積み上げ方式により必要な経費を毎年度作成いたしております。また、その基準となります単価等につきましては、市の基準単価を用いてそれを参考にして積算をいたしております。内容的には人件費が主なものとなっておりますけど、基本的に各センター2名、常勤1名、非常勤1名を配置した体制の中での積算内容となっております。

川上委員

市の基準単価で委託料を積算しておるといことなんですけれども、それは最近、上昇傾向ですか。それとも下降傾向ですか。

社会・障がい者福祉課長

例えば、燃料費あたりにつきましては、昨年度高騰いたしましたので非常に高いような状況の単価の積算になりましたが、今は落ち着きましたので、その分のようなものが逆に減ってきてると。従いまして、社会情勢に応じて、単価の変動に応じて積算をしているような状況となっております。

川上委員

まさかと思うんですが、市の職員の給料ベースが下がるでしょう。で、ほかの分野では委託先の職員の賃金まで下げろというようなことで、昨年補正が出たこともあるんだけど、そういう反映はないですか。

社会・障がい者福祉課長

基本的には市の、例えば期末手当の支給率、こういうものはその支給率を参考にして、前年度の分になりますけど、積算をいたしております。

川上委員

その影響額がどれくらいとかいうことは考えてますか。

社会・障がい者福祉課長

資料の85ページになりますけど、各センターの前年度との比較をしてもらえればわかりますけど、だいたい1センター当たりが9万円の減程度と一応なっておりますし、センターのほうともこの件については話し合っていて毎年度行っておりますので、特に問題はないと考えております。

川上委員

支援センターでやっぱり、私も9万円というのは今、申し訳ないです、初めて聞きましたけ

ど、9万円というのはやっぱり大きいと思うんですね。相当大きいと思います。それで、これが、諸物価が下がってるじゃないかとかいう話じゃなくて、市の職員の期末手当が削られたから、おたくたちも削りますよというようなのは願けないんですね。で、これを入れ込んでいくと、ほかの分野も似たようなことがあるのでしょうかけれども、考え直したほうがいいのかもかもしれませんね。

それで、この生活支援センターでの相談状況が、現在どのように行われているか、お尋ねをしておきたいと思います。

社会・障がい者福祉課長

障がい者生活支援センターは障がいに関するあらゆる相談に対しまして、障がい者、障がい者の保護者の方、またその介護をされている方等を対象にいろんな相談を、各ご家庭まで訪問いたしまして相談支援を行っております。現在の相談件数の推移といたしましては、平成19年度、これはまだ3センターしかありませんで、そのうち2センターが10月以降の開設ですが、約4,140件程度の相談に対しまして、20年度は4センター、1センターをふやしまして9,507件の相談件数があります。また、21年度は現在8,262件、1月末現在で、相談件数があります。最終的には9,900件程度になるのではないかと、今考えております。また、相談内容の主なものといたしましては、各年度とも上位3つが大体決まっております。一番多いのが福祉サービスに関する相談、それから日常生活に関する相談、それから病気に関する相談、これがランキングの3つを占めております。

川上委員

障害者自立支援法による自己負担の問題及び生活苦と言いましょうか、そうしたことの相談はどのくらいありますでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

毎月、相談件数の報告がありますけど、その内容だけの項目がありありませんので、ちょっと今のところわかりません。

川上委員

そういった把握もいるのではないのでしょうか。それで、ネットワーク委員会というか、ネットワークで支え合う工夫をされておると聞きましたけど、具体的にはどういうことをされてますか。

社会・障がい者福祉課長

飯塚地区の障がい者福祉ネットワークにつきましては、いろんな社会情勢の中で障がい者を取り巻く問題がふえてきている中、行政だけでは当然対応できない部分もできておりますので、関係機関が集まって、ケース会議を開いて、困難ケース等に対しまして協議を行うようなことで、今現在、今年度よりネットワークを立ち上げております。現在、相談内容につきましては、困難ケースを主に対処いたしておりますけど、今後は地域のニーズ調査やそういうものを行いまして、ケース会議の結果を集計いたしまして、この地域にどういうことが足りないのか、どうことをすればその解決が図れるのかなどを、最終的に取りまとめまして、2市1町に設置いたしております、障がい者施策推進協議会のほうへ報告したいと考えております。

委員長

次に、「療育キャンプ事業委託料について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

82ページ、民生費、障がい者福祉費の療育キャンプ事業委託料について関連してお尋ねをします。ここ最近の実施状況を説明していただけますか。

社会・障がい者福祉課長

平成19年度につきましては、大阪のユニバーサルスタジオのほうへ、これは保護者等の希

望もありまして経費を抑えた中で、フェリーを使いまして、行っております。そのときの参加者は63名、これは保護者の方と障がい者の方、合わせた数です。それに12名のボランティアとスタッフ10名の85名体制で19年度は行っております。また、20年度につきましては、いろんな要望とか、アンケート調査を行う中でバスによる移動がいいというような希望が多かったため、20年度につきましては、九州国立博物館と大分県のアフリカンサファリ等を見学しております。このときの参加者は47名、ボランティアスタッフ合わせて65名での対応となっております。今年度につきましては、北九州の平尾台自然の里のほうに参りまして、障がい者を含めてタイル作りを経験いたしております。そのほか北九州の門司港の鉄道記念館の見学、それから山口県にありますKDDによる衛星放送パラボラアンテナの大きなのがありますけど、そこのパラボラ館を見学。それから山口の瑠璃光寺、国宝の五重塔がありますけど、そこを見学して帰ってきております。障がい者とその家族の方62名、そのほかスタッフ、ボランティア合わせまして、合計80名での参加となっております。

委員長

次に、「福祉バス・福祉タクシーについて」川上委員の質疑を許します。

川上委員

83ページの福祉バス・福祉タクシーですが、福祉バスというのはどういう事業でしょうか。

社会・障がい者福祉課長

福祉バス補助金につきましては、障がい者の社会参加を促進し、福祉の増進を図るため市内の障がい者団体が、大会へ参加する場合とか、研修のため視察を行う場合にバスを借り上げることに對し、75%の助成をするものでございます。

川上委員

それでは福祉タクシーはどのような制度で、行革の中で影響がなかったかどうかお尋ねします。

社会・障がい者福祉課長

福祉タクシー補助金につきましては、障がいのある方の日常生活の利便と社会参加の範囲の拡大を図り、在宅福祉の増進に資することを目的に実施いたしております。対象は重度の障がい者の方で、月3枚、年間で36枚の福祉タクシー券を発行し、うち初乗り料金の620円を市のほうが補てんする制度となっております。また、この件につきましては、行革での取り組みは一切あっておりません。

川上委員

その枚数が減るとかということはないんでしょうけど、資格が狭められるということはないですか。

社会・障がい者福祉課長

対象者の資格等については、現在そういうふうなことは全く考えておりません。

委員長

次に、「障がい者住宅改造助成金について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

同じく83ページ、障がい者住宅改造助成金についてお尋ねします。これは資料が出ておりましたでしょうか。80ページに資料をいただいております。それで非常に高齢者も少なかったんですが、障がい者分も少ないんですね。それで相談件数はどのようになっていますか。

社会・障がい者福祉課長

電話等を含めまして、相談件数を別に控えはしておりませんが、だいたい平均して月に二、三件はあっております。

川上委員

月に3件ということは、年間で24から36件ぐらい、ちょっと幅はありますが、それぐ

らの相談というになりますけど、実績としては3件。決算で3件ですね、20年度は。21年度は、これまだ予算の段階ですかね。いずれにしても少ないわけですね。どうしてそういうふうに相談件数は20、30あるのに実績がこのように少ないのかお尋ねします。

社会・障がい者福祉課長

相談内容は、制度の内容を知りたいとかいうものも当然ございますけど、障がい者福祉につきましては、県の補助事業であります住宅改造事業の他に、障害者自立支援法で行っております日常生活用具の中の住宅改修の部分がございまして、これにつきましては、上限額が県の改造につきまして、10万円ほど下がりがちで、20万円を上限といたしておりますが、これにつきましては生保、非課税世帯等の枠の制限もございまして、全世帯が対象となっておりますので、どちらかというところでは、この県の改造よりも日常生活用具における住宅改修のほうを利用される場合が多い状況となっております。ちなみに、18年度がこの日常生活による改造は8件、19年度が7件、20年度が9件ということで県の住宅改造よりもはるかに多い件数がこちらのほうで対応いたしております。

委員長

次に、「重度障がい者医療費について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

84ページの重度障がい者医療費についてです。追加資料の86ページに、近年の実績があります。それで、この特徴をどう見られておられるのかお尋ねしたいと思います。

健康増進課長

対象者につきましては、平成18年から19年度が増加しておりますが、それ以降については横ばいとなっております。ただ、昨年の10月に障がい者の医療助成制度につきましては改正がございまして、従前では身体障がい者、知的障がい者を対象にしておりましたが、精神障がい者、精神手帳1級をお持ちの方についても助成の対象となっております。

川上委員

ふえた分が、対象が広がった分だけ、医療費が上がっているというのはご認識なんですか。

健康増進課長

一概に対象者が増えたからという状況ではないと考えております。医療にかかられる場合は必ずしも身体障がい者だからということではなく、病気になってからということになりますので、当然対象者がふえれば増加の可能性はあるんですけども、それが直接的な要因ということにはちょっとわかりかねます。

川上委員

一番下に補助率2分の1と書いてありますね。これは、県が2分の1を見るということですね。それで、従前は3分の2だったと思うんですけども、これはいつから2分の1になったんでしょうか。

健康増進課長

補助率につきましては、平成12年までが3分の2で、それ以降30分の1ずつ5年間かけて削減されてきて、平成17年度から今の2分の1となっております。

川上委員

国の補助率を低下させたことによる市の負担分、負担増分は、総額でどれくらいになるか考えたことありますか。

健康増進課長

現行の公費負担分、21年度の決算見込みですが、約3億8千万円ほどございます。これの倍が、公費負担総額となりますので、これで約7億5千万円くらいですか。その3分の2となりますので、基本的には5億円くらいになりますから、1億2千万円程度負担がかかっている

というふうになると。

川上委員

それで、平成12年以降、30分の1ずつ低減してきているわけでしょ。だからその辺を少し、難しいところもあるのかもしれないけど10億円ぐらいは、県が持っておったものが市の負担に移ったんじゃないかな、もう少し少ないかもしれませんが。そのように感じるんですけど、どうでしょうか。

健康増進課長

県の補助率の削減につきましては、県の行財政改革の一環で削減をされております。基本的にその削減分が県の予算の中でどういうふうに反映されたかわかりませんが、市としてはかなり財政負担が大きくなったので苦しくなったということです。

川上委員

県が3分の2を、2分の1にしても市はやらないというわけにいかないですね。で、一つだけもうやめてしまおうと思ってるのがあるでしょう、寡婦医療についてはね。それはちょっと思いとどまってもらいたいと思うんだけど、県に対してこの2分の1をもとに戻してもらいたいと、こともあろうに医療の分野で行革とは何事かというようなことを、県に対してはどのように言われていますか。

健康増進課長

重度障がい者は医療だけでなく、乳幼児、ひとり親医療に関しても同じような削減がっております。市といたしましては、県の方に本来県なり国なりがやるべき制度ではないかということで再三、市長会などを通じましてお願いをしております。県の方はそれに対する回答といたしましては、国の方に要望いたしますという回答を受けておりますけれども、いつも同じような回答で、私どもも毎年のようにあげておりますけれども今のところ改善はなされていません。

川上委員

私は県の3分の2負担の事業というのは昔からあったわけじゃないでしょう。やっぱり県民の要求、それから地方自治体の要求の中で県がある段階で決断してやり始めたわけですよ。金がなくなったとかいってこんなふうに言ってるんだけど、だからもう一度、県民の世論を強めたり、それから地方自治体の声を寄せ集めていけば、県にもいっぱい無駄があるじゃないですか。まだしようとしてるのもあるし、だからそういうのを削ってもらって、補助率を少なくとも3分の2は戻すと、県がやってたことを戻すことができないってことはないと思うんですね。同時に国には国へ対しても言わないといけないと思いますけど、共産党としても県や国に対して要求はしていきたいと思いますけども、ぜひ行政の側からもですね、頑張ってもらいたいと思います。

委員長

次に、「介護給付費について」柴田委員に質疑を許します。

柴田委員

84ページ、民生費の19節、介護給付費と5段下の通所サービス利用のところまでお尋ねしていきたいと思います。まず養護学校に通学していらっしゃる障がい児、発達障がいをお持ちのお子さんの御両親から相談がありまして、嘉麻市では放課後のサービスがあるけれども、飯塚市ではどうなっているのかお尋ねがっております。いかがでしょうか現在の状況。

委員長

ちょっとその前に、柴田委員、介護給付についてと、その次の通所サービス利用促進事業についてこれは関連して一括でお聞きしたいということによろしいですか。

柴田委員

はい。

社会・障がい者福祉課長

現在、飯塚市を含め2市1町の区域内におきまして、児童デイサービスを行っておりますのは3カ所ございます。1カ所が社会福祉協議会のほうで、筑穂の福祉総合センターの中で行っておりますピヨピヨという事業所ございます。これは主に就学前の児童を対象にして集団による生活適応訓練等が行われております。もう1つがサンアビリティー飯塚の中でキャピットという事業所ございますが、ここはピースというNPO団体が全児童、これは就学前、就学後を含めまして作業療法士による、マンツーマンによる機能回復訓練が療育的に行われております。もう1件がつばさ学園というのはございますけど、ここは就学後の児童を対象に主に生活適応訓練等が行われており、放課後あたりの児童を預かっているのは、このつばさ学園が主に扱っております。

柴田委員

資料いただきました8ページ、この介護給付費が21年度、22年度の予算と比べて1億8000万円の増になっております。そこに児童デイサービスが明記されておりますが、これからのようなサービスをやっていかれるのかお尋ねします。

社会・障がい者福祉課長

児童デイサービスにつきましては、他の事業も同じでございますけど、事業者の判断により行われております。その中でも児童デイサービスにつきましてはあまり実施している事業所が少なく、嘉飯山には3つありますけど、そのほか直方に3箇所ある他、田川とか行橋のほうでは全くされてないような状況となっております。今後児童デイサービスにつきましては放課後あたりの対応を含めまして発達障がい等の問題もありますので、拡充していく必要があると考えておりますので、今の計画におきましては頴田病院に併設する療育関連施設、この中でもこういう児童デイサービスが対応できればということで現在検討いたしております。

柴田委員

最近発達障がいのお子さんが徐々に増えてきている中で、また今女性の方の社会進出も増えています。そういう状況の中で養護学校等に行かれまして、そのあとのデイサービスがあるということはですね、すごく大事な取り組みではないかと思えます。

また、その次に通所サービスの利用促進のことでお尋ねしたいんですが、先ほどの嘉麻市のつばさ学園は、障がいのお子さんを養護学校に下校時に迎えに行かれて、そしてそこでデイサービスを受けて、住宅まで送りどけるというシステムを作っております。これは私は、そのときお聞きしてそういう、ほんとに、このそこまでちゃんと、何と言いますか見守りをされて、送りまでしていただけるという、そういう素晴らしいシステムがつくってあるんですが、飯塚市においてもですね、この嘉麻市、これは県の取り組みだと思えますが、この13万人の飯塚市にですね、そういうシステムをつくった取り組みの事業所を増やしていただきたいな、飯塚市に増やしていただきたいなと思っております。そういう状況でぜひに取り組んでいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

現在、先ほど言いました嘉飯山地区にあります3つの事業所のうち利用者の送迎を行っている事業所が、社会福祉協議会が筑穂で行っておりますピヨピヨと、嘉麻市の方のつばさ学園の2カ所が利用者の送迎行っております。また、サンアビリティーのほうでキャピット行っております児童デイにつきましては、療育的訓練を専門スタッフが保護者も含めて訓練指導やっております。マン・ツーマンによって行われております。また、その利用者も障がいの程度が比較的重い方が多く、専用の酸素吸入器あたりを持ってこられる方もおられますので、サンアビリティーで行われておりますキャピットにつきましては保護者の送迎により利用がされております。議員が言われる放課後あたりの利用者の方の送迎につきましては、直方の養護学校のほうでは、

福祉施設の職員が学校の方に出向いて放課後の見守りが行われており、嘉穂養護学校に対しても過去お願いをした経緯がありましたけども、場所の問題や、最後の学校の施設の問題等がありまして実現には至っておりませんでした。委員言われますように再度学校側に御相談をして、最終的な学校の判断となりますけどその実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

柴田委員

今お話しがありましたが、一般の普通の学校においては放課後の児童クラブがあります。ほんとに養護学校においても、直方でできてることであれば、飯塚市にできないわけではないと思いますので児童クラブ、預かり制度をぜひ行っていただきたいなと思います。今、不景気でご家族の両親共働きが増えてきていますので、ぜひ預かり制度を増やしていただきたいなと思っております。昨日の新聞にも載ってございましたけれども、厚生労働省は9日、障がい児の放課後支援の充実を目指して4月から障がい児を育てた子育ての先輩らによる相談体制の整備を図るといふことで、資金もそういう民間においては補充していくといふことで述べておりますけれども、そういう障がい児の放課後新制度をですね、しっかりとこの部分で飯塚市としても考えていっていただきたいといふことを要望しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

今、委員言われますように国の方でも、今新しい障がい者福祉制度の構築に向けて内閣内に検討会議を設けられ協議が開始されております。その中で、そういう問題に対することや障がい者の、障がい児の移動支援あたりにつきましても協議がされると思っておりますので、でそれを見て今後対応してまいりたいと考えております。

柴田委員

ぜひデイサービスの送迎の制度、またそういうふうな放課後の預かり制度が充実していきますように、両親ともがお仕事ができるような体制もとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。要望いたします。

委員長

暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

休憩 17:27

再開 17:39

委員会を再開いたします。「要保護児童連絡協議会について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

予算書の86ページ、民生費、児童福祉総務費、要保護児童連絡協議会の予算計上に関連してお尋ねします。追加資料の88ページに児童福祉相談の状況が出されております。私は、この要保護児童連絡会を含めて関係の仕事をさらに充実する必要があるのではないかなと、そのためには予算も増やす必要があるのではないかなと思ってるんです。それで、この追加資料の88ページ見ますと、特に児童虐待相談の数値が減っておるんですけれども、これは実際のところを反映しておらんのではないかなと思うんです。その辺も含めてこの資料の見方を説明してください。

児童育成課長

まず、要護相談の中に児童虐待の相談と、その他の相談というふうに分類いたしております。3カ年の分を載せておりますが、児童虐待の件数がかなり減っていると。それからその他の相談ですね、これにつきましても減少の傾向にあります。少なくなった理由といたしましては、他の関係機関につなぐだけの相談や、匿名の相談の内容が不明な相談など軽微な相談については本年度から対応件数として計上していないことも、ひとつの要因になってるのではと考えております。さらに関係機関との連携強化やきめ細やかな訪問活動、支援活動も減少の要因となっておりますと考えております。また横のほうが必要相談から障がいの相談、その内訳、あと非行

相談、育成相談、その他の相談というふうに分類して掲載いたしております。

川上委員

例えば要護相談の児童虐待相談ですね、実件数が平成19年が72、20年が49、21年が23と、ものすごい勢いで減ってるんですね。軽微なものをカウントしないんだということなんだけど、実はある重大なことが起こるには、それ以前にたくさんのピークに達しない問題があって、重大事が起こることだと思っただけです。ですから、軽微だというふうに判断したものの中に、既に大変な問題になっていくものが含まれておるといふふうにも思うので、少し捉え方について、相談件数の把握の仕方について、実相に近くなるような把握の仕方がいるのではないかなというふうに思います。それとこの間にさまざまな努力で比較的きめ細かな取り組みができるように努力されておるのではないかなと思うんだけど、最近の努力の力点というか、こういった点に力をいれているというところがあれば紹介してください。

児童育成課長

最近の問題のあるケースといたしまして、例えば保護者等が精神疾患を患っているなど保護者の養育能力が欠け、問題の解決が困難なケースが増えてきております。そのため市の関係課だけの連携にとどまらず、児童相談所、警察、弁護士、小児科医、精神科医、臨床心理士や医療ソーシャルワーカーなど専門家の方と連携をとり問題の解決にあたっております。

川上委員

それでこの要保護児童連絡協議会は、どのように開催をしたり活動したりしてるんですか。

児童育成課長

組織としては三層構造になっておりまして、一番上に要保護の連絡協議会がございます。その下に今年から専門部会というのを組織しております。その下に実務者会議というのを組織しております。まずここが今年1月までで21回程度実務者会議をケースに応じて、ケース会議を開いております。そこから、部会の方にあげまして、そこである程度の指示をいたし、問題解決にあたっております。そこで解決できない問題等を上の協議会の方にあげて専門家の方のご意見等を賜って、問題解決にあたっております。

川上委員

私はこの分野の相談については、今度いついつに相談に行きますと、予定が入って、では約束して相談にのりましょうというようなこともあるかもしれないけれども、そうでない突発的な、緊急な相談というのが、場合によっては命にも関わるようなことだろうと思うんですね。そういう意味では、24時間体制というか、いつでも対応できるようにということになると思うんだけど、児童育成の方で嘱託職員がおられたと思うんだけど、嘱託職員は勤務時間、日数はどうなってますか。

児童育成課長

勤務は、19日勤務となっております。

川上委員

時間は。

児童育成課長

8時半から5時までです。

川上委員

それで最近正職員が配置されたんですね、正職員が。いつから配置になってますか。

児童育成課長

21年度から嘱託職員が5名から4名になり、正規職員1名を課内融通により配置するとともに、児童母子係長の勤務場所を本庁第2別館2階の児童育成課から1階の児童家庭相談室に配置し、相談体制の強化に努めております。

川上委員

今の話では強化ということでふたつ工夫をしたと、ひとつは19日勤務の嘱託職に代わり正職員を配置したと、そして係長を1階に配置したと、いいことだと思うんですね。それで、正職員を配置したことによって相談業務などにどういうプラス材料があったかお尋ねします。

児童育成課長

正職員が配置されることにより指示系統ですね、これが早くなり指導員の動きが早くなったというところを実感しております。

川上委員

早くなったということだけですか。部長、答弁されますか。

児童社会福祉部長

この家庭児童相談室に寄せられる相談につきましては、虐待を初めといたしまして委員ご指摘のとおり、本当にリアルタイムな行動、関係機関につなぐやり方と申しますのもこういった専任の係長、それと実際問題は課長、課長補佐自らが委員言われますように24時間体制です。具体的な去年の年末、今年の正月にかけてある部分、ケースの中身の説明はご遠慮させていただきたいと思いますが、部の中で体制を組みまして年末年始、正月もあっておりません。そういったことを継続的に続ける。これの大きいところが、人権問題に関わってきます。あまり見守り活動を深く入ったときには、相手の方がやっぱりいろんな部分での控えてくださいというような部分ですね、今度行き方が少なかったときにやっぱりチェックに心配な部分があると、そういったときに例えば難しいケースになりましたら保育課、幼稚園、教育委員会、飯塚警察署の生活安全課、特に措置権限を持ってあります田川児童相談所、ここは特にリアルタイムに連絡取ります。ただ、この連携がどうしても嘱託職員であります相談員が対応しました場合につきましては、残念ながら今まではなかなか厳しい部分がありました。そういったことを踏まえて、特に児童育成課長自ら電話なり、これ時によって私も同行いたします、現場主義です。そういった格好の中の対応で、この資料の件数が、実件数が少なくなっておるようでありますけれども、延べ件数です。1件の相談であっても10回、15回、25回の市役所にお見えになる場合もありますし、こちらのほうから当然現場の方に行く。そういったふうなことで実件数としては減っておるようでございますけれども、個々の問題の解決は非常なる、やっぱり本当にスタッフ全員、特に専門家ですね、先ほど言いましたように弁護士、小児科医、心療内科のドクター、また弁護士、法務局関係、そういったところとの連携を深めた中で、人権を尊重した中での対応をほんとに一つ一つを積み重ねながら、なかなか100%解決できる問題ではありません。それと一番大きいのは、これは人の心に関わる問題でございます。非常に難しい内容でございますけれども、一生懸命地道に解決に向けて関係職員、関係機関一丸となって対応させていただいているところでございますので、どうかよろしく願いいたします。

川上委員

職員の側のハートの問題というか、あると思います。それで業務の内容からいってスピード感も必要です。緊急性に対応しないといかん。それから信頼関係も築かないといけない。チームワークもいる。それから言葉の適切な意味合いで、技術も要るわけですね。嘱託職員の方というのは、いろんな市のOBの方の場合なんかはいろんな経験があって、いろんな能力もあって、年齢も重ねてあるわけですから、力もあるんだけど、いかんせん公務員として働く時間の制約があるわけですから、どうしても難しい面があると思います、私も。ですから、先ほど話しかから言えば嘱託職員が正規職員に代わったということだけではないと思うけど、それによって業務を遂行する力がぐっとアップしたということでしょう。だから私はもっと正規職員をこの分野で採用することを考える必要があると思うし、同じことは他の職場にも言えると思うんですね、ちょっと脱線しますが、職員は少なければ少ないほどいいという発想は、こ

の実例からも考えないといけないと思います。

委員長

次に、「子どもの医療費無料制度の充実について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

87ページの児童福祉費、扶助費の乳幼児医療費に関連してお尋ねと提案をしたいと思えます。これについては資料が87ページにあります。率直に申しますと、齊藤市政の中で様々な行財政改革で住民に負担を押しつけてきたと指摘をしてきたんですが、乳児医療費の拡大については努力が積み重ねられてきていると思うんですね。またその一方で、78ページに国民健康保険証の取り上げの資料があるんですけど、これについても例えば平成21年度は保険証取り上げ世帯が783世帯におよんでいるんですね。これに対して、取り上げは止めよとか、根源である高すぎる国民健康保険税を引き下げる必要があるというふうに指摘をしてきたんだけど、取り上げた世帯に、せめて子どもさんにはその保険証を渡そうではないかという提案も共産党としてやってきましたが、齊藤市長のもとでこれが実現したというのは、子どもの命という点で言って、救うという点で非常に大きい仕事だったんじゃないかと思うんです。特に政権が交代して中学生までは保険証を渡そうと言っているんだけど、飯塚市は先駆けて18歳まで渡してるわけでしょう。これは非常に重要なことだと思うんです。保険証取り上げは、そもそも悪いんだけど。それで、そうした中で子どもの医療費を無料化する対象を拡大するという仕事が、我々の前にあるんじゃないかと思うわけです。それで試算をするとどうなるかと、財源試算するとどうなるかというのが資料要求させていただいて87ページで出てきたんですね。新たに小学校3年生まで実施するとすれば、9700万円と、これ見て国がペナルティーかけるとかいう話になってくると、また少し変わってくるかもしれないんですけど、いずれにしても現時点では9700万円なんですよ。それで私のほうから9700万円の財源を言ってもいいんだけど、皆さんのほうで9700万円ぐらいの財源捻出できないのかと、6月補正でも、担当のほうでどうお考えか見解を聞きたいと思えます。

健康増進課長

先ほど委員おっしゃいましたように、小学校3年生まで拡大いたしますと9700万円ほどの財源が必要となってまいります。今この財源についてどうにかならないかということでございますけれども、飯塚市全体の財政状況を見た中での判断になりますので、健康増進課が単独でこの財源をとということにはならないのかなと思えます。先ほど拡大した分については、委員おっしゃいましたけれども、現実に今本市の乳幼児医療制度につきましては、県が個人負担金を設けたり、いろいろな所得制限を設けたりしておりますけれども、本市といたしましては独自施策として全額公費負担というような形で財源を放出する形になっております。今後は、先ほど委員のおっしゃいました拡大の部分については、少子化対策の重要な施策の一つだと考えておりますし、今のような厳しい財政状況の中で、他の施策とも併せまして慎重に検討していかなくてはならないと考えております。

川上委員

「慎重に」という言葉なんですが、担当課というのは確かに健康増進課なんだけど、財政課のほうで、もう少し考えてもらってもいいんじゃないかと思うんです。例えば、もう言いますけど、部落解放同盟関係の補助金が4000万円でしょ。で、それからNPO人権ネット飯塚に渡してるお金が2900万円ぐらいあるじゃないですか。もうそれだけで目処が立つわけですよ。あと名古屋事務所を閉鎖すれば、十分に9700万円になるわけです。だから、齊藤市長が小学校3年生までやりたいと言われてるでしょ。この財源は、齊藤市長はなかなか示きれないけど、私が言ったような財源は考えてないかもしれないんですけど、やる気になれば出るわけです。ほかのところからも出る。私は、それどころか、さらに4年生から6年生まで、8

700万円ぐらいと言われてますけど、これだってできると思うんです。中学生だって、試算が難しいと書いてますけど、8700万円よりは少ないで済むでしょう。だから、そういった点で言えば、本気で考えていく。そのためにお金をどう作っていくのかと。で、国の制度にしていくという運動も必要だと思いますけど、今できることがあるわけだから。私はぜひ3年生まで、あるいは6年生までの子どもの医療費無料の拡大をやってもらいたいと思いますけど、財政課のほうはどうか。

財政課長

私のほうとしましては、行財政改革を進めていく中で全体的な施策の調整の中で財源調整させていただきたいというように考えております。

川上委員

市長もぜひ小学校3年生までやりたいというふうに言われてるわけだから、場合によって6月からでもできるというくらいの準備はされといていいんじゃないかなと思うんだけど、財務部長、どうお考えですか。

財務部長

今、財政課長が答弁いたしましたように、この予算につきましては骨格予算でございますし、新市長ができましたらその中での予算編成になってこようかと思っております。でも、財政的に非常に苦しい中での全体の調整になってこようかと思っておりますので、その辺はご理解ください。

川上委員

私も財政が楽とは思いません。しかし、これを生み出すくらいのお金は、飯塚市にもあると思います。ぜひ、その方向で検討してもらいたいという要望を私のほうからもしておきたいと思っております。

委員長

次に、「病児・病後児保育について」原田委員に質疑を許します。

原田委員

87ページです。児童措置費、19節の病児・病後児保育事業についてお尋ねをしたいと思っております。まず、これはどういう事業か、概要をお示してください。

保育課長

核家族化が進み、孤立して子育てをしている家族も増加しており、仕事を休めない親の代わりに病気の回復期にある子どもを預かり、子どもが安心して静養できる環境を整備することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業でございます。現在は医療法人アガベ「こどもクリニックもりた」1カ所に委託しております。

原田委員

この事業は、飯塚市ではこういう病院、クリニックに委託ということになっております。全国的には、保育所に看護師を配置するというも行われておるわけなんです。これは非常に私は素晴らしい事業であると考えておるわけなんですけど、この施設整備費補助金、これで500万円計上されております。これはどういう目的のための500万円であるのか、この内訳についてお尋ねをいたします。

保育課長

現在あります既存施設、こどもクリニックもりたの感染症対策として、施設の間仕切り、空調設備の設置、別の玄関の設置をするものでございます。こどもクリニックもりたに併設された病児・病後児施設は、病院が建設されたときに建てられたものでございます。部屋が一部屋しかありませんので、インフルエンザの患者さんの子供さんが来られたときは、あとの子どもさんについてはお断りすることになっておりますので、部屋を二部屋に分ける改修工事を行うものでございます。

原田委員

この事業の補助金の内訳というのは、確かに理解をいたしました。この事業はやはり、子どもさんを入院させたりとか、わかりやすく言うと、大きな病気をされて入院された、病院は退院はさせられたけれども、まだ学校にはやれない、保育所にもやれないというご家庭のために、こういうものができてる事業であるわけですね。先ほども挙げましたように、保育所に直接看護師さんを配置している、そういった自治体も数多くございます。一例を挙げさせていただきますと、昨年のごとでございましたけれども、こちらは母子家庭でございます、お母さんが派遣で勤めてあるんです。大きな病気を子どもさんがされて、退院されてきた。そうしますと、これを見なきゃいけない。見られる方がいらっしやらない。そうしますと、仕方なく、もうこれは休まなきゃいけない。そうすると、もう派遣、切られるんですね。すみませんがお休みというのはできませんと。で、お休みになったんです。で、子供さんは何とかその介護の経過もありまして、無事学校に行けるようになったんです。約1カ月ぐらいは介護されたでしょうか。そうしますと今度は、生活を支えなきゃいけないお母さんのほう、仕事がないんですよ。これは非常に切実な問題なんです。結局、お母さんとしましても何らかの収益を上げないと、収入もないことには生活ができませんから、一生懸命探すけどなかなかない。結局、仕事が見つかるまで保護申請をお願いしたいということで、保護申請されたんですね。これはちょっと余談になりますが、そのとき、最初に、はねられたらしいんです。なんでかといいますと、子どもさんが小さいときからお小遣いもらったのを、貯金されてたんですよ。貯蓄されてあった。それが約20万円近くあったらしいです。お母さんもずっとそれを使わずに、子どものためにということで入れてあった。それがあから申請できませんと、ぼんとはねられた。それはちょっとおかしな話だなというふうに私は感じたんですが、もう否応なしに、待たがありません、生活には。結局それも使わなきゃいけなくなって、お金がなくなったから保護申請したら、今度は無事通って。で、3カ月か4カ月後だったと思います。無事、仕事が決まりました、ありがとうございますということでお勤めになりました。もしこれが当時、この補助事業をご存知であれば、と私は思うんですよ。そうすると、もっとそういう間のご苦労がなかったのではなからうかと私は思うんです。で、こういうやっぱり素晴らしい事業は、何らかの形で市民の皆さんに周知していただくことが一番大事じゃなからうかと思うんです。そこでまたお尋ねいたしますが、これはどのように市民の皆さんに対してアピール、また知っていただく努力をどのような形でされてあるのか、お示しをいただきたいと思います。

保育課長

この案内しますのは、各公立・私立保育園のほうと、あと小学校が3年生まで預かれますので小学校のほうへのPR、それと各支援センター、それと飯塚市のホームページで掲載しております。

原田委員

ホームページ、それから学校、いろいろあるでしょうけども、やはり今、市報ですね。市報なんかにもやっぱりどんどん載せて、1回載せたからいいってことじゃない、どんどん載せていただいているんじゃないかなと思うんです。そういったことはぜひ、やっていただきたいなと思うんです。これは本当にやっぱり素晴らしい施策で、飯塚はこんなふうに児童・生徒に対して優しい施策をやってるんですよと、どんどんアピールしていいんですよ。これはぜひやっていただきたいと思っております。先ほどお聞きいたしますと500万円というのは、新しくまたできるのかなという気がしておったんですが、どうも違うようでございます。私はこういったものはどんどん、もっと飯塚市内で、13万4000人の中で1ヶ所だけでしょう。これ、今後は展開するというご予定はないのかあるのか、お尋ねをしたいと思います。

保育課長

あと1カ所、病児・病後児保育施設の新設を予定しております。現在は医師会の小児科部会と協議をしているところでございます。

原田委員

これはですね、やはり骨格予算ということで私も理解をいたしております。しかしながら、こういったことは、ぜひ充実させていただきたいと、このように思うところであります。あくまでも骨格ということですので、これにとらわれずに、やっぱり素晴らしい施策であればさらに進めていただきたい。それが飯塚市にとって、市民にとってのやっぱり安らぎになれるような、頼りになれるような市政ではなかるうかと思うわけでありまして。児童社会福祉部長、何かこう、言いたいなというような顔をされてありますけど、何か一言、どうぞ。

児童社会福祉部長

今、保育課長も答弁いたしております。ただ、この病児・病後児保育につきましてはですね、委員言われますように飯塚市、13万3000人の人口の中で、まさに市長の中で、子どもは地域の宝、生み育てやすいまちづくりの推進というところで、私どもの児童社会福祉部、非常に子育てに係る部分が多い担当部でもございます。病児・病後児保育ということで実際、どうしてもやっぱり小児科の先生、開業医の方をお願いをするということになっておりますけれども、いろんな補助制度も活用した中での準備もさせていただいております。そういったところで、ぜひとも平成22年度中にはもう1カ所設置に向けて、それと、横に保健福祉部長も座っております。飯塚市立病院のほうで、昨年かなりお願いには行きましたけど、どうしてもやっぱりドクターのスタッフにまだまだ余裕がないと。非常に真剣に、市立病院のほうにもとらえていただいております。そういったところで、平成22年度、23年度、将来を見据えた中でこのような施策の充実も、要するにいろんな補助制度、知恵を絞って汗をかいた中で、今後進めていただきたいということ、後輩の皆さん方にはお願いしていきたいというふうに思っております。

原田委員

部長は今年3月でご勇退でございますので、ぜひともその心意気というか精神を継続していただけるように、お願いをしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

委員長

次に、「児童扶養手当について」川上委員に質疑を許します。

川上委員

88ページ、児童扶養手当についてお尋ねします。追加資料が89ページに提出されていて、受給状況が書いてあります。そこでお尋ねしたいのは、受給資格、所得制限はどうなっているのかお尋ねをします。

児童育成課長

所得制限につきましては一応児童扶養手当全額支給の場合は、例えば子どもさん2人の場合は計950,000円それから一部支給が268万円となっております。

川上委員

そこで、そういう所得制限があるんですが、母子家庭のうち、この児童扶養手当をもらっておられる方々というのは何割ぐらいにあたるんでしょうか。

児童育成課長

平成18年度、母子世帯数は2,672世帯、受給者が1,931人で72.3%、平成19年度が母子世帯2,691世帯、受給者が1,933人で71.8%、平成20年度が母子世帯数2,720世帯、受給者1,989人で73.1%となっており、20歳未満のお子さんを持つ母子世帯の約7割の方が受給してあります。

川上委員

先ほどから則松部長がご指名で答弁されておりますけど、この児童扶養手当の受給を受けているご家庭のですね生活は楽だと思えますか、苦しいと思えますか。

児童社会福祉部長

児童扶養手当の受給者につきましては、現在のところ母子世帯が対象になっております。父子世帯につきましては、今までいろんな要望を続けてきた中で、ことしの8月からは対象になります。ある部分は昨年のサブプライムローンに端を発したところのリーマンブラザーズの経営破綻、世界の同時不況で非常に雇用情勢も悪いというような状況であります。しかし私の判断としてはおかげで飯塚市の方はですね、そうまではないと思っております。そういった中でいずれにしましても母子世帯のですね、お母さん方の仕事、1カ月当たりの収入というのは、これは非常に極めて厳しい。そして転職をしようにも、収入のいい転職をしようにも、先ほど言いましたような雇用情勢でございますので、本当に厳しい状況はそれぞれの世帯であろうと思います。例えば、余り詳しく話したらあれですが、正看の方の母子世帯で、先ほど所得制限と言いましたが、この場合ですね、ボーナス別にして月給200,000円位ありましたら所得制限で全部停止の状態になるというのが実情でございます。

川上委員

児童社会福祉部長の認識としては非常に厳しいという御認識なんですね。その認識を市役所が全体としてもっているかということなんですよ。児童扶養手当がある、子ども手当があるという発想で、振り込まれたら差し押さえようと。だから、児童扶養手当を何のためにもらっておるのかと、何のために交付を受けるのかと、交付するのかということ深く受けとめておかないと、差し押さえておいて言いに来れば返しますというのは財務部長のスタンスなんでしょう。だから、先ほどから言うてあるように、このお金は一時的にも消えることが許されないお金なんですよ。入れば使うお金なんです。だから、児童扶養手当の交付をうける世帯のこの苦しさ厳しさということを、我々が共通認識にしておかないと、思わぬことをしてしまうと思うんです。だから、その点については指摘もしておきたいと思えます。

委員長

次に、「ひとり親家庭等医療費について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

次は88ページ、ひとり親家庭等医療費についてということですね。先ほどの予算書の児童扶養手当の下の方にあります、扶助費です。寡婦医療を受けておられる方々は何人おられますか。

健康増進課長

資料の乳幼児、重度障がい、ひとり親家庭等医療費年度推移表でございますが、その一番右側のところになります。右から2番目の21年度見込みのところを見ていただくと、対象人数としては4,343人、これがひとり親の全対象人数でございます。そのうち、寡婦の人数でございますが906人となっております。全体に対する割合といたしましては20.9%となっております。

児童育成課長

この方々からですね、9月末で寡婦医療助成制度廃止になると、どうなるんだろうという相談が寄せられてると思うんですが、どのくらい寄せられてますか。

健康増進課長

制度の改正自体は一昨年の10月に、県の制度が改正されたときに市の取り扱いも同様な形にしております。その制度改正のときには、かなりの問い合わせもございました。昨年の切りかえのときには若干そういったことを尋ねの方はいらっしゃいましたけども、その前年に比べますとかなり少ない問い合わせの件数でございました。

川上委員

この906人の方には明確に9月末までだよということがご認識いただいている状況ですか。

健康増進課長

更新のときにその方たちには内容を記載した文書をおあげしておりますし、窓口でもお問い合わせがあった場合にはそのような説明をいたしております。

川上委員

そうするとこの906人の人たちは、10月以降はどういう新たな負担が生じますか。

健康増進課長

寡婦の方は基本的に40歳から74歳の方になります。40から69歳までの方につきましては自己負担金の3割が負担として出てまいります。70歳から74歳の方につきましては、1割負担ということでございます。21年度で先ほど906名の方といたしましたけども、そのかたが使ってる医療費といたしましては6407万7000円という、全体に占める割合としては40.8%ほどが先ほどの906名の方が医療費として助成を受けてらっしゃいます。

川上委員

20.9%の方々が40.8%の医療費を使ってるんだということを言いたいんだと推察をしました。それで必要があるから医療を受けているわけですね。で、全体で6407万円の自己負担がかかってくると。で、よく考えてみると福岡県は必要だと認めて、この方たちには、健康、命を守るためにこういう助成が必要だということを認めて助成制度を県は作ったわけですね。そして勝手に撤退していったわけでしょう。それで飯塚市は、県が撤退するなら飯塚市が手を出して頑張ろうと言えよよかったんだけど、県が撤退なら市も撤退しようという態度をとったわけですね。それに議会の多数が賛成していくんだけど、私は、今の状況で冷静になって考え直したらどうかと。福岡県に制度を戻せと言ったことがないでしょう、まだ。だから、戻しなさいという要求もするし、市としても財源確保も含めて、よく検討し直すということをやったらどうかと思うんです。必要性があるということはもう明らかですよ、必要性があると認めたから行政は制度をつくったんだから、金がないからやめるっていっただけの話ですから。必要性がなくなったからやめると言ったわけじゃないでしょう、だからぜひ、この際、復活についても検討する必要あると思いますので、これも意見として述べておきたいと思います。

委員長

次に、「保育行政の充実について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

保育行政の充実についてですね、関係予算のところでも質問したいと思います。保育所費がありますけども、それで今回の保育所関係の予算につきましては、飯塚東保育所民営化の影響が一番大きいと思うんです。それで全体としてこの民営化については財政縮減効果を生むと、そこで生まれた財源を別の子供の政策に回すというようなことが言われて来たんだけど、この東保育所民営化の影響がどのようにあらわれておるのか、少しわかりやすく整理してお話を伺いたいと思います。

保育課長

東保育所の民営化効果ということですけど、財源効果といたしまして約4200万円ということ考えております。その内訳といたしまして歳出の部分でマイナスへ1900万円、歳入部分で2200万円ということで民営化の効果として4200万円の効果があったと考えております。

川上委員

それじゃあ、わからないですね。その1900万円が何なのか。歳入の方もよくわからないですね。もう少しわかるように説明してもらえますか。

保育課長

ちょっと細かいことになって申し訳ございませんけど、まずこの中で臨時職員1700万円ということが、今度民営化なることで、この金額がいらなくなってきました。それと賄材料費670万円、これについても要らなくなってくるということ、あと職員が7800万円ということで、これが縮減効果となっています。最終的に歳出縮減がマイナス、それとあと私立を想定いたしますと運営負担金というのがいりますので、その差がマイナス約9千万円かかりますので、公立でありますと1億0900万円ということで、その差がマイナス1900万円。それと歳入といたしましては、これについては公立の場合でしたら5200万円。私立で見ますと7400万円ということで2200万円。先ほど言いました、2200万円と1900万円ということで、4200万円の効果というふうに考えております。

川上委員

ちょっと分かりにくいですね。分かりにくいんですよ、元々。保育料が入らなくなるでしょ。公立保育所分が入らなくなるでしょ。国からの負担分が。だから、そういうやつとかね、一方で私立保育所運営負担金が入るとかね、非常にわかりにくいんですよ。そして、職員が皆退職するわけじゃ、もちろんないし、だから先ほど慎重に臨時職員と言われたんでしょうけど。わかりにくいです。それで、1年ぐらいではわからない。一定期間経たないとわからないというのは、ずっと言われているんですよ。だから平成17年に民営化した横田保育所、一定期間たったんだけど、財政縮減効果はどうかというのを計算したんですよ。どうなってますか。

保育課長

横田保育所の財政縮減効果と言いますけど、それについては、その当時の財政縮減効果は約6100万円となってますけど、今までの分というのは、申しわけございませんけど計算はいたしておりません。

川上委員

だから5年たったら、飯塚東保育所の民営化で財政縮減効果どうでしたかっていったら、5年後の保育課長がそういう答弁するんですよ。私は今度国が、私立保育所運営負担金だってもう知りませんっていうわけですよ。一般財源化するということですよ。そうなってくると公立を民営化しての財政的メリットといったらもっと減るでしょ。だから、今まで次々に民営化してきて、そして齊藤市長は議会の答弁でいくつ残すんですかと聞くと、1つ程度残しますと言われたことがある。則松部長は、まさにそのとおりと追いかけて答弁をしたことがあるんですよ。それで、そういう状況の中で、今度公立保育所あり方検討委員会を、またやろうとしてるわけですね。この公立保育所あり方検討委員会は運営検討委員会ではなくて、実質的には民営化検討委員会になってる。こういう民営化先にありきのやり方は、もう改めるべきじゃないかと思うんですけどどうお考えですか。

保育課長

民営化先にありきということですけども、次世代育成施策推進委員会で飯塚市就学前の子どもに関する教育と保育のあり方について専門部会を立ち上げて、10回の会議を開いて検討していただきました。今年2月26日に、提言書を取りまとめ、会長から市長へ提言が行われています。この専門部会において、検討いただいた項目は就学前の子どもに関する教育と保育の基本方針として、サービスの質と量の向上及びアクションプランの検討、保育所、幼稚園、認定こども園を含めた施設のあり方として、保育所幼稚園届出保育施設の現状と整備計画及び認定こども園についてです。その中で、保育所のあり方で1.公立保育所は、各地域で子育て支援施設としての役割を担うための公立保育所を存続させることを強く求めます。公立保育所は、各地域の拠点として、最低でも5施設を今後も維持継続する必要があります。その他の施設については、施設の民営化もしくは統廃合という選択を行うことが望まれます。また民営化もしく

は統廃合施設を決定するあたり、公立保育所運営検討委員会において十分検討なさるべきと示されております。

川上委員

予算から外れてないということをちょっと言いたいでしょうね。88ページの保育所費の最初のほうに、報酬があるんですね。公立保育所運営検討委員会委員報酬というのを最初に言えばよかったんですけど、それで236,000円なんだけど、ここで何回ぐらいの検討を予定しているんですか。

保育課長

今、予定してるのが8回予定しております。

川上委員

先ほど紹介したように、齊藤市長の以前の答弁、それから部長の答弁、言ったとおりです。今の課長の話の聞くと、にもかかわらず5は残したいということなんですね。ということは、7は民営化する、あるいは統廃合するということなんですね。だから、運営検討委員会というのは、引き続き保育所民営化について議論をするということになるのではないですか。違いますか。

保育課長

5というよりも、最低でも5施設を今後も維持継続ということでもあります。それと今、議員ご指摘でございますけど、その中で公立保育所が飯塚市の規模を考慮すれば、一つの自治体が有する公立保育所としての数は多いとなっております。それは提言書の中に入っておりますけど、福岡県内の公立保育所、私立保育所を平成21年4月1日現在で調べますと、飯塚市は公立保育所が13カ所に対して、私立は17ヶ所でございますけど、公立保育所が全体の43%でございますけど、久留米市は公立が15カ所、私立51カ所で全体で22%という形になっております。大牟田は公立2ヶ所、私立20カ所というふうになっております。それと5ヶ所程度というのは、平成26年までということになっておりますので、最低でも5カ所程度は残していこうということでございます。

川上委員

26年までに5カ所にしようと、ということなんですね。それで、公立保育所運営検討委員会では、直ちに保育所の民営化が対象検討に入っていきいんどしょ。ちょっと確認をします。

保育課長

検討委員会のメンバーは、まず最初に委嘱をするような形になりますので、4月に委嘱した中で検討に入っていきいたいと考えております。

川上委員

別な機会にスケジュールとか、8回とか言われてますので、聞きましょう。それから私は、この公立保育所の運営検討委員会が本当に検討しないといけないのは、私立保育所運営負担金、国庫負担金が一般財源化されて、その姿が見えなくなると、公立保育所の役割はどうなるのかということが、大きいテーマのひとつだと思うんだけど、それについては諮問する予定がありますか。

保育課長

私も心配しておりますけど、議員もご心配していただいてありがとうございますけど、私立保育所運営負担金が廃止、一般財源化になるというのは決定したわけではございませんので、私どもも当然、他の自治体と協力しながら、国県に一般財源化にならないように努力していきたいと考えております。ご理解をお願いします。

川上委員

そのご理解、民主党に言ってくださいよ。こちらは十分理解しているじゃないですか。一般

財源化はだめだと。きちんと確保せよと。昔から今まで言ってるんですよ。だから、民主党政権に今言ってますよ。十分わかっています。皆さんがわかっているかどうか心配しているわけですよ。まだ決まってないとか、そんなこと言ってるような局面じゃないでしょ。だから、運営検討委員会では、そういう局面のときに公立保育所がどういう役割を果たすことができるか、できないかを考えてもらわないといけないということと思うんですよ。だから、今までどおりの民営化のメリット、デメリット論とかいうのは通らないだろうと思います。それから、もう1つ民主党政権で重大な問題があるのは、この福祉施設の最低基準の投げ出し、放棄なんですよ。これが保育所にも押し寄せてくるわけですね。これらについては、この検討委員会では検討するようになってますか。

保育課長

議員ご心配の件でございますけども、保育所には0歳児、一人ついては3.3㎡、2歳から5歳には1.9㎡というような、そういう面積基準がありますけど、東京都において4月から施設基準面積を緩和し、最低基準を自治体の判断に変更することができるようになってます。これは、あくまでも待機児童がいる特例でございますして、本市は現在待機児童もおりませんので、今までどおりの保育基準で実施したいと思います。

川上委員

国が、最低施設基準を投げ出すということを問題にする必要があるんですよ。ナショナルミニマムを投げ出していったら、金のあるところ、金のないところにどんどん違いが出てくるでしょ。ここ、金がないと言っている町じゃないですか。待機児童がいないというふうに言われましたけど、私がお聞きする範囲では、0歳児が途中入所を希望すると、希望のところに入れないというふうに断られるという例がありますよ。それについては、待機児童がないというふうに言えるんですか。

保育課長

議員の知ってある方については、絶対その保育所ということを言われたと思うんですけども、その近くにも保育所ありますので、どうしてもその保育所とか言われますと、先ほど言いましたけど面積基準みたいなのがありますので、隣の近い保育所であれば、入りますのでご心配ならなくて結構と思います。

川上委員

あなた方からは、保育所の施設基準に基づいて0歳児がどのくらいの人数を預かることができるかという数字も見せてもらいましたが、もう預かれないところがいくつもあるじゃないですか。だから、保育所は子どもがとにかく、そこに入れればいいというわけじゃないでしょ。親の勤務だとか、保育に欠ける状態によって、保育所を選ぶ必要があるわけですから。ここで空いてるから何とかなるでしょうというようなことではないでしょ。だから、私はそういう意味では、あなた方のいう待機児童にカウントされないかもしれないけども、やっぱり保育に困る、預けるに預けにくい、そういう状況があるということもよく知っておいてもらいたいなと思います。ですから、この最低施設基準の問題についても真剣に考えないと、子どもが折り重なるというようなことにもなりかねない。預かってください、じゃあちょっと工夫しましょうとかいうわけにはいかないでしょ。そのときは施設を広げるとかいうことなる訳ですから、そのときに国が最低施設基準は終わりと、柔軟に考えてくださいよというふうになると、柔軟に考えてしまうでしょ。

それから歳入に少し係わるんですが、一問だけいいですか。もともと総括で思ったんですけど、保育料がやはり高いわけですね。それで今、1子2子3子でいろいろ減額の措置も取られているのは承知しております。しかし、私は、保育料ですね、第一子について、5,000円減額措置をとるとね、減免措置をとると、その財源が幾らいるのかね、一度考えてみてもらった

らどうかと思うんですよ。第一子に5,000円減額なると大きいですよ。試算するところがあると思うんで、答弁求めます。

保育課長

委員ご指摘の前にちょっと、飯塚市の保育料のことについて、ちょっとご説明させていただきます。国が決めている保育料の最高額、今80,000円なんですけど、22年の4月から104,000円にするようになっております。飯塚市の保育料が最高額が57,500円でございます。飯塚市の保育料は政策的に7階層12区分で設定をしております。その差額は、当然飯塚市が負担するようなかたちになっております。飯塚市は、財政的にも大変厳しい中ですけど、国の保育料に比べて、約20.9%まで下げている状態になっております。また、生活保護世帯や市民税非課税世帯の母子世帯等が無料となっており、幼稚園を含め、2人以上入所される場合は、保育料の高い方が半額の保育料となり、3人目につきましては、無料の保育料となっております。それで今、前から議員の方から5,000円下げたらどうなるかということを言われてましたので、21年4月の入所児童に2,914名で第一子に5,000円、第二子については、半額としての2,500円値下げして考えますと、約1億5333万円が飯塚市の負担が増えるということでございます。

川上委員

もう質問はしませんが、ひとこと言うと、生活保護を見てるとかは言われたでしょう。それは、財源としては負担があるというふうに言えないでしょう。言えますか。きちんと国が措置してるでしょう。国が負担金を出し、地方交付税で措置してるでしょう。だから、その辺までカウントして、負担してますよという言い方は、どうかと思いますけどね。それは指摘しておきます。いずれにしても、もう少し工夫すれば引き下げられて助かるところもたくさんあると思います。子ども手当も助かるんだけど、現物支給というか、現場で助かる制度を作っていくのも大事だと思いますので、申し上げておきたいと思います。

委員長

次に、「児童クラブ運営について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

予算書93ページ、追加資料も90ページ及び15ページに挙げられております。93ページの委託料のことなんですけど、児童クラブ運営等委託料なんですけど、この積算の中にですね、算定の中に市の職員の給料の引き下げ分が反映しているでしょう。どのくらい反映しておるのかね、お尋ねします。

児童育成課長

委託料の中には入っておりません。

川上委員

いや、その、入らないんですよ、とってるから。去年の給料削減を考慮しない額との比較で、どのくらい影響があるかということ聞いてるんです。

児童育成課長

今ご指摘の人員費を伴う委託料の算定につきましては、市の臨時職員、嘱託職員の賃金を参考にいたしております。児童クラブの運営等委託料の算定につきましては、市臨時職員の有資格者単価を参考にして算定しております。したがって、平成21年度における期末手当の支給額0.11カ月分は減額をいたしております。一人あたりにして金額として13,000円ぐらいになるかと思っております。

川上委員

また年度途中でね、何らかの理由で、職員の給料が引き下げられるということになった場合は、また去年のように補正で委託料を返せというような話にしたいと考えておられますか。

児童育成課長

あくまでも、市の臨時職員の賃金を参考に算定しております。それで、昨年はその手当は減額ということになりましたけど、今年度は臨時職員も賃金が7,080円となり90円の増加となっておりますので、それを合わせたところで増額をいたしております。

川上委員

年度当初の最初の契約の時に、委託料算定の中に本市の職員の給与の水準を、或いは賃金の水準を考慮に入れるというのは、当然あることじゃないですか。その問題は、年度途中で職員の不利益があったからといって、本市職員の不利益があったからといって、年度当初に契約が終わっている委託料を、年度途中で委託料を切り下げて、しかも、その委託先の職員の人件費、給料を減らせということが偽装請負にもあたるといふ指摘をしてきたでしょう。だから、そのところ真剣に考えてもらいたいと思うんですよ。後でまた上がるときもある時は上げるんだからと言われるけど、上がる時はいいじゃないですか。本当なんですよ。上げるのはいいですよ。不利益を押しつけるというのがいかんということなんです。皆さん、麻痺してるかも知れないけど、不利益不遡及の原則ってあるじゃないですか。それと少しニュアンスは違うけど、委託先の労働者に不利益不遡及の原則を押しつけるという行為なんですよ。絶対駄目です。よく検討して下さい。質問を終わります。

委員長

次に、「青少年健全育成会補助金について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

145万6000円。この根拠を、資料がありましようから、それも示しながら説明して下さい。

児童育成課長

この補助金は、飯塚市青少年健全育成会連絡協議会は、各地区に組織された地区内の青少年の健全育成の諸問題について協議し、地区住民と一体となって実践活動している団体であり、青少年健全育成会補助金は、青少年の健全な育成及び非行防止活動を支援することを目的として支出しております。合併後、関係団体の協議により組織の統一が図られ、補助金についても平成19年度以降算出方法の統一を図りまして、これにより、平成22年度につきましては、均等割による66,500円に13地区を乗じた864,500円と人口割4円42銭によります地区人口133,613人を乗じた590,570円で算定し、合計145万6000円として計上いたしております。

川上委員

わかりました。

委員長

次に、「生活保護費について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

94ページ 民生費、扶助費、生活保護費についてお尋ねをいたします。最近の報道によると、全国の生活保護が180万ということなんですね。1950年以来、非常に大きいピークを作っておりまして。しかも短期間に。これは、基本的には小泉構造改革の敗北と言って過言でないと思います。政策的誤りによることなので、キチンと国が責任をもって対応するべきだと思うんですけども。本市においても、ほぼ世帯数、人員が91ページの数字を見てもですね、非常に増えております。それで、内容についてもですね、難しいケースも出てきておるように聞いております。そこで、私が問題にしたいのは、ケースワーカーが足りないのではないかとということなんです。それで、現在のケースワーカー配置状況が91ページに書いてありますけれども、一人あたりの件数、更に一番多い担当を抱えている人はどれぐらい件数を抱えている

のか、そういった方が何人おられるのか、そういったところをまず聞かせて下さい。

保護第一課長

ケースワーカー一人あたりの持ち件数でございますけれども、2月末現在で平均いたしまして、一人88件の持ちケースとなっております。そして、ケースワーカーの担当世帯、ランクと申しますか、持ち世帯別に割り振ったところと言いますと70世帯代の持ち経験のあるケースワーカーが13名おります。80世帯代の持ちケースワーカーが17名おります。90世帯代が11人おります。100世帯から106世帯を持っておるケースワーカーが6人おります。その他に、県費と一般世帯を合わせて大体100ケースぐらい持っているケースワーカーが2人おります。総員で49名でございます。今、答弁しましたように、80世帯代の持ちケースのケースワーカーが17人で、一番多い層になっております。以上です。

川上委員

法律が求める標準というのはどれぐらいの、持ち件数はどれぐらいなのでしょう。

保護第1課長

社会福祉法で定められております1人あたりの持ち件数といいますのは、これはあくまでも標準でございますけれども、80世帯に1人ということになっております。

川上委員

そうすると、すでに80台というのは80世帯を超えておるわけですから17、11、6、2、要するに大半が標準を超えておるといことなんですね。それで、仮に80ということで、平均80ということにするためにはケースワーカーの皆さんはあと何人必要だと思われませんか。

保護第1課長

これも2月末現在の被保護者世帯数が4,351世帯でございます。この中で80世帯で割り戻しますと、54.4人となります。現在、保護第1、第2課で49人のケースワーカーがおりますので、54.4人から49人を引きますと、理論上は5.4人不足している状態でございます。

川上委員

この人数を増やすためにはお金もいるんでしょうけど、法的手続というか行政上のルールとしては、どうすれば6人を増やすことができますか。

保護第1課長

この増員につきましては、いわゆる法的なルールとかそういうものはないと思います。飯塚市の組織機構の中で適正な配置というようなことがいろいろ問題になりますけれども、全体的な配置を考え、福祉部門にどのぐらいの人員を配置するというような考え方の中で、定員というのが定められるのではないかと思います。

川上委員

新たな財源を見つけてということも考えられるし、それから市長と目があいましたけど、名古屋事務所を撤退して二人は確保するとかいうようなこともいろいろ考えられると思うんですよ。職員が福祉サービスを充実するためにも、それから職員が倒れたりしないためにも、6人不足している、5.4人不足してるといことですので、これは早急に法の求める標準との関係で5.4人不足してることなんですよ。ですから、そういう意味では早急に解決しなければならない課題だと思いますので、ご検討いただきたいというふうに思います。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑をします。質疑ありませんか。

川上委員

一つだけ、通告外で恐縮ですが、81ページに。障がい者自立支援審査会の予算が計上されております。非常に重要な予算なんですけど、若干、二、三問お尋ねします。審査会の活動状

況がどういふふうになつてゐるのか、ご説明願ひたいと思ひます。

社会・障がい者福祉課長

障がい者自立支援審査会につきましては、障害者自立支援法の規定に基づきまして、市町村が条例に基づき設置いたしております審査会ですが、だいたい現在の活動状況といたしましては平年ベースで年間28回を2つの合議体に分けて開催いたしております。ただ、21年度が法施行後3年目ということで更新の時期に当たつておりましたので、若干多い32回の予算を組んでおりましたので、22年度はと前年度予算対比では若干減額になつた状態となつております。

川上委員

自立支援法については、応益負担が厳しいために、従来措置制度の時代に無料だった方々の多くが自己負担を強いられると、1割ではないかと言われるんだけど、そこがなんて言うか、暮らしの破壊、命にかかわるところなんですね。それでそういう意味では障がいを持った皆さんがそれに負けないで、命がけで自立支援法の廃止を求めて様々な取り組みを行われて、民主党政権も自立支援法の廃止ということをおつたんですが、政権についた後はそこまでは、言いきらなくなつたんだけど、改善をしたんです。それで一部改めたということなんだけど、その影響がどのように出ているかお尋ねします。

社会・障がい者福祉課長

障害者自立支援法につきましては、法施行後いろんな見直しが行われております。19年度から20年度にかけては、上限額の引き下げが行われましたし、21年度は資産要件の撤廃や事業者報酬の抜本的な引き上げなどが行われております。さらに現在の新政権によりまして、平成22年度4月からの軽減措置といたしまして、福祉サービス給付費、補装具給付費、日常生活用具給付費に対します非課税世帯、低所得者所帯の利用者の負担が無料になると、負担なしという状況になることが、今制度として市町村に通知がっております。

川上委員

その制度改正によって、本市では自己負担0の方々の割合はどのくらいになりますか。

社会・障がい者福祉課長

今年の1月末現在の受給者証を発行された方で、一応うちのほうで試算いたしました結果になりますが、1月末現在で954人の方に受給者証を発行いたしております。その内訳といたしまして、生活保護世帯は222人の23.3%、それから低所得者世帯、非課税世帯が609人の63.8%、生活保護世帯と非課税世帯を合わせました人数が831人となりまして受給者証を発行している方の87.1%の方が、自己負担がなくなるということに試算上なります。

川上委員

サービスに関してはそういうことになつておるわけですけど、それでこの改善というのは小泉構造改革のもとで、社会保障費を毎年毎年2,200億円削るとというのがありましたね。2,200億円の上にまた2,200億円積んでいくわけですから大変な額なんですけど、それ今掘り崩しているわけですね。それで、このときに障がい者分野の予算が削られたのが300億円、今度の改正で取り戻したのは100億円なんですね。これを公約どおり民主党が300億円取り戻しておけば、その他の負担についても改善ができたと思うんだけど、これはこれからの課題だと思いますけど、それができない間をいろいろ調べて市で対応できることについては対応していく必要があるかなと思ひます。直接この審査会と関係ありませんでしたけど、関連して発言させていただきました。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

佐藤委員

すみません、92ページ、穎田児童センター新築工事地盤調査委託料430万円、93ページに穎田児童センター新築工事設計委託料1,120万円について、新築場所はどこを想定されて予算計上されたのかお伺いいたします。

児童育成課長

建築場所につきましては、現在検討中でございます。

佐藤委員

想定も何もしてないということですね。それで予算があげられるのかどうか疑問に思いますが、そのへんいかがでしょうか。

児童育成課長

ちょっと答弁にならないかもしれませんが、場所のほうは一応検討中ということでご理解をお願いいたします。

佐藤委員

財務部長、自分の経験上、場所が決まって予算設計、予算が上がってきたように今までの経験上思いますけども、飯塚市ではこういうことが起こり得るのでしょうか。場所も決まってない。設計だったらわかりますよ。地盤調査委託料とか、これでいいんでしょうか。こういう予算の組み方を今までされてきたんでしょうか。

財務部長

予算を上げるときには、ある一定の方向性を出した中で計上していくわけですけど、今回の穎田の分につきましては、小中学校、それと公民館と、あと児童センターですね、この建物について複合化という形で今検討をいたしております。実際、今の段階でどこという形での場所決めが決定できていない状態でございますので、今課長が答弁申し上げましたように、どこということを明確にお答えできない状況でございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、第3款「民生費」について、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 19:13

再開 19:14

委員会を再開いたします。おはかりいたします。議案第32号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明日3月17日、午前10時から委員会を開き審査といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号については本日の審査をこの程度にとどめ、明日3月17日、午前10時から委員会を開き審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成22年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れ様でした。